

法務総合研究所研究部報告

20

—行刑施設の収容動向等に関する研究—

2002

法務総合研究所

は し が き

法務総合研究所研究部が、最近実施した調査研究の結果を取りまとめ、ここに研究部報告第20号を刊行する。

報告第20号として報告する調査研究は、行刑施設の収容動向等に関するものであり、検察統計、司法統計及び矯正統計を含む公刊の統計資料を利用して、行刑施設全体の収容動向のほか、地域別の収容動向、被収容者の身上・属性別の収容動向に関連のある事象の探索を行うとともに、コンピュータ・シミュレーションによって、複数の仮想モデルを前提とした将来の収容動向予測を行おうとするものである。

我が国の行刑施設の平成13年12月31日現在の収容人員は、速報値ながら6万5,507人(うち既決被収容者は5万3,646人)であり、全体の収容率は102.0%、既決被収容者では110.9%に達している。この数字は、我が国が経済的に一応の安定期を迎えたと見られている昭和50年代以降では最も高く、平成3年以降は10年連続で上昇を続けているという状況にある。その結果、過半の行刑施設が定員オーバーとなっており、施設の規律・秩序の維持及び矯正処遇の実施の両面で、幾つかの問題も生じ始めている。

本研究報告は、数年先の収容動向予測を行うことだけを目的としているのではなく、近時の収容動向の変動メカニズム及び収容動向に影響を与えている事象を明らかにすることを通して、将来の矯正処遇の一層の効率化に資する資料の提供をも視野に入れている。

分析・検討の結果、解明するに至らなかったものも幾つか認められるが、本研究部報告で得られた成果が、将来の矯正行政の運営方針を考えて行く上での一助となるなら幸いである。

最後に、本研究の実施に関して、御理解と御協力を賜った法務省矯正局の関係各位に対し、心から謝意を表する次第である。

平成14年5月

法務総合研究所長

坂 井 一 郎

要 旨 紹 介

本報告を利用するに当たっての参考に、下記のとおりその要旨を紹介する。

1 研究の実施概要

本研究は、検察統計、司法統計及び矯正統計を含む公刊の統計資料を利用して、行刑施設全体の収容動向のほか、地域別の収容動向、被収容者の身上・属性別の収容動向に関連のある事象の探索を行うとともに、コンピュータ・シミュレーションによって、複数の仮想モデルを前提とした将来の収容動向予測を行おうとするものである。

2 研究結果

分析・検討結果をまとめると、大略次のとおりとなる。

- (1) 受刑者の収容動向は公判請求人員の動向と、未決被収容者の収容動向は勾留人員の動向と、それぞれ強い因果関係が認められ、公判請求人員の動向と勾留人員の動向との間には高い相関が認められる。
- (2) 離婚率、家事事件率、完全失業率、勤労世帯可処分所得等と犯罪率の間には統計上有意な相関が認められたが、これらの事象の将来的観測からすると、今後、収容動向が減少に転じることをうかがわせる要素は見出し難い。
- (3) 捜査機関の検挙率は流動的であるが、検挙人員はわずかながら増加を続けており、公判請求人員はそれを上回る形で増加している。
- (4) 勾留期間及び言渡刑期は、変動幅は小さいものの、年々長期化する傾向にある。
- (5) 執行猶予率、仮出獄率及び刑の執行率はここ10年間はほぼ横ばいであり、大きな変動はない。
- (6) 勾留動向に地域格差はあるものの、ここ15年以上、その格差に大きな変動は生じていない。

上述の分析結果を踏まえ、昨年11月に内閣府が公表した経済見通し、民間の野村総合研究所が明らかにした中期経済見通し等を参考として作成した、①平成13年の犯罪発生状況が平成14年も変わらないが、その後は徐々に下降線をたどり始める、②平成14年は平成13年より犯罪発生件数は増加するが、その後は下降線をたどる、③平成14年以降平成17年まで犯罪発生件数は増加を続ける、という3つのシナリオに従って、向う5年間の収容動向のコンピュータ・シミュレーションを行った。

その結果、行刑施設にとっては最も楽観的と思われる①のシナリオにおいても、平成17年の一日平均収容人員は、既決被収容者は6万1,800人前後、未決被収容者は1万2,400人前後になり、平成13年の一日平均収容人員を合計で約1万1,200人上回ると推計された。

もちろん、シナリオは収容動向に影響を及ぼす諸条件が大きく変わらないことを前提にしており、捜査技術の改良、捜査力の配分の再見直し等から凶悪・重大犯罪の検挙・摘発が増加したり、罪種別の構成比が今以上に大きく変動したりするようなことになれば、収容動向は上述のシミュレート結果を上回ることになる。

3 研究結果を踏まえての今後の課題

前述したように、犯罪率は完全失業率、離婚率、家事事件率等と統計的に高い相関が認められるのであるが、このような社会・経済事象の将来動向についての観測を前提にすれば、これから先の数年間に関する限り、犯罪率が低下するとは考え難い。

もちろん、行刑施設の収容動向は、検挙率、公判請求率、実刑率等にも関連しており、これらの将来動向にも依存しているわけであるが、捜査技術の向上、捜査力の増強、捜査力の配分の見直し等により、捜査そのものの強化が図られていくだろうことは疑いなく、そういった事情を考慮するなら、被収容者全体の収容増は当面避け難いように思われる。

したがって、矯正施設職員一人当たりの負担はその分増加していくことになるわけであるが、被収容者全体の収容増だけに目を奪われることなく、初入者、外国人受刑者等の増加という質的な変化にも着目しながら、職員及び処遇・教育資源の配分をいかに行い、どのような矯正処遇をどのような形で付与して、個々の受刑者の社会復帰をより効果的な形で実現して行くかが、今後の重要な課題といえる。

また、本研究では、収容動向を予測するため、これと相関する事象の探索を行うとともに、各事象の収容動向に与える影響度を調べるためにシミュレーション・システムを開発した。これらの知見が矯正処遇の在り方を考えて行く上での有益な資料となることは言うまでもないことであるが、取り分け、相関が見い出された幾つかの事象に関しては、被収容者に対して行われる分類調査等の地道なフィールド・スタディ又はフィールド・ワークを通じて、犯罪原因の探求へと高められていく可能性を有しており、更なる相関事象の探索を通じて、より精緻な分析へと歩を進める可能性は少なくない。このように、収容動向の予測及びこれと相関する事象の研究は、矯正処遇のために用意されている人的・物的資源の効率的配置に資するということだけにとどまらず、教育プログラムの編成、準備等を考えるための戦略的情報を得るための、極めて有用な手段だと考えられることから、今後もこの種の研究が引き続き行われることを望むものである。

研究部長

加 澤 正 樹

行刑施設の収容動向等に関する研究

仙台矯正管区

第二部長

(前研究官) 滝 本 幸 一

研究官補 細 川 英 志

目 次

第1 研究の目的及び方法	5
1 研究の目的	5
2 研究方法	5
第2 行刑施設の収容の現状	6
1 未決被収容者の収容の現状	6
(1) 収容分類級別収容の現状	6
(2) 女子受刑者の収容の現状	7
(3) 職員の負担率等	7
第3 行刑施設の収容動向のメカニズム	8
1 受刑者	9
(1) 新受刑者数	9
(2) 在所期間	16
2 未決被収容者	20
(1) 新未決被収容者数	20
(2) 勾留期間	23
第4 犯罪認知動向に関連する事象	30
1 生物学的要因及び心理的要因	30
2 社会学的要因	31
(1) 家庭	31
(2) 職場又は職業	34
(3) 国籍	36
(4) 貧困	37
(5) 年齢	39
(6) 性別	40
(7) ニューメディア等	40
(8) 検挙率	42
(9) 家出及び自殺	42
第5 地域別及び被収容者の属性別収容動向	45
1 地域別未決被収容者収容動向	45
2 外国人被収容者の動向	52
3 女子被収容者の収容動向	55
4 高齢受刑者の収容動向	58
5 初度入所受刑者の増加	58
第6 収容動向の将来予測	59
1 シミュレーション・システムの製作	59
2 影響事象の具体的影響度	63
(1) 入所数の変化と収容現員の変化のタイムラグ	63

(2) 想定シナリオでの具体的シミュレーション.....	64
第7 まとめ.....	71

第1 研究の目的及び方法

1 研究の目的

我が国の行刑施設の平成13年12月31日現在の収容人員は、法務省矯正局の速報値によると6万5,507人（うち既決被収容者は5万3,646人）となっており、全体の収容率は102.0%、既決被収容者では110.9%に達している。

図1は、昭和55年以降の行刑施設の一日平均収容人員の推移を見たものであるが、我が国が経済的に一応の安定期を迎えた昭和50年代以降で見ても、平成13年は6万3,415人と最も高く、平成3年以降10年連続で上昇を続けている。

その結果、過半の行刑施設が定員オーバーとなっており、施設の規律・秩序の維持及び矯正処遇の実施の両面で、幾つかの問題も生じ始めている。

本研究は、行刑施設のこれまでの収容動向と統計上相関のある事象を分析することを通して今後の収容動向を予測することにより、同変化に的確かつ効果的に対応し得る施設内処遇の在り方を考える上での参考資料を提供しようとするものである。

なお、本稿において、意見にわたる部分については、私見であることを、あらかじめお断りしておく。

2 研究方法

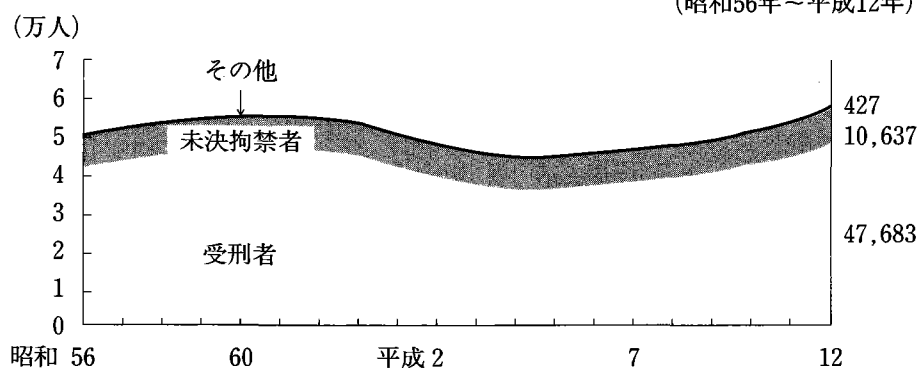
分析の対象は、以下に示す4項目とする。

- (1) 受刑者及び未決被収容者の収容動向に影響を与えている、刑事司法過程上の諸事象の影響度
- (2) 犯罪認知件数の動向に関連する社会・経済事象
- (3) 地域別被収容者動向
- (4) 属性別被収容者動向

これらの分析は、犯罪若しくは非行又は犯罪者若しくは非行少年に関する数々の統計データを利用することを通して行うが、さらに、これら関連事象の将来動向についての予想を踏まえつつ、行刑施設の収容動向をシミュレーション等の手法を用いて検討・予測する。

図1 行刑施設一日平均収容人員の推移

(昭和56年～平成12年)



注 1 矯正統計年報による。

2 「その他」は、死刑確定者、労役場留置者、引致状による留置者、被監置者、観護措置仮収容者である。

第2 行刑施設の収容の現状

1 未決被収容者の収容の現状

表1は、四つの大規模拘置所とそれ以外の行刑施設の昭和60年、平成2年、7年及び平成12年末の収容率の推移を示したものである。平成2年と12年の収容率の差は、全体として見れば、26.9ポイントであるが、大規模拘置所以外に行刑施設では18.4ポイントであるのに対して大規模拘置所は53.2ポイントと、約3倍近くになっていることが分かる。

表1 都市部拘置所及びその他行刑施設未決収容率の推移

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年
都市部拘置所	66.6%	48.7%	73.2%	101.9%
東京拘置所	61.0%	41.4%	79.8%	101.9%
名古屋拘置所	71.4%	51.6%	66.4%	82.0%
大阪拘置所	66.2%	55.8%	70.7%	107.9%
福岡拘置所	85.9%	54.3%	62.8%	104.8%
その他の行刑施設	58.6%	41.5%	45.9%	59.9%
全 国	60.7%	43.4%	53.3%	70.3%

注1 法務省矯正局の資料による。

2 福岡拘置所は、平成8年5月11日に福岡拘置支所が本所に昇格したもの。

2 受刑者の収容の現状

(1) 収容分類級別収容の現状

受刑者は、矯正処遇を効率的に行うことなどの趣旨から、犯罪傾向の進んでいないと判定された者(A級)と進んでいると判定された者(B級)とは原則として別の施設で処遇される扱いとなっている。

表2は、A級及びB級受刑者を収容している施設別に、平成2年、7年及び12年の収容率の推移(昭和60年は記録なし)を見たものであるが、12年末時点で、いずれの系統の施設も100%を超えていることが分かる。

また、F級(日本人と異なる処遇を必要とする外国人)受刑者は、ここ10年急増しており、12年のF級新受刑者数は、平成3年の7.84倍の1,703人となっている。平成12年末の収容現員は1,968人で、移送を待っている受刑者を含めると、収容施設は25施設に及んでいる。

表2 A級系列施設・B級系列施設別収容率の推移

	平成2年	平成7年	平成12年
A系列施設合計	72.7%	74.4%	105.6%
B系列施設合計	87.1%	80.7%	102.1%
全 国 合 計	83.3%	78.8%	103.1%

注 法務省矯正局の資料による。

表 3 行刑施設女子既決収容率の推移

	昭和60年	平成 2 年	平成 7 年	平成12年
女 子 施 設 計	117.5%	89.8%	83.3%	119.9%
札幌刑務支所	107.2%	109.9%	112.6%	125.2%
栃木刑務所	143.6%	96.2%	91.3%	117.2%
笠松刑務所	101.1%	95.6%	83.0%	122.4%
和歌山刑務所	112.8%	79.8%	67.5%	118.8%
岩国刑務所	—	73.0%	79.2%	117.1%
麓刑務所	132.3%	94.9%	94.4%	124.7%
その他の行刑施設	194.2%	81.5%	76.5%	228.2%
全 国	120.0%	89.4%	83.0%	124.4%

注 1 法務省矯正局の資料による。

2 昭和60年では岩国刑務所は、岩国少年刑務所であった。

(2) 女子受刑者の収容の現状

表 3 は、平成 2 年、7 年及び12年の女子受刑者の収容率の推移を示したものであるが、12年末には119.9%に達していることが分かる。

(3) 職員の負担率等

法務省司法法制調査部から得た速報値によると、平成13年の一日平均収容人員は、平成12年から更に、7.9%増加して、6 万3,415人となっている。

これを、刑務官一人当たりの負担率で見ると、過去20年間において第一の山に当たっている昭和60年は、3.6であるが、平成13年は0.6ポイント高い、4.2となっている。

また、表 4 は、不服申立率（年間の不服申立件数を一日平均収容人員で除したもの）であるが、平成12年は7年の2倍以上になっている。近年、被収容者からの苦情・不服の申立ては増加傾向を示しており、これらの処理・対応に多くの時間と労力を割かねばならない現状が浮き彫りとなっている。

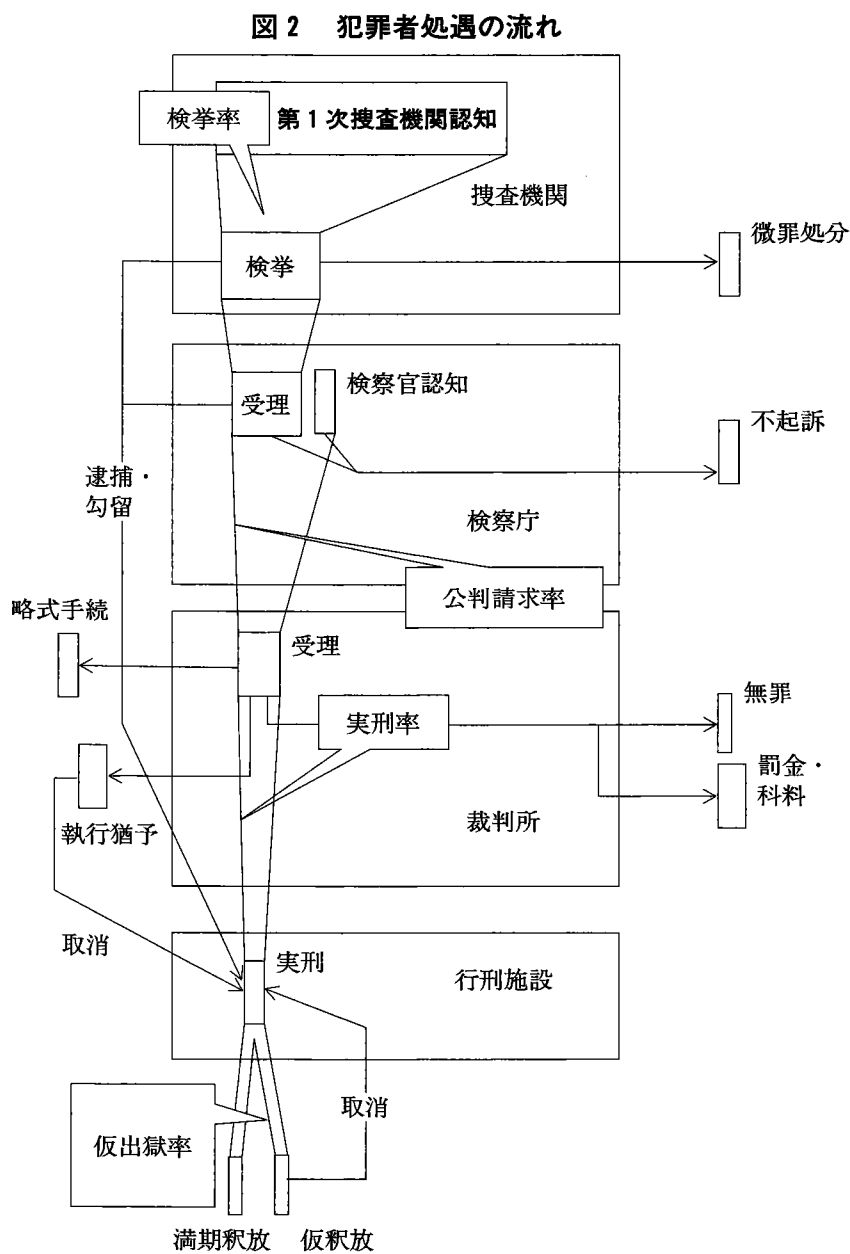
表 4 不服申立率の推移

	昭和60年	平成 2 年	平成 7 年	平成12年
不 服 申 立 人 員	1,791	1,395	1,412	4,221
一日平均収容人員	55,263	48,243	46,535	58,747
不 服 申 立 率 (%)	3.2	2.9	3.0	7.2

注 法務省矯正局の資料及び矯正統計年報による。

第3 行刑施設の収容動向のメカニズム

図2は、犯罪を処理する刑事司法手続の流れの概要を示したものである。



行刑施設には、逮捕又は勾留された被疑者・被告人、懲役、禁錮及び拘留の執行を受ける受刑者のほか、労役場留置者及び被監置者を収容することから、厳密に言えば、それらすべてについて時系列変化を見なければならぬのであるが、被疑者・被告人及び懲役・禁錮受刑者を除く被収容者は全体のわずか1%未満にすぎず、その比率はここ20年間ほとんど変わっていない。換言すれば、被疑者・被告人(以下、「未決被収容者」という。)及び懲役・禁錮受刑者(以下、単に「受刑者」という。)の収容動向が行刑施設全体の収容動向を左右していると言っても過言ではない。

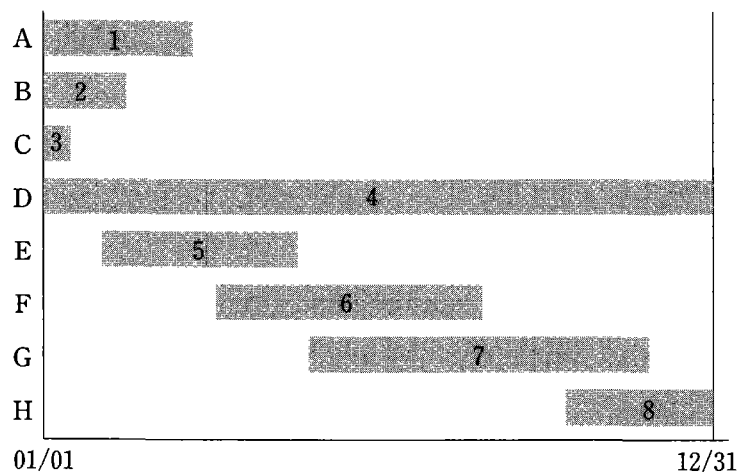
そこで、本研究では、上記受刑者及び未決被収容者の二つのグループについて、その収容動向に関連を有する事象を分析することにしたが、収容動向を示す指標としては、「一日平均収容人員」を採用し、分析を進める方法としては、犯罪者処遇過程を時間的にさかのぼる形で、個々の因子の具体的な影響度を探るという方法を採用した。

ところで、単位年の一日平均収容人員は、毎日の収容現員を一年分積み上げたもの(収容延人員)を通常年なら365、うるう年なら366で除したものであるが、それは一年間に施設に在所した者(この中には、当該年内に新たに入所した者のほか、前年から引き続き在所する者が含まれる。)の当該年における在所日数の合計を、うるう年なら366、それ以外の年は365で除しても算出できる。

図3は、被収容者の在所状況を簡略化して示したものであるが、一日平均収容人員は、対象年の1月1日時点で既に在所している者(AからD)及び対象年に新たに入所してきた者(EからH)の年内の在所期間の合計(1+2+3+4+5+6+7+8)をその年の日数で除した値であることから、一日平均収容人員は、その年に在所していた人員とそれぞれの在所者の在所期間によって決定されることが分かる。

次に、一日平均収容人員を決定する変数である在所者数及び在所期間について、受刑者及び未決被収容者の別に、その動向に影響を与えている事象とその具体的な影響内容を順次検討していくこととする。

図3 所在の状況に関するイメージ



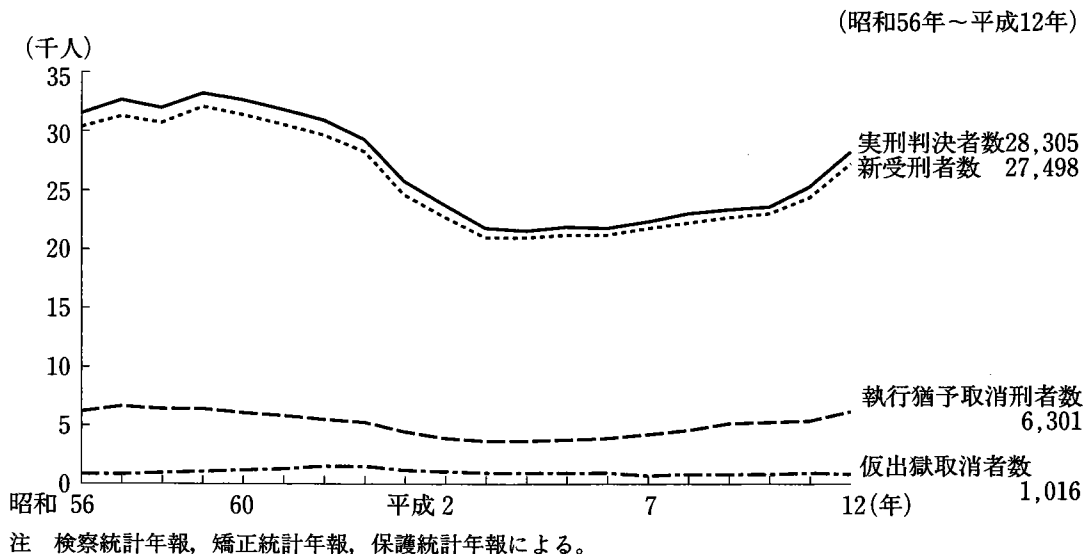
1 受刑者

(1) 新受刑者数

ア 実刑判決確定者数等

図4は、昭和56年以降の懲役・禁錮実刑判決確定者数、仮出獄取消者数、執行猶予取消者数及び新受刑者数の推移を見たものである(なお、通常第一審としての家裁での処理事件については統計がないた

図4 新受刑者数、通常第一審の実刑判決者数、執行猶予取消刑者数
及び仮出獄取消刑者数の推移



め、実刑判決確定者数の中に組み入れることができなかった。以下、同じ。)

図からも明らかなように、実刑判決者数と新受刑者数の年次変化はその動きが近似しており、執行猶予取消刑等の執行は別の刑の執行と併せて行われるケースが少なくないことを示している。

イ 公判請求人員等

この懲役・禁錮実刑判決確定者数は、公判請求された者の数（以下、「公判請求人員」という。）、執行猶予率、無罪（公訴棄却、免訴等を含む。）率等によって決まる。

図5は、昭和56年以降の公判請求人員、執行猶予率及び無罪率の推移を見たものであるが、執行猶予率に大きな変化がないこと及び無罪率は極めて低い数字であることが分かる。

無罪率及び執行猶予率が前述したような状況にあることから、懲役・禁錮実刑判決確定者数は現状では公判請求人員によってほとんど決定されているといえる。

ウ 公判請求率、検挙率等

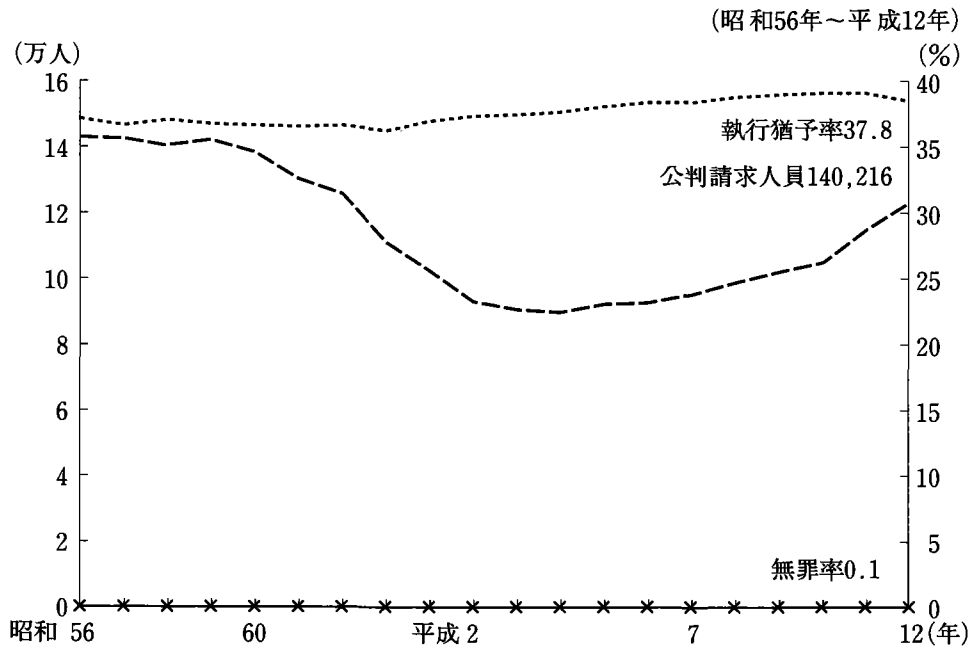
イで述べたように、新受刑者数は、公判請求人員の動向に強い影響を受けている。さらに、公判請求人員の動向に影響を与えている事象は、犯罪認知人員、検挙率及び公判請求率である。犯罪認知人員については、ひとまずおいて、それ以外の事象について、最近の動向を順次見てみよう。

a 公判請求率

微罪処分等の範囲が罪種ごとに明確に指定されていることから、それらの罪種の送致基準が年によって大きく変動するとは考えられない。このほか、送致人員の少年比が大きく変動したような場合、それが公判請求率にはねかえってくるわけであるが、交通関係業過を除く刑法犯検挙人員中の少年比が昭和56年以降はほぼ50%前後で推移していること、覚せい剤取締法違反については平成元年以降は5～8%の低い値にとどまっていることなどの事情を踏まえれば、ここ10年程度の期間で見ると、その影響はあまり大きいとはいえない。

図6は、昭和57年から平成12年までの検察庁新規受理人員の推移を、図7は、罪種別の公判請求人員の推移を示したものであるが、昭和63年以降、新規受理人員には大きな変化が見られないのに対して、公判請求人員は、強盗、窃盗、恐喝、傷害、強姦等の公判請求人員が平成8年以降上昇傾向にあることが分かる。

図5 公判請求人員・執行猶予率・無罪率の推移

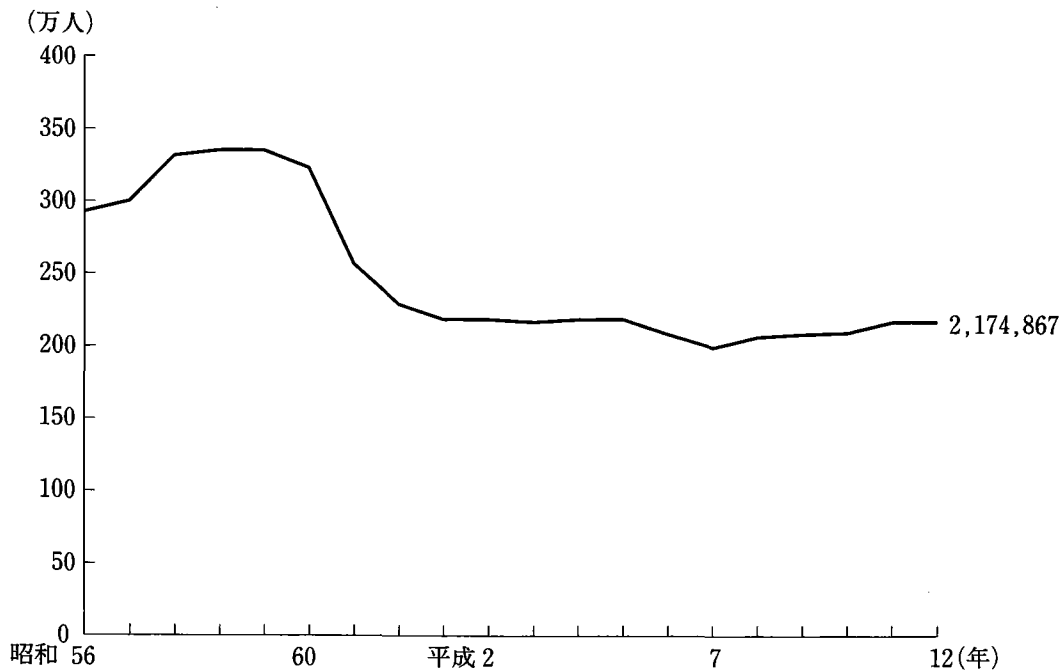


注 1 検察統計年報による。

2 「執行猶予率」とは、有罪判決を受けた者のうち、執行猶予判決を受けた者に比率をいう。

3 「無罪率」とは、全確定裁判のうち、無罪判決及び公訴棄却、免訴等が確定した者の比率をいう。

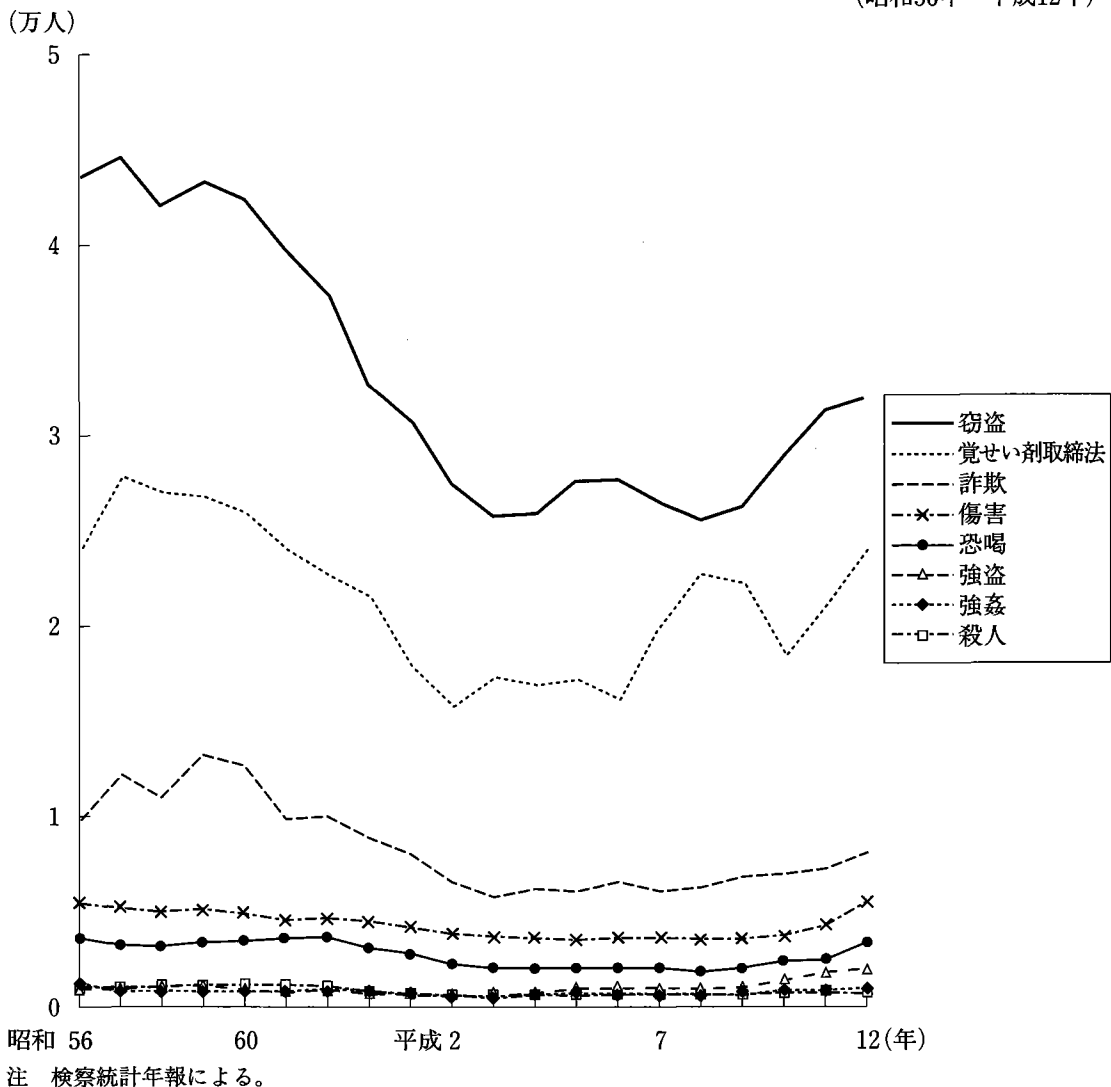
図6 検察庁新規受理人員の推移



注 検察統計年報による。

図7 罪名別公判請求人員の推移

(昭和56年～平成12年)



刑事訴訟法第248条が定めるごとく、公判請求を行うか否かは検察官の裁量に属する事項であるが、その判定基準は相当程度に高い客観性を有しており、同じ罪状、罪質のものなら、年が異なっても、その判定が異なる可能性は低いと考えられる。図7のように、新規受理人員に大きな変動がないのに、一部の罪種では公判請求人員が増加しているという現象は、後述するように、捜査機関における捜査効率重視型の捜査力配分の結果である可能性が高いと思われる。

捜査力の重要犯罪へのシフトは、①重要事件の検挙率がそれ以外の事件の検挙率よりもおしなべて高い、②同じ窃盗事件の中でも重要窃盗事件の検挙率はそれ以外の窃盗事件の検挙率よりも高い、といった事実からも容易に推測できるところであるが、昨年5月31日付けでハイホー・ネット (<http://home.hi-ho.ne.jp>)に掲載された記事によると、警察庁刑事局は微罪処分の範囲を拡大するなどの措置を通じて、「一線の負担を減らして重要事件捜査にシフトさせたい」としており、それからすると、捜査力の重要事件へのシフトの継続はこれからも続くと考えるのが合理的なようである。

b 検挙率

検挙率は、認知された犯罪の行為態様、証拠の状況、犯人の身上及び彼を取り巻く周辺環境、捜査機関の摘発能力等、数多くの不確定要素に影響を受けることから、比較的変動が生じやすい変数といえ

る。

図8から図14は、昭和56年から平成12年までの推計犯罪認知人員及び検挙人員の推移を一般刑法犯の罪種別に示したものである。

図を見ても分かるように、ここ数年、財産を目的とした強盗、恐喝及び窃盗並びに性犯罪である強姦等の検挙率の低下が顕著である。この検挙率が今後どのように変化していくかを知ることは、それに影響する事象に人為的なものも多く、多様かつ複雑であるため容易ではない。

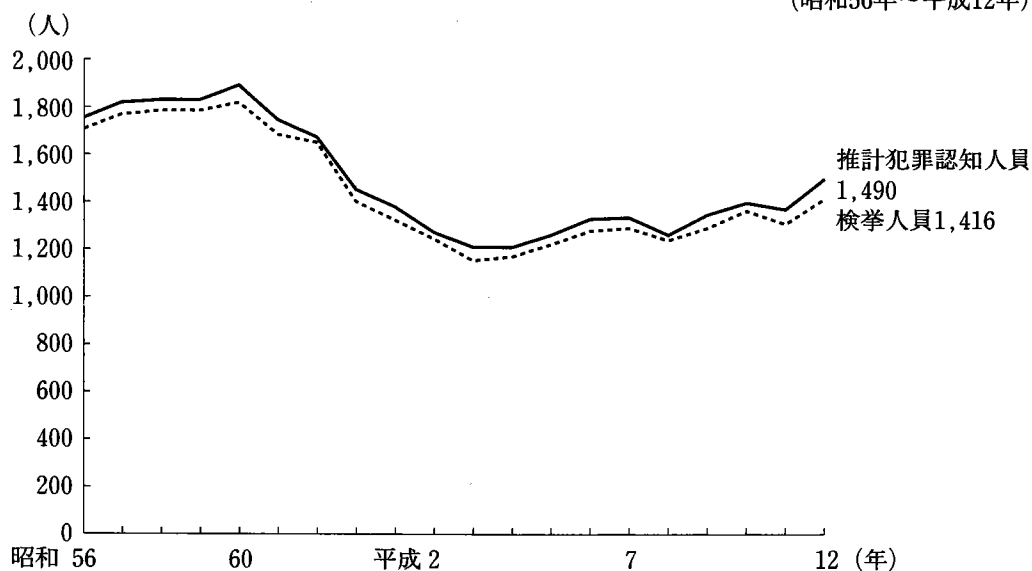
しかしながら、母数としての認知犯罪が増加すれば、捜査のための人的・物的資源に大きな変化がないという条件下では、検挙率は必然的に低下するだろうことは想像に難くない。巷間言われるように、捜査力が認知される犯罪件数に対応し切れていないためだと思われるが、ただ、ここで注意すべきは、前述した捜査力のシフトの可能性である。

犯罪捜査機関を含め、行政機関は行政効率を最大化するという責務を負っている。捜査力を超えた犯罪が発生しているような状況の場合、軽微な事件に捜査力を配分するよりも、公判請求対象事件等の厳正な処罰が求められる重要犯罪の摘発について、現有の捜査資源をより多く振り向けるということは当然予想される。

繰り返しになるが、統計データを見ると、①殺人、強盗等の重要犯罪の検挙率が窃盗、占有離脱物横領等よりも高く、②窃盗の中でも、侵入盗、自動車盗等の検挙率が自販機荒らし、万引き等の検挙率より高くなっている。これは捜査力の配分が罪種、罪状、罪質等によって異なっていることを示している。また、前述したように、近時の検察庁の新規受理人員と公判請求人員の動向を眺めれば、捜査機関での捜査力のウェイトがより凶悪及び重要な犯罪にシフトしてきている事実が容易にうかがえよう。ここ2、3年の重要犯罪の検挙率低下は、捜査機関が犯罪件数の増加にタイムリーに対応できていないためだと思われるが、若干のタイムラグはあっても捜査力のシフトが徐々に進んでくれば検挙率の部分的回復につながる可能性は少ないとは言えない。

図8 殺人事件の推計犯罪認知人員及び検挙人員の推移

(昭和56年～平成12年)

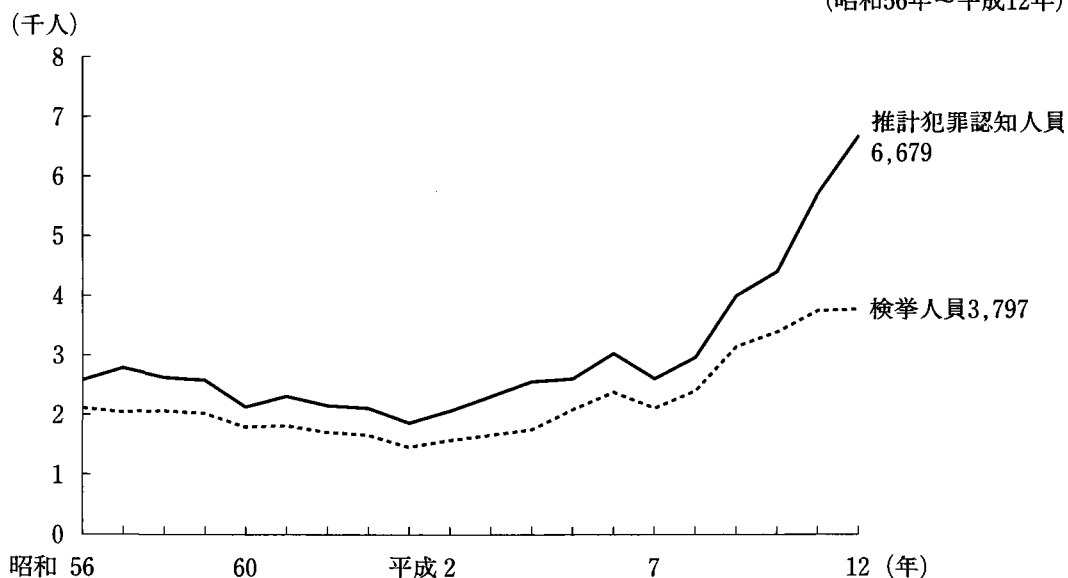


注 1 警察庁の統計による。

2 「推定犯罪認知人員」は、認知件数と検挙人員を掛け、検挙件数で割ったものである。

図9 強盗事件の推計犯罪認知人員及び検挙人員の推移

(昭和56年～平成12年)

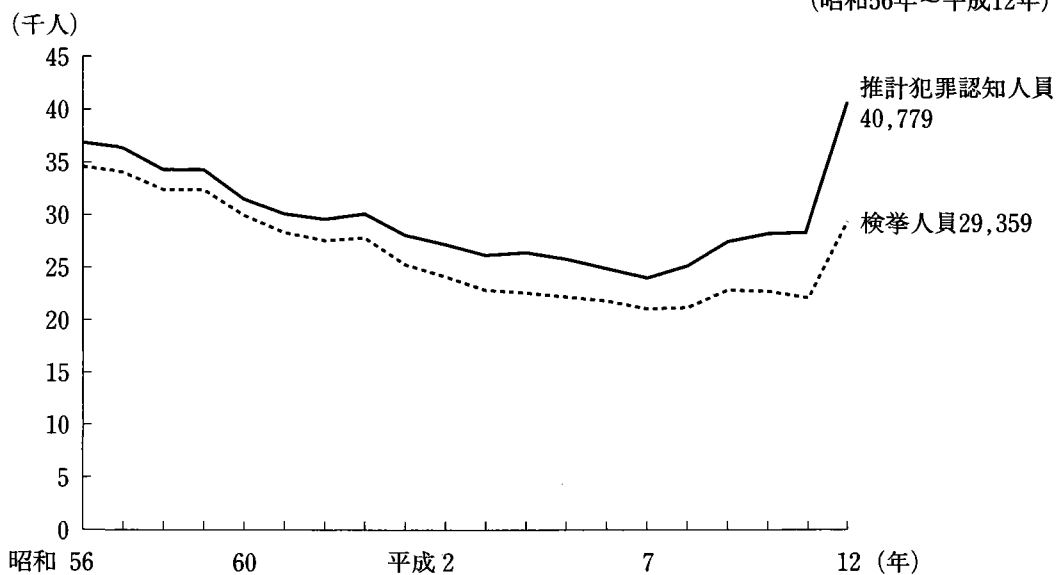


注 1 警察庁の統計による。

注 2 「推定犯罪認知人員」は、認知件数と検挙人員を掛け、検挙件数で割たものである。

図10 傷害事件の推計犯罪認知人員及び検挙人員の推移

(昭和56年～平成12年)

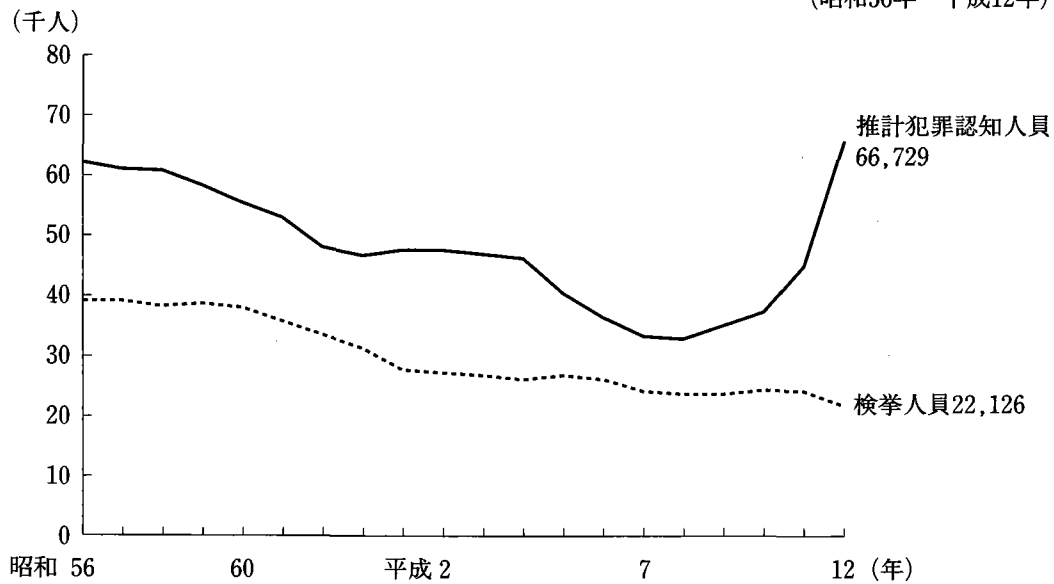


注 1 警察庁の統計による。

注 2 「推定犯罪認知人員」は、認知件数と検挙人員を掛け、検挙件数で割ったものである。

図11 重要窃盗事件の推計犯罪認知人員及び検挙人員の推移

(昭和56年～平成12年)



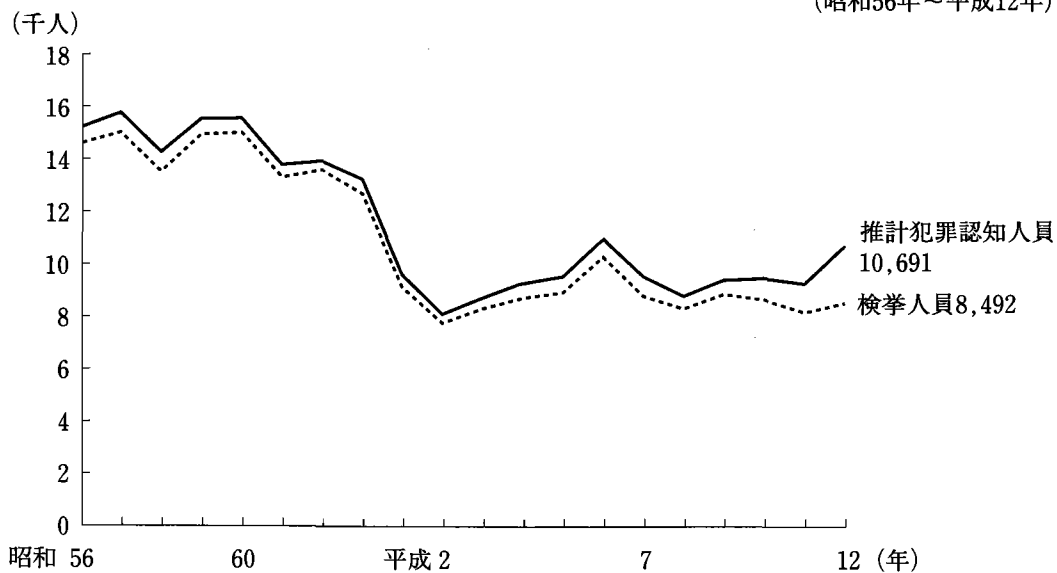
注 1 警察庁の統計による。

2 「重要窃盗事件」は、侵入盗、自動車盗、ひったくり及びすりをいう。

3 「推定犯罪認知人員」は、認知件数と検挙人員を掛け、検挙件数で割ったものである。

図12 詐欺事件の推計犯罪認知人員及び検挙人員の推移

(昭和56年～平成12年)

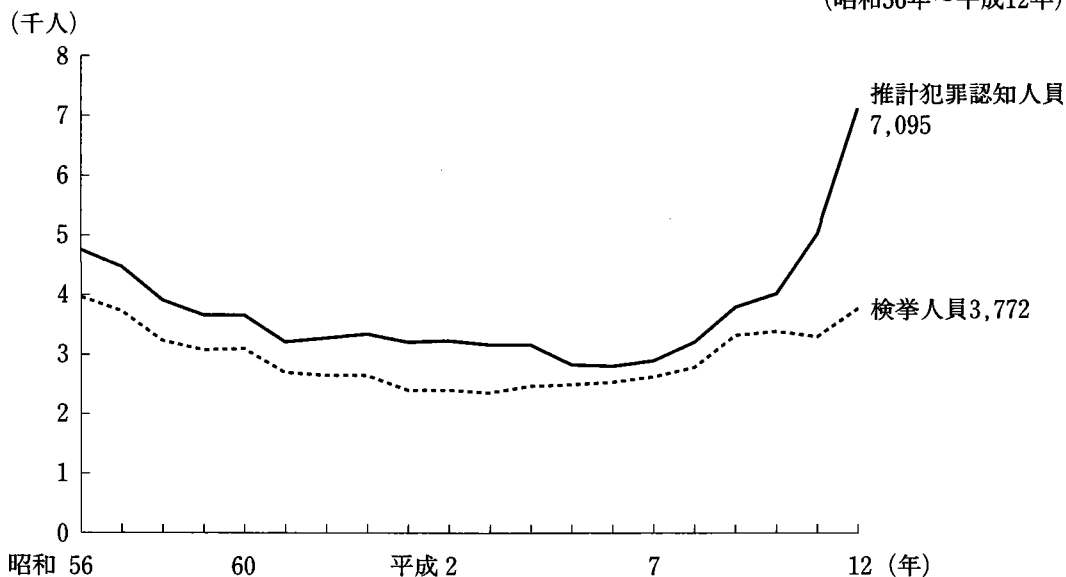


注 1 警察庁の統計による。

2 「推定犯罪認知人員」は、認知件数と検挙人員を掛け、検挙件数で割ったものである。

図13 強姦・強制わいせつ事件の推計犯罪認知人員及び検挙人員の推移

(昭和56年～平成12年)

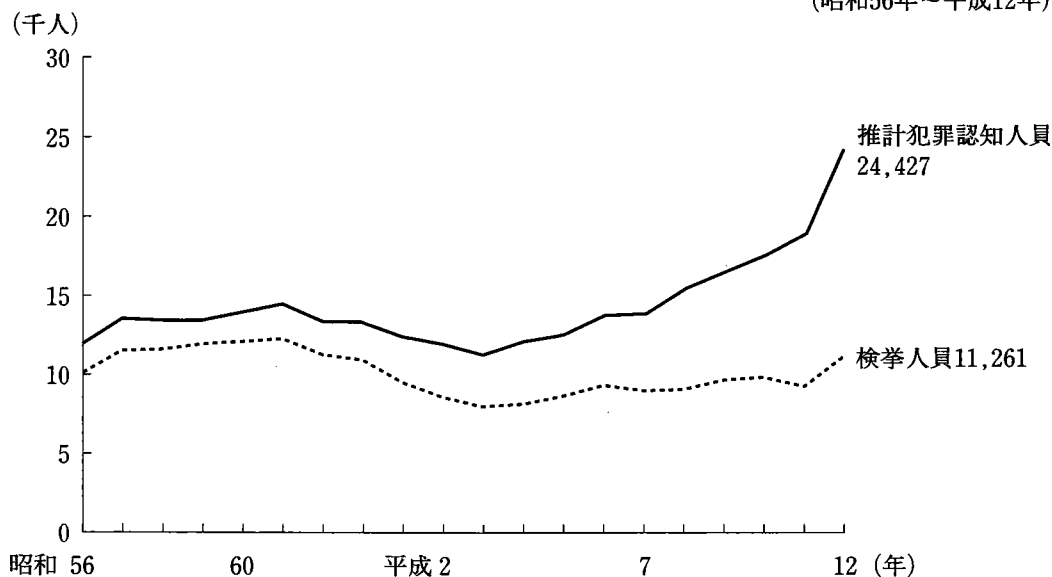


注 1 警察庁の統計による。

注 2 「推定犯罪認知人員」は、認知件数と検挙人員を掛け、検挙件数で割ったものである。

図14 恐喝事件の推計犯罪認知人員及び検挙人員の推移

(昭和56年～平成12年)



注 1 警察庁の統計による。

注 2 「推定犯罪認知人員」は、認知件数と検挙人員を掛け、検挙件数で割ったものである。

c 犯罪認知人員

犯罪認知人員は公判請求人員の母集団であり、その動向が公判請求人員の変動に大きな影響を与えていることは今更改めて言うまでもない。この犯罪認知人員の動向には、社会・経済事象を始めとして、数々の事象が影響を与えていると思われるが、この検討は第4で総合的に行うこととしたい。

(2) 在所期間

特定の年における在所者一人当たりの在所期間（以下「年間平均在所期間」という。）は、一日平均収容人員と年末在所人員及び年間新受刑者数から逆算できる。

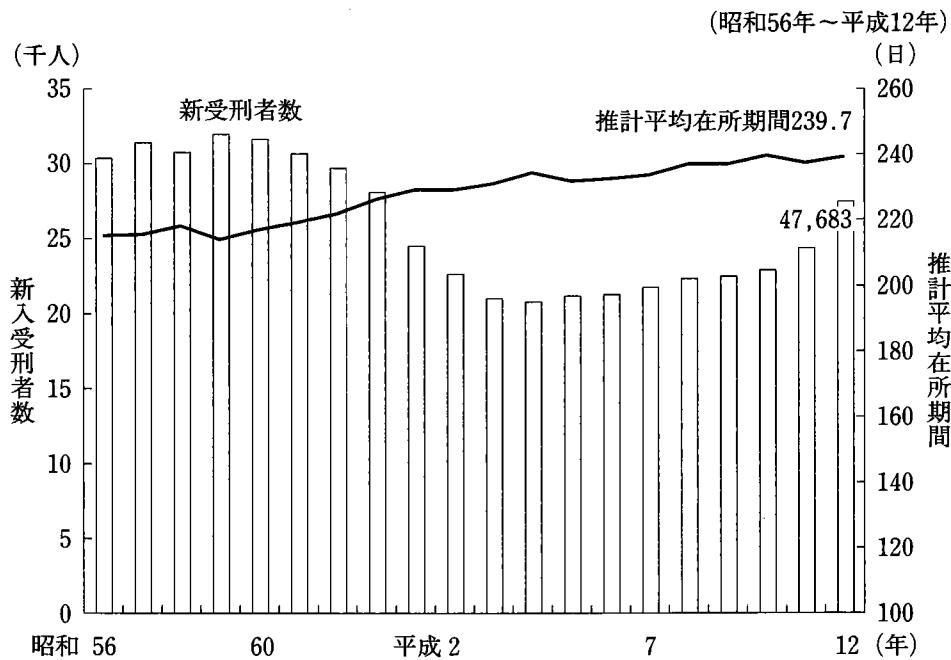
図15は、このようにして算出した昭和56年以降の年間在所期間の推移を示したものである。

年間在所期間は昭和59年以降漸増傾向を示している。この年間在所期間は、受刑者一人一人の在所期間（一人の被収容者が入所してから出所するまでの期間の意）そのものが長くなれば、当然長くなる。

図16は、昭和56年以降の新受刑者の推計平均言渡刑期（無期は20年として計算した。以下、同じ）、仮釈放率及び刑の執行率の推移を見たものである。

同図からも明らかなように、推計平均言渡刑期は、昭和56年以降、一貫して漸増傾向にあるが、仮釈

図15 新受刑者数及び推計平均在所期間の推移



放率及び刑の執行率には昭和59年以降大きな変動はないことが分かる。

つまり、このことから、年間在所期間の時系列変化は、言渡刑期の長期化に起因するものだということが推定できる。

図17は、言渡刑期別の人員の推移を示したものである。これを見れば、1年以下が漸減し、10年以下1年超が漸増していることが分かる。

図18は、執行猶予率を言渡刑期別で見たものであるが、ここ数年は横ばいとなっているもののそれま

図17 有罪確定人員構成比の推移

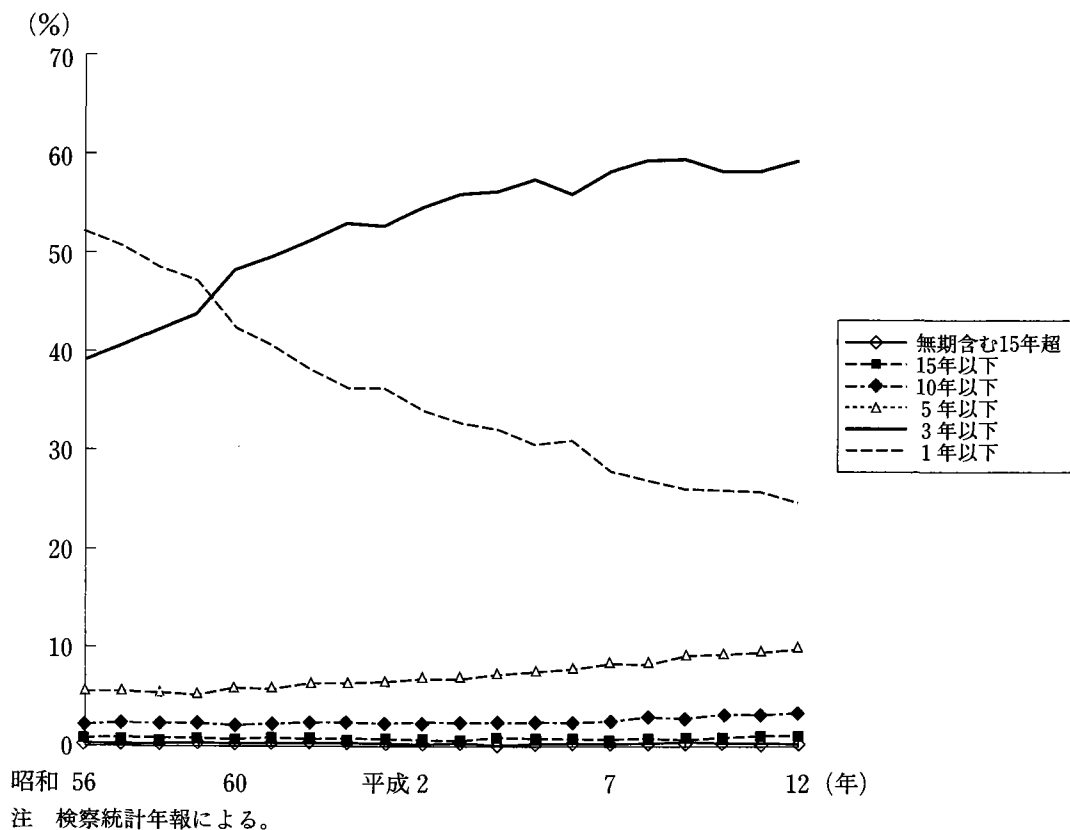
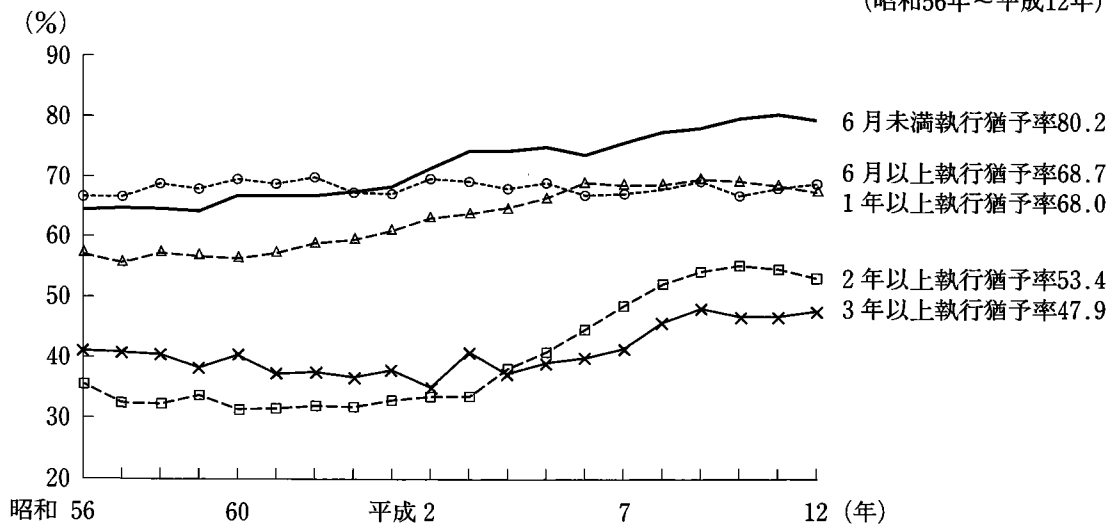


図18 刑期区分別通常第一審（地方裁判所）の有罪（懲役・禁錮）執行猶予率の推移

(昭和56年～平成12年)



ではその多くが漸増傾向を示していたことが分かる。

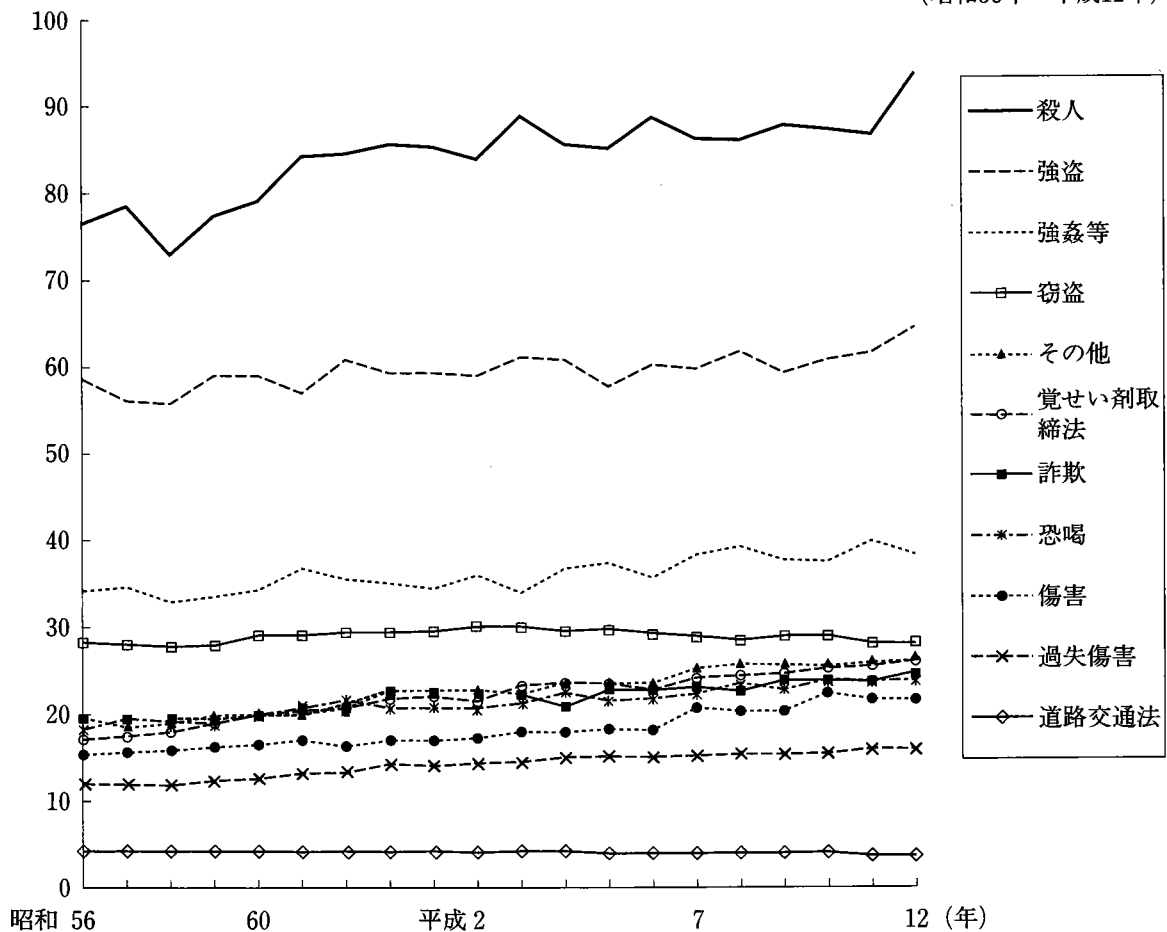
次に、このような言渡刑期の長期化が罪種別にはどうなっているかを調べようとしたのであるが、確定判決関連では統計資料が見当たらなかったため、数値的に近似している、司法統計中の通常第一審としての地裁・簡裁における実刑判決言渡関連データを使ってその概要を分析してみることにした。

図19は、通常第一審で懲役又は禁錮の実刑判決を受けた者の推計平均言渡刑期の推移を罪種別に見たもの、また、図20は、有罪判決を受けた者の数を罪種別に見たものである（件数の多いものから10の罪種を選び、それ以外は「その他」とした。）。

図19からは、示した罪種のほとんどが長期化していること、図20からは、平成3年以降、窃盗の実刑判決確定者の伸びがその長期化に貢献していることが分かる。

図19 罪名別通常第一審（地方裁判所）の実刑推計平均言渡刑期の推移

（昭和56年～平成12年）

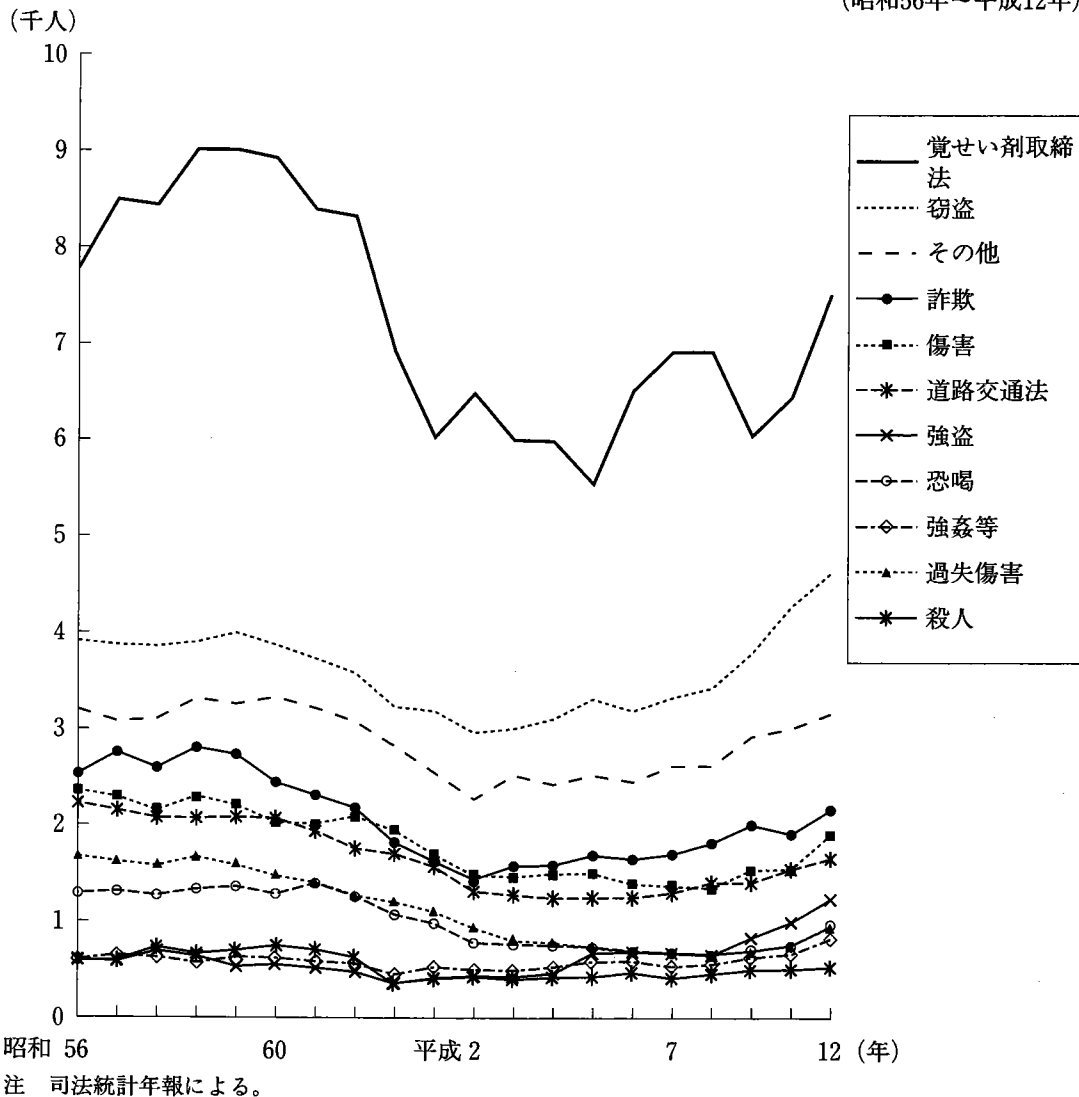


注 1 司法統計年報による。

2 「推計平均言渡刑期」は、統計書の各群の中間の値にその群に属する人数を掛けた値を合計し、それを全対象者数で割ったものである。

図20 罪名別通常第一審（地方裁判所）の実刑人員の推移

(昭和56年～平成12年)



2 未決被収容者

未決被収容者の収容動向を示す指標である一日平均収容人員が、単位年の在所人員（年始在所人員及びその年の入所人員）と在所期間によって決まるという点に関しては受刑者と同様である。以下、新未決被収容者数及び在所期間について、その影響事象を順次検討することにする。

(1) 新未決被収容者数

ア 代用監獄

未決被収容者の場合、監獄法第1条3項にいう代用監獄としての警察署の留置場（以下、「代用監獄」という。）への収容の可能性が高いため、その点では、受刑者とは大きく事情が異なっている（代用監獄には例外的に受刑者も収容できることにはなっているが、数的にも少なく、収容期間的にも制限があるため、その影響はきん少である。）。)

実務上、未決被収容者の勾留場所として、代用監獄は広く用いられており、どちらのどの監獄に勾留するかは裁判官が決め、移監についても裁判官の同意が必要だとされている（刑事訴訟規則第80条）ため、行刑施設における未決被収容者の収容動向は代用監獄の収容動向に大きく左右されることになる¹。

¹ 石原一彦ほか編「現代刑罰法大系」（1982）小林充「勾留・保釈・未決通算」217頁

図21 行刑施設及び代用監獄未決拘禁者一日平均収容人員の推移

(昭和56年～平成12年)

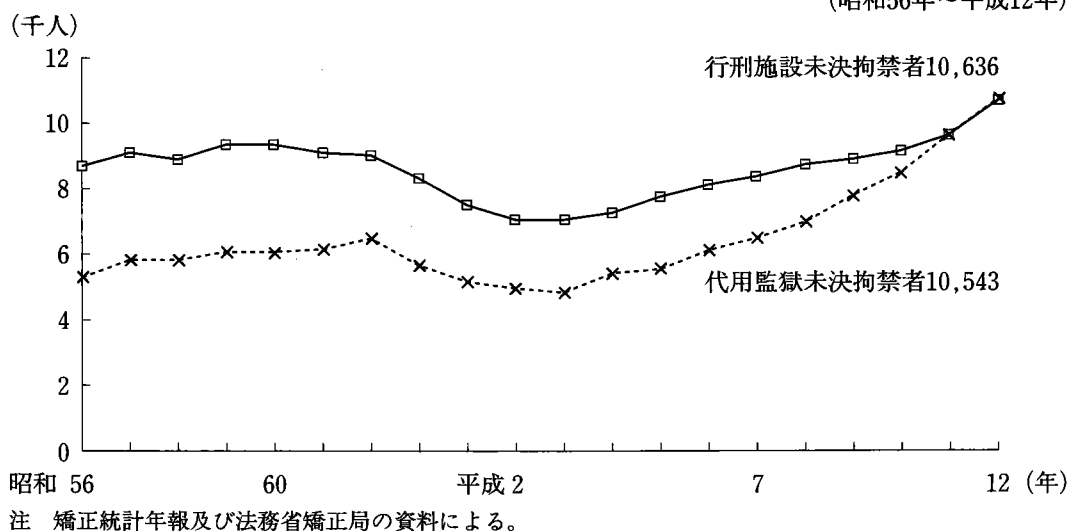


図21は、昭和56年から平成12年までの行刑施設及び代用監獄の一日平均収容人員の推移を示したものである。同図を見れば、代用監獄と行刑施設の収容負担率は年ごとに異なっており、昭和56年以降は、年々、双方の負担率の差が小さくなっていることが分かる。

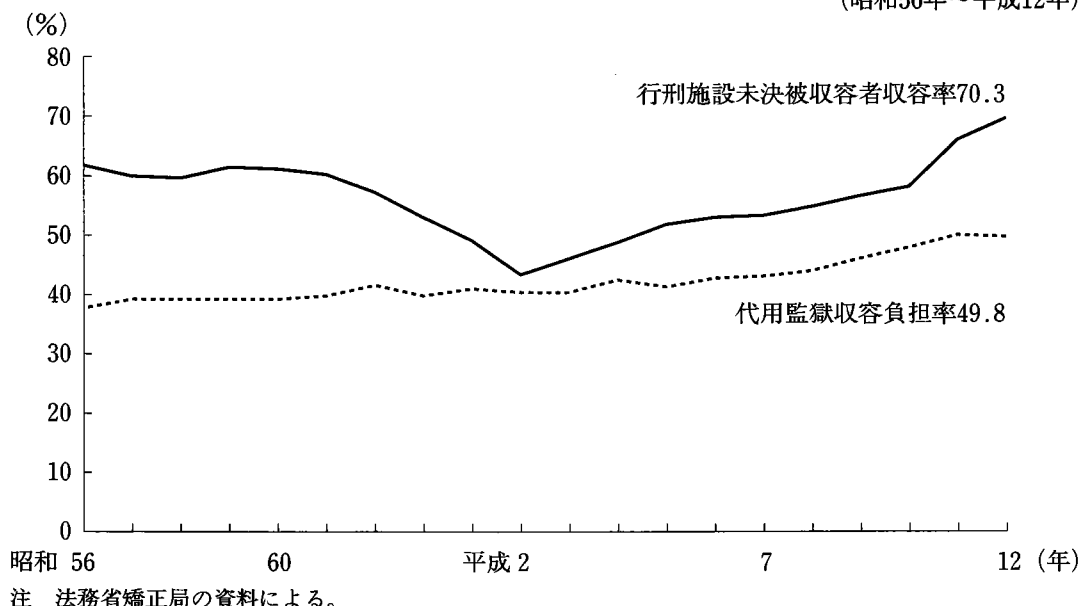
双方の施設における収容配分の変動は、収容対象者の数そのものに影響されている部分があることは否定できないが、双方の施設の収容人員の合計が下り坂にあった昭和62年から平成3年前後においても代用監獄の収容負担率はほぼ一貫して増加を続けており、こういったことを考え合わせると、収容人員数以外に、代用監獄への収容を志向する別の要因があるように思われる。

図22は、昭和56年から平成14年2月3日12年までの代用監獄の収容負担率（代用監獄の一日平均収容人員を行刑施設及び代用監獄の平均収容人員の合計で除したもの）と行刑施設の未決被収容者の収容率の推移を示したものである。

同図を見ても明らかなように、代用監獄の収容負担率は、行刑施設での未決収容者の収容率が低下し

図22 代用監獄収容負担率及び行刑施設未決被収容者収容率の推移

(昭和56年～平成12年)



ていた昭和60年から平成2年までの間においても上昇を続けており、両者の間に相関は見られない。

昭和56年から平成12年までの年次データを使用し、代用監獄の収容負担率を説明変数、犯罪率を目的変数として、回帰分析の手法でその関連を調べたところ、0.1%以下の水準で有意な相関が認められた。このことだけから、犯罪率と収容負担率の因果関係を推論することなどももちろんできないのであるが、発生犯罪数の増加、つまり捜査対象の量的増加が捜査の負担増に、ひいては、訴追後の補充捜査の必要性の増加というものに結び付いていると考えられないだろうか。

イ 勾留人員

行刑施設への未決被収容者の入所は、アで述べた代用監獄の収容動向と大きな関わりをもってはいるものの、母集団としての勾留人員の動向にも当然規制されている。

図23は、昭和56年から平成12年までに、行刑施設に新たに入所した未決被収容者数(以下、「行刑施設新未決被収容者数」という。)の推移を被疑者及び被告人の別で示したものであるが、勾留被疑者数は、年を追うごとに減少していることが分かる。

図24は、昭和56年から平成12年までの勾留被疑者数及び通常第一審終局事件における勾留人員(以下、

図23 行刑施設未決拘禁者新入所者数の推移

(昭和56年～平成12年)

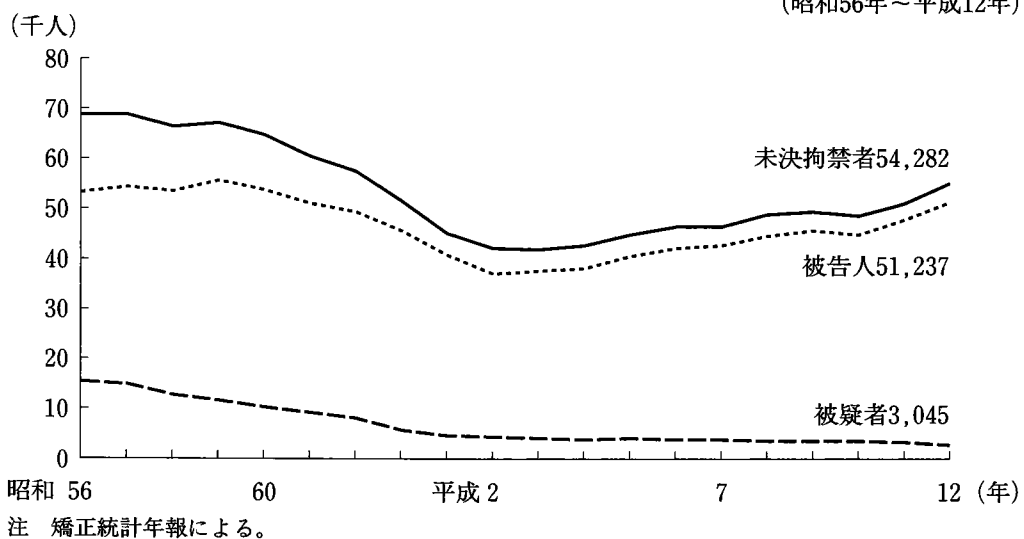
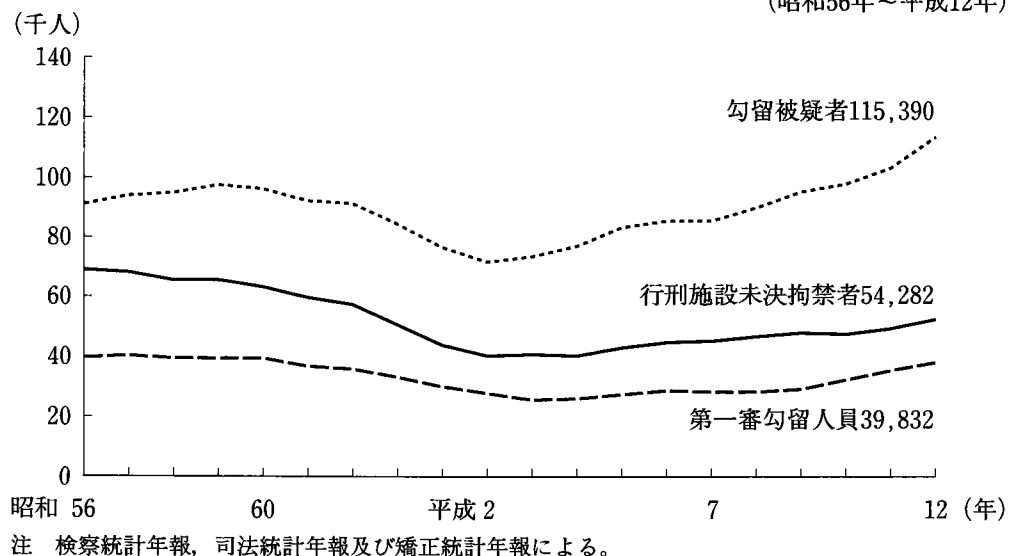


図24 勾留被疑者、通常第一審（地方・簡易裁判所）勾留人員及び未決拘禁者新入所者数の推移

(昭和56年～平成12年)



「第一審勾留人員」という。)及び行刑施設新未決被収容者数の推移を示したものであるが、平成12年時点で、行刑施設新未決被収容者数は第一審勾留人員を約1万4,400人上回っている。

ウ 検挙率等

事件の被疑者が捜査機関によって検挙・摘発されなければ、勾留されることもないわけであるから、勾留人員が犯罪認知動向、検挙率等と関連していることは自明のことである。

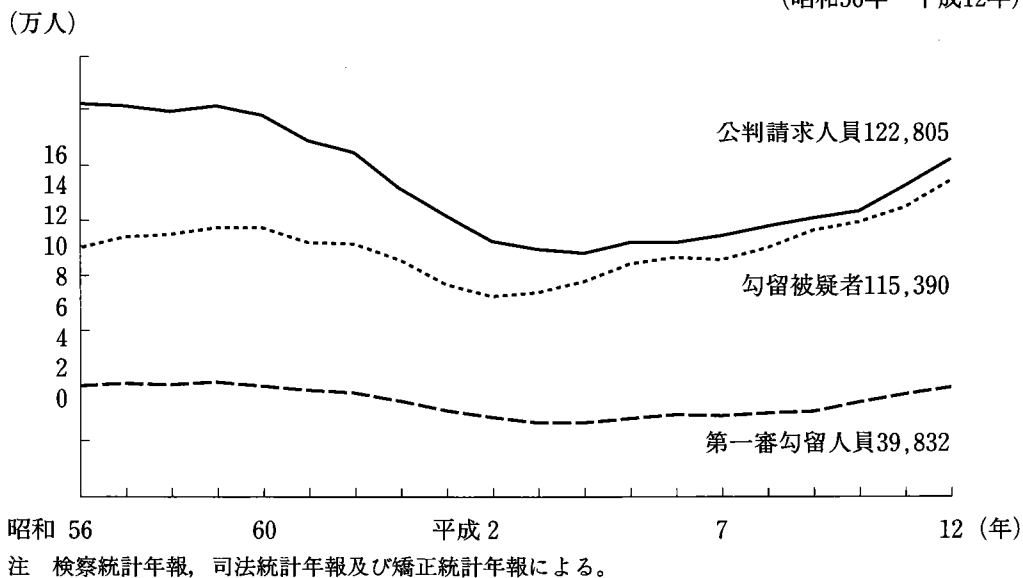
検挙率については、受刑者のところで述べたので、ここでは繰り返さない。検挙された被疑者についての身柄率が勾留人員を規制することになるのであるが、身柄事件とするか否かの基準は客観性が高く、年によって変動する性質のものではないと思われる点は、公判請求の場合と同様である。また、検察庁新規受理人員は、ここ10年以上、ほぼ横ばいであるにもかかわらず、勾留人員は平成4年以降、漸増傾向にあり、この点も公判請求人員と同様である。

ところで、勾留の必要の判断基準は、公判請求を行うか否かの基準と、法令上、明らかに異なっているが、その実際の運用面では、オーバーラップする部分が少なからずあるようである。

図25は、昭和56年から平成12年までの公判請求人員、勾留被疑者人員及び通常第一審（地裁・簡裁）終局事件における勾留人員（以下、「勾留被告人人員」という。）の推移を示したものであるが、公判請求人員を説明変数、勾留被告人人員を目的変数とし、回帰分析によって双方の関連を見たところ、0.1%以下の水準で有意な相関が認められた。この結果は、公判請求事件の増加が勾留事件の増加と関連していることを示している。

図25 公判請求人員、勾留被疑者及び通常第一審（地方・簡易裁判所）勾留人員の推移

(昭和56年～平成12年)



(2) 勾留期間

勾留期間は、被疑者段階のものから通常第一審、控訴審及び上告審段階と、それぞれ状況が異なることから、段階ごとに分けて考えてみる。

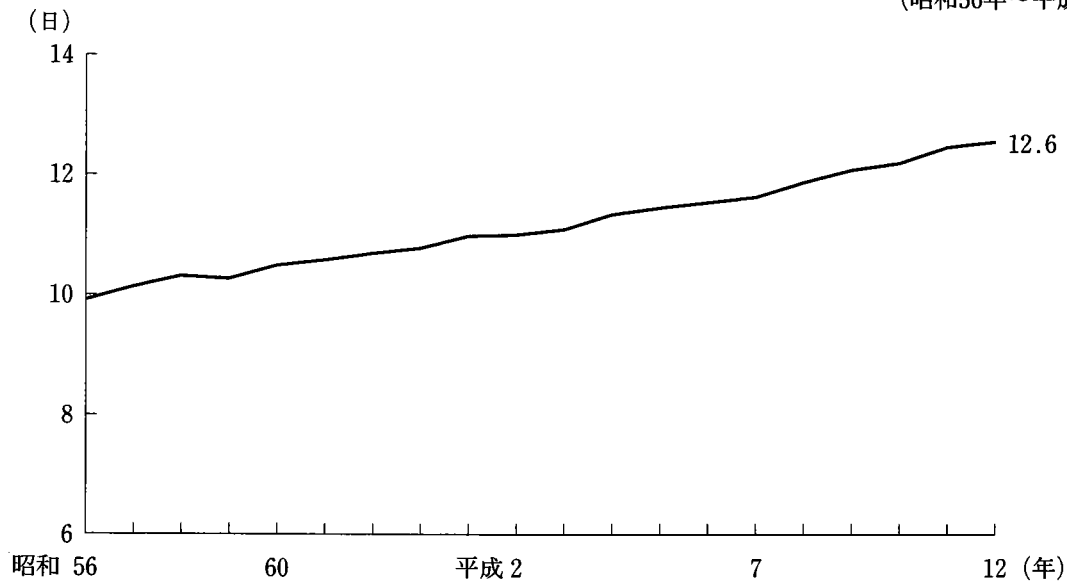
ア 被疑者段階

図26は、昭和56年から平成12年までの被疑者の推計平均勾留期間の推移を示したものであるが、一貫して漸増傾向にあることが分かる。

図27は、その推計平均勾留期間を罪名別で見たものであるが、いずれの罪名においても上昇傾向にある。

図26 被疑者の推計平均勾留期間の推移

(昭和56年～平成12年)

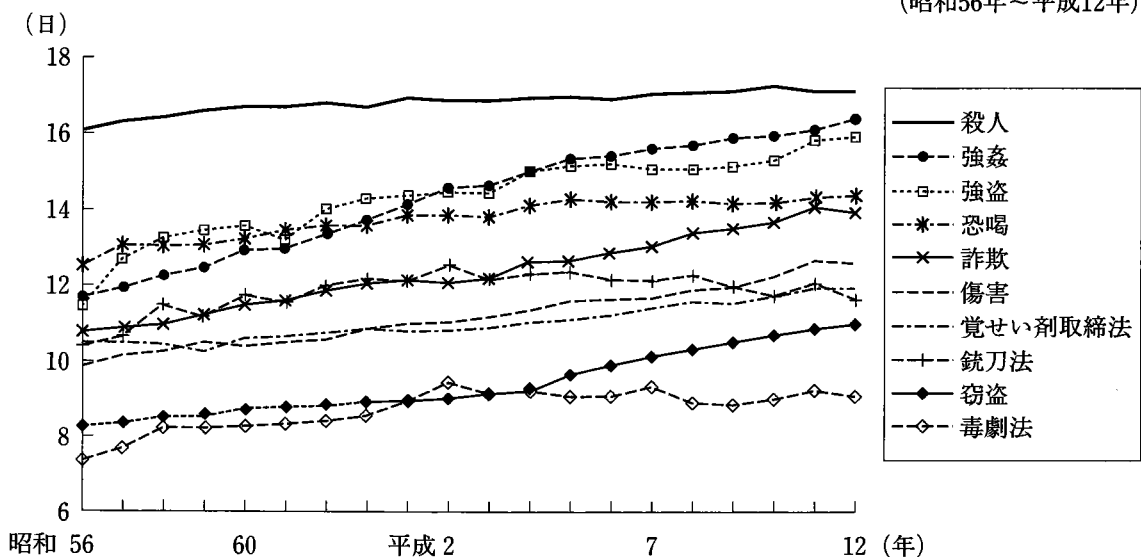


注 1 検察統計年報による。

2 「推計平均勾留期間指数」は、統計書の各群の中間の値にその群に属する人数を掛けた値を合計し、それを全対象者数で割ったものである。

図27 罪名別被疑者の推計平均勾留期間の推移

(昭和56年～平成12年)



注 1 検察統計年報による。

2 「推計平均勾留期間」は、統計書の各群の中間の値にその群に属する人数を掛けた値を合計し、それを全対象者数で割ったものである。

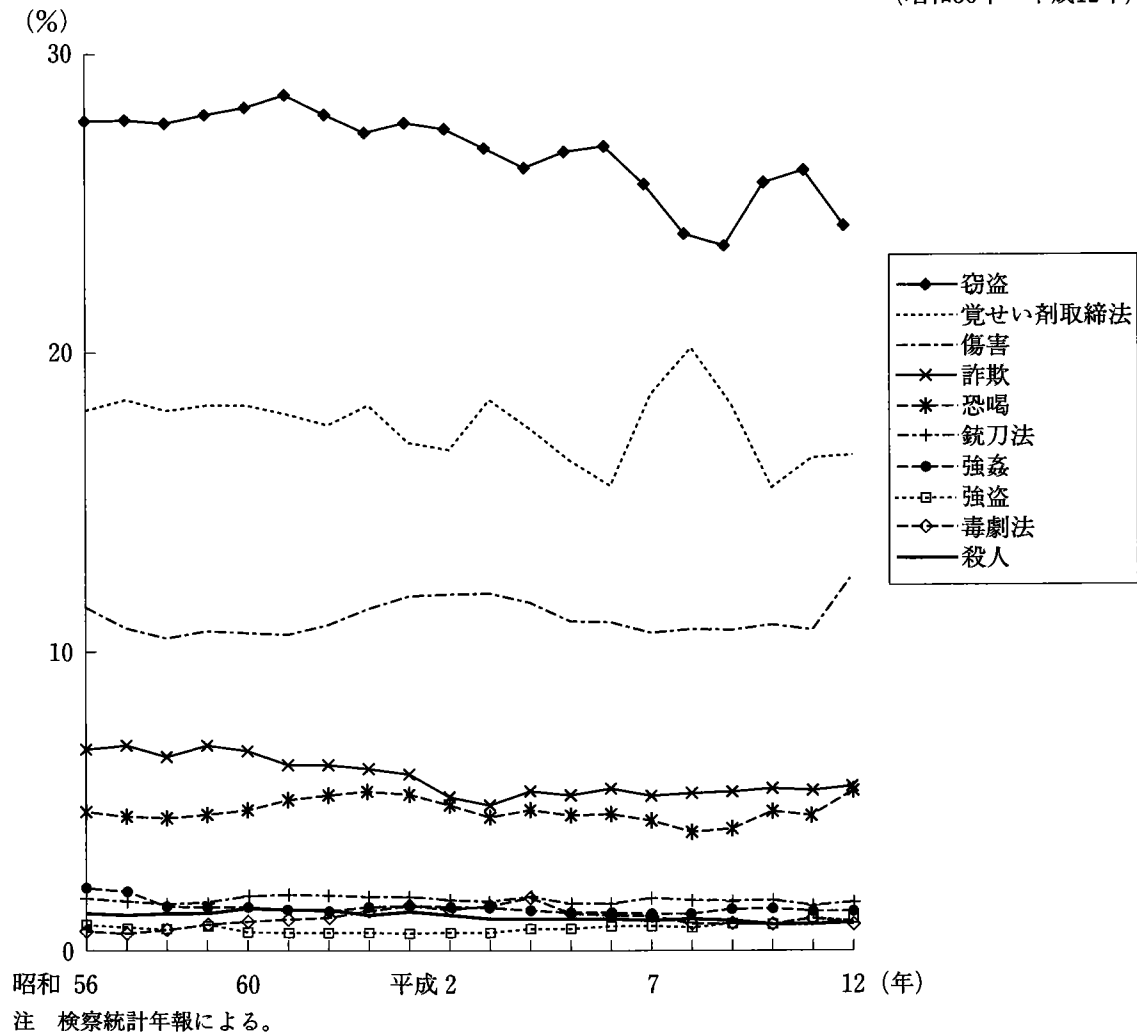
図28は、昭和56年から平成12年までの被疑者勾留人員の罪名別構成比の推移を見たものであるが、その構成比に大きな変動はないことが分かる。

従前には、その入手経路、背後関係等の確認に時間を要することを理由に、覚せい剤取締法違反の増加が勾留期間の長期化を生んでいるとの主張がなされた²こともあったが、図27及び28を見る限り、その主張は当たらないようである。

² 石原一彦ほか編「現代刑罰法大系」（1982）小林充「勾留・保釈・未決通算」212頁

図28 被疑者罪名別構成比の推移

(昭和56年～平成12年)



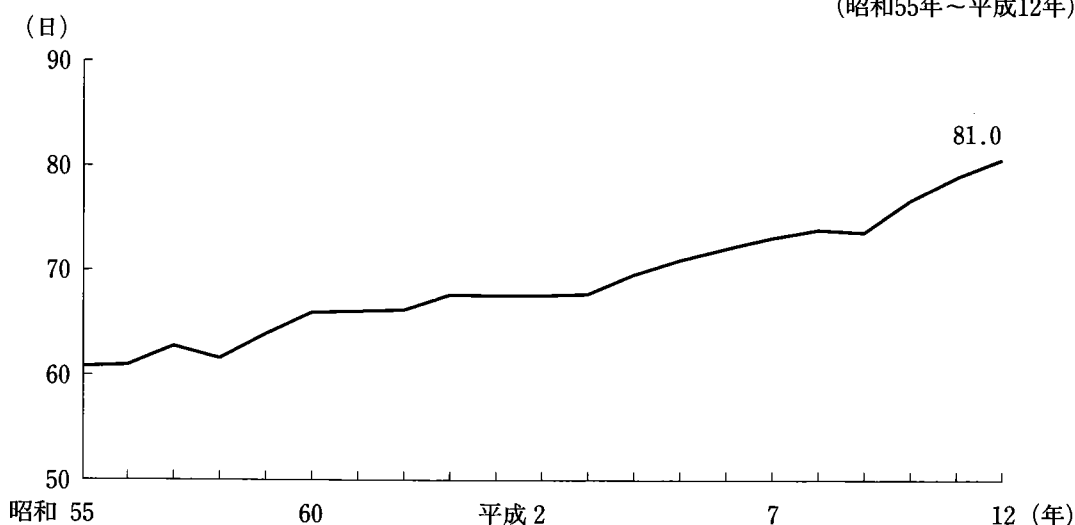
イ 通常第一審被告人段階

図29は、昭和56年から平成12年までの通常第一審終局事件における推計平均勾留期間の推移を示したものであるが、被疑者段階と同様、ほぼ漸増傾向にあることが分かる。

通常第一審被告人勾留人員について、昭和56年から平成12年までの推計平均勾留期間の推移を罪名別に見たのが図30、罪名別構成比の推移を見たのが図31である。

図29 通常第一審（地方・簡易裁判所）の推計平均勾留期間の推移

(昭和55年～平成12年)

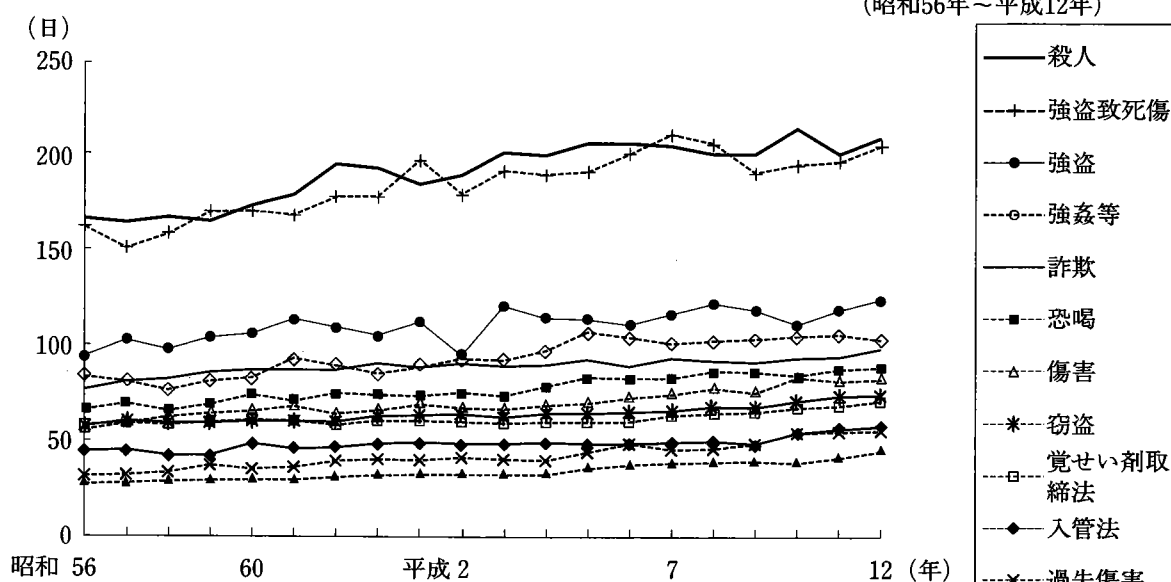


注 1 司法統計年報による。

注 2 「推計平均勾留期間」は、統計書の各群の中間の値にその群に属する人数を掛けた値を合計し、それを全対象者数で割ったものである。

図30 罪名別通常第一審（地方・簡易裁判所）の推計平均勾留期間の推移

(昭和56年～平成12年)



注 1 司法統計年報による。

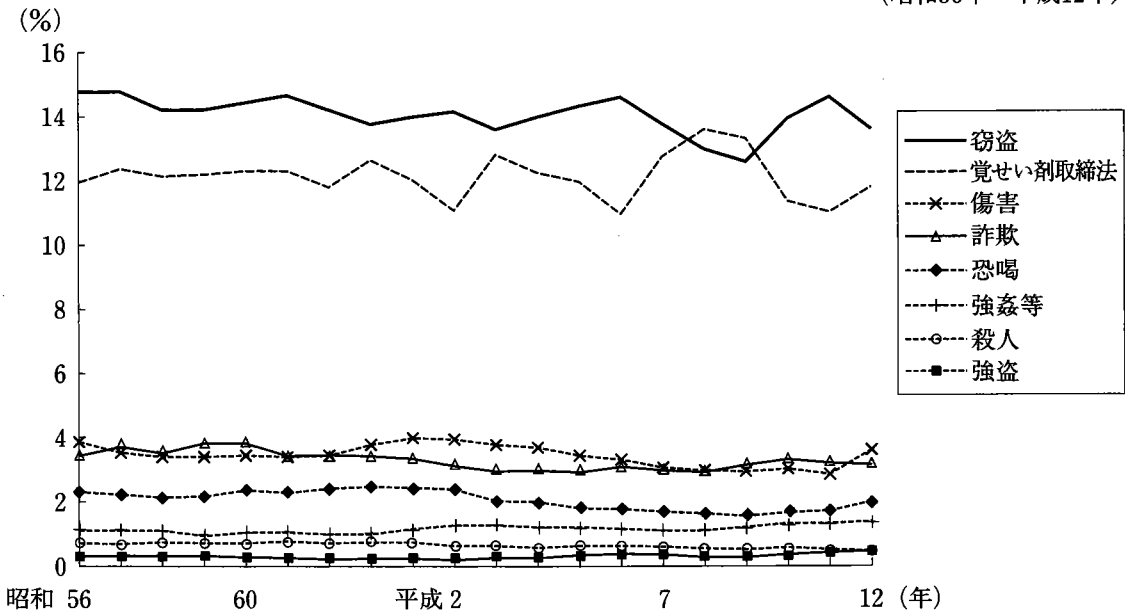
注 2 「推計平均勾留期間」は、統計書の各群の中間の値にその群に属する人数を掛けた値を合計し、それを全対象者数で割ったものである。

図30を見れば、推計平均勾留期間は、殺人、銃刀法違反、毒劇法違反等一部の罪名を除き、軒並み漸増傾向にあることが分かる。

昭和56年から平成12年までの年次データを使用し、認知犯罪件数を説明変数、推計平均勾留期間を目的変数として、回帰分析によりその関連を見たところ、0.1%以下の水準で有意な相関が認められた。

近時、捜査機関の捜査力の低下がしばしば取り沙汰されるが、捜査関係者も指摘するように、自白偏重に陥らないよう、物証を中心とした証拠収集に力を入れなければならないにもかかわらず、物品は大量生産され、その流通ルートも錯綜する一方、携帯電話、インターネットを含むニューメディアの普及

図31 通常第一審（地方・簡易裁判所）の勾留者罪名別構成比の推移
(昭和56年～平成12年)



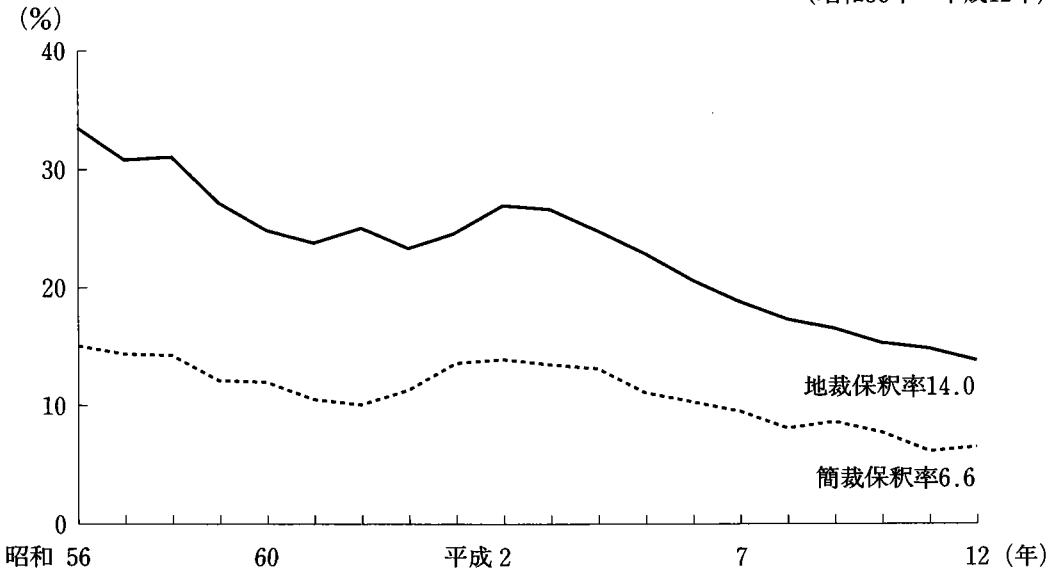
注 司法統計年報による。

によって、犯行の謀議等は非顕在化の傾向を強めている。このような捜査環境の変化に加えて、捜査対象犯罪の数そのものが年々増加しているのであるから、捜査の人的・物的資源に大きな変化がない状況下では、個々の事件の処理に要する時間は次第に長期化することは避けられない。

そうすると、法令によって定められた時間内で収集できる証拠の質及び量も次第に低下していく可能性が出てくるであろうから、ひいてはそれが、公判審理の長期化を招来する結果になっていると考えるのは短絡に過ぎるのだろうか。

図32は、昭和56年から平成12年までの保釈率の推移を見たものである。

図32 通常第一審（地方・簡易裁判所別）保釈率の推移
(昭和56年～平成12年)

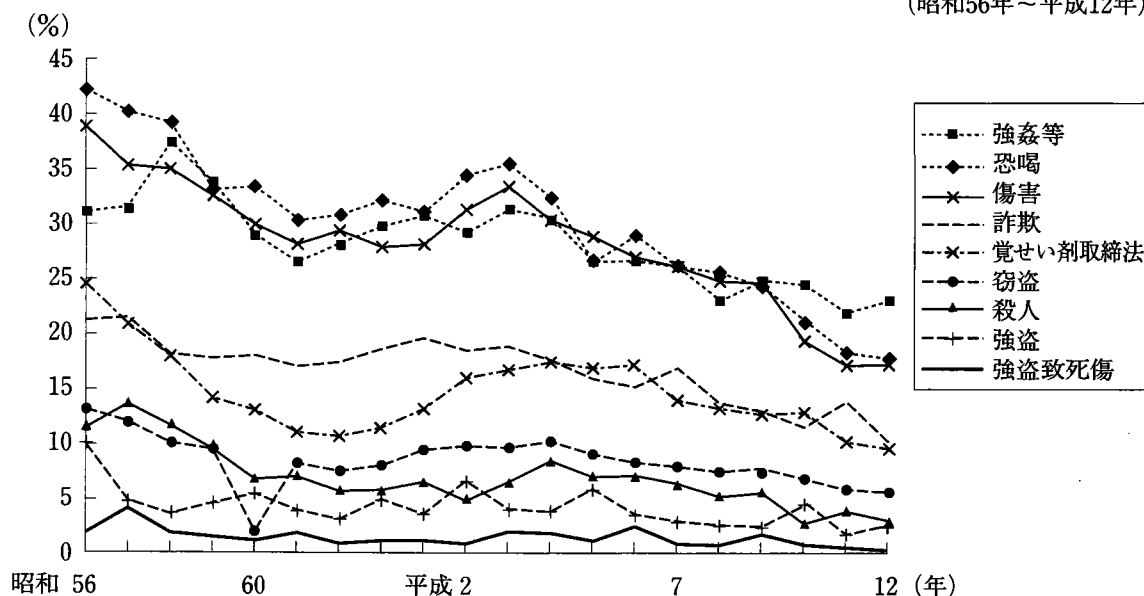


注 1 司法統計年報による。

2 「保釈率」は、保釈人員を勾留人員で割ったものである。

図33 罪名別通常第一審（地方・簡易裁判所）の保釈率の推移

(昭和56年～平成12年)



注 1 司法統計年報による。

2 「保釈率」は、保釈者数を、勾留者数で割ったものである。

図33は、昭和56年から平成12年までの保釈率の推移を罪名別に示したものである。保釈率の低下についても、覚せい剤取締法違反事件の増加を理由とする主張があるが、同図を見ても明らかなように、覚せい剤取締法違反事件以外の罪名についてもおしなべて保釈率は低下していることに加え、覚せい剤取締法違反事件を扱わない簡裁でも同様に保釈率が低下していることから、その主張には賛同し難い。

昭和56年から平成12年までの年次データを使用し、推計平均勾留期間を説明変数、保釈率を目的変数として、回帰分析により、その関連を見たところ、0.1%以下の水準で有意な相関が認められた。

ウ 上訴審被告人段階

被告人がどの程度上訴するかは勾留期間の長期化との関係では重要な問題である。

図34は、正確な意味での控訴率及び上告率ではないが、上訴の状況を知る指標として採用した、勾留者控訴率（控訴審の勾留者数を通常第一審の勾留者数で除した値）及び勾留者上告率（上告審勾留者数を控訴審勾留者数で除した値）の昭和56年から平成12年までの推移を示したものである。小さく上下しているものの、おおむね漸増傾向にあることが分かる。

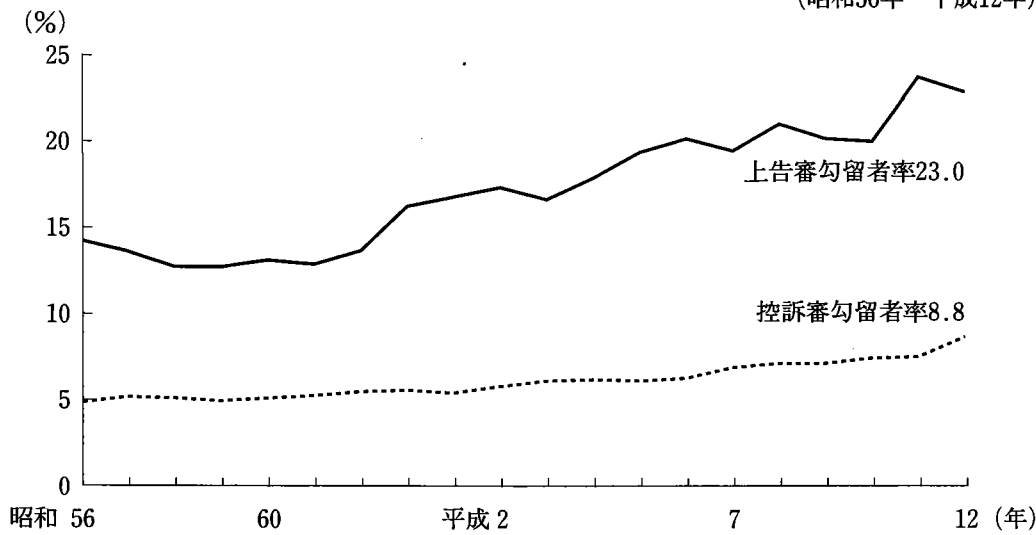
図35は、昭和56年から平成12年までの審級別の推計平均勾留期間の推移を見たものである。上告審は漸増傾向を示しているが、通常第一審及び控訴審はほぼ横ばいであることが分かる。

以上、各段階での勾留期間の時系列変化を全体的に眺めると、被疑者段階及び上告審段階での勾留期間の長期化、控訴者率及び上告者率の漸増傾向が目につく。

これらの時系列変化は前述したように犯罪率と高い相関を有する。統計的な分析には限界があるものの、捜査対象となる犯罪数の増加がこれらの事象の動向に影響を及ぼしている可能性は少なくないように思う。

図34 控訴審及び上告審勾留者率の推移

(昭和56年～平成12年)

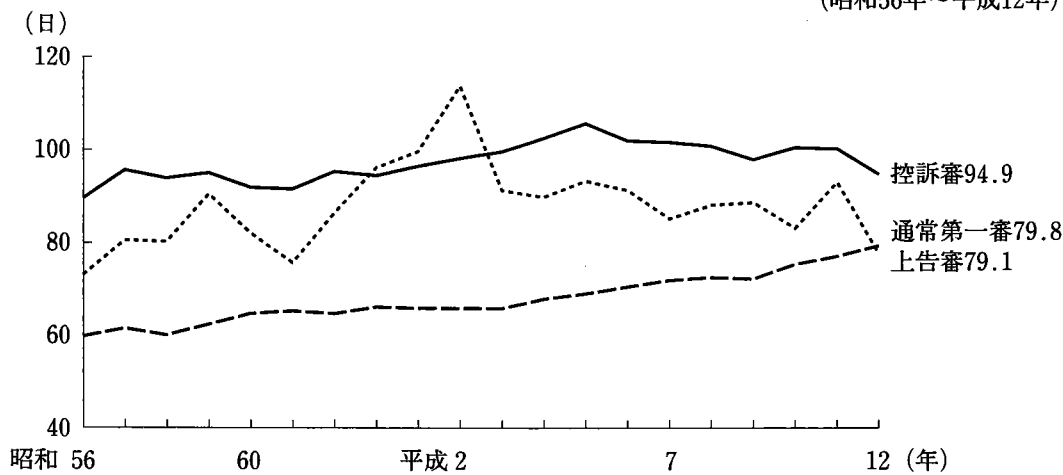


注 1 司法統計年報による。

2 「控訴審勾留者率」は、控訴審での勾留者数を第一審勾留者数で除した値であり、「上告審勾留者率」は、上告審での勾留者数を控訴審での勾留者数で除した値である。

図35 通常第一審、控訴審、上告審別推計平均勾留期間の推移

(昭和56年～平成12年)



注 1 司法統計年報による。

2 「推計平均勾留期間」は、統計書の各群の中間の値にその群に属する人数を掛けた値を合計し、それを全対象者数で割ったものである。

第4 犯罪認知動向に関連する事象

現実に発生した犯罪の実態を知ることは現時点では困難なため、本研究では、犯罪認知動向を犯罪の発生動向の指標として取り上げ、論を進めることにする。

犯罪は、第一次捜査機関が認知しない限りは、摘発・検挙の手續へと移行できないのであり、その意味では、犯罪認知動向は、刑事司法過程の最も最初のところに位置する事象だと言える。

本章では、この犯罪認知動向に関連又は影響している事象の探索を行うこととするが、探索を行う手掛かりとして、従来、犯罪学等において、犯罪原因として取り上げられてきた事象を採用することとした。

従来、犯罪学では、犯罪原因は(1)生物学的要因、(2)心理学的要因及び(3)社会学的要因の三つに分けて論じられるのが通例であった。

(1)は遺伝的な要素に視点を置いたもので、1960年代までは、①(犯罪者の)家系研究、②双生児研究(一卵性と二卵性双生児の比較分析)、③養子研究(養子について実父母と養父母の影響の分析)、④染色体異常の研究等が行われてきたが、1980年代以降は、ホルモンの分泌異常、栄養摂取異常、脳波異常、器質性脳障害等にまで研究対象が広がってきている。

(2)は心理面に視点を置いたもので、①深層心理、②性格特性、③知能、③精神障害等について種々の研究が行われてきた。

(3)は、犯罪者を取り巻く環境全体に着目し、その影響を考察するものである。

これら犯罪原因とされるものの中で、ここ20年間の犯罪動向の量的な時系列変化に関連をもつ事象はいかなるものであろうか(ここで、探索の範囲を過去20年に限定したのは、昭和50年代以前は、我が国の経済復興が途上にあるか、いまだ収束していない状況下であり、社会・経済環境、住民の意識・価値観等が現在の状況とは異なっていると考えられるためである。)。以下、順次、その関連を検討してみる。

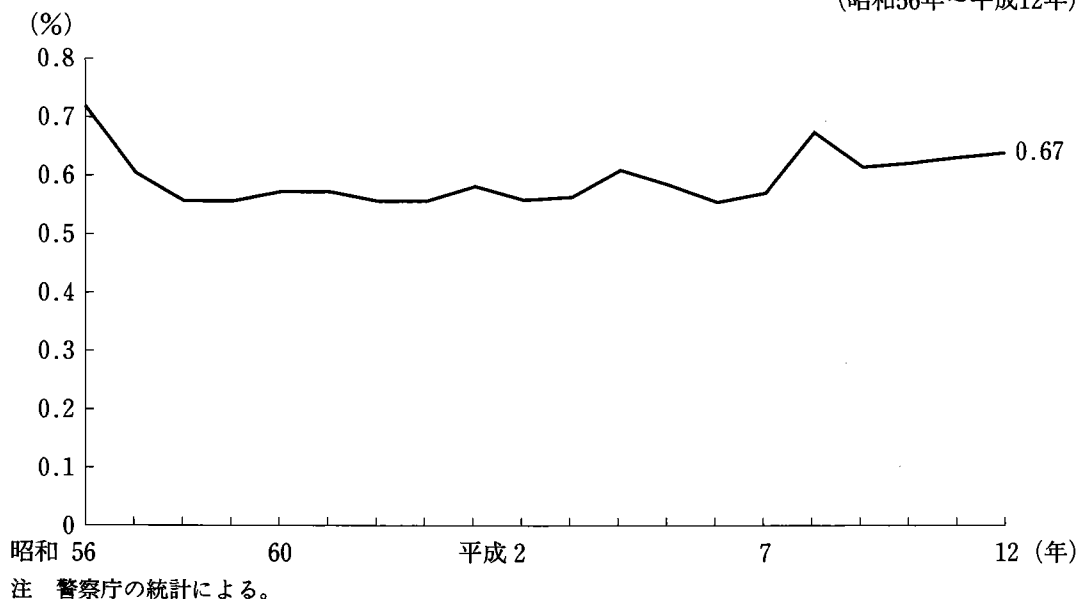
1 生物学的要因及び心理的要因

ここ20年の間に、遺伝的異常等の発生状況に著しい変化があったとの報告はなく、これを犯罪動向と結び付けることは統計上困難である。

図36は、昭和56年から平成12年までの刑法犯検挙人員に占める精神障害者の比率の推移を示したものであるが、昭和60年以降はほぼ0.6%前後で推移し、大きな変化がないことから、近時の犯罪動向との関連は認められない。

図36 全刑法犯検挙者中に占める精神障害者等の比率の推移

(昭和56年～平成12年)



2 社会学的要因

社会学的要因として、これまで、犯罪学上で取り上げられてきたものは以下のようなものである。

- (1) 家庭
- (2) 職場
- (3) 国籍
- (4) 貧困
- (5) 年齢

本研究では、以上のものに加えて、通信手段として、ここ数年急速に普及が進んでいるインターネット、携帯電話などの新しい通信手段及び犯罪検挙率も考察の対象とすることとした。

(1) 家庭

「家庭は犯罪のゆりかごである」といった言葉があるように、これまで家庭は少年非行と深いかわりがあると主張されてきた。社会的コントロール理論の主唱者である、T・ハーシは、「愛着の絆が非行を抑制する」と述べているが、愛情の絆等の社会化機能が家庭から失われたとき、それが非行を生み出す引き金になると考えたのであろう³。

しかしながら、戦後の我が国の核家族化傾向、共稼ぎ家庭、単身赴任、離婚、未婚の母を含む片親家庭の増加等は、被扶養者である少年だけでなく、世帯主等の扶養者にとっても犯罪の要因になる可能性があるように思われる。T・ハーシのボンド理論をまつまでもなく、家族、家庭、職場、学校等への愛着が犯罪を抑制することはほぼ疑いない。また、W・レックレスらが主張するように、家庭の不和等は犯罪を促進するかもしれない。

戦後、核家族化が急速に進行したのであるが、近年は、晩婚、生涯未婚及び少子化傾向が強まっていると言われる。共稼ぎや単身赴任といった、家族がバラバラに生活し行動するという形態も珍しくなくなった。このような傾向は家族成員間の連帯意識等を変質させるとともに、自分本位の利己的な価値観や欲求追及行動を助長させ、それぞれが互いに理解し合えない領域を保持することで相互の不信感や心

3 T・ハーシ（森田洋司、清水新二監訳）「非行の原因」（1995）

的なストレスを高めている可能性も否定できない。

仮に、「最近の家族の成員間には、集団よりも個人の利益、他人よりも自分の利益を追求するという傾向が強まっており、相互不信からくる心的ストレスを多くかかえるようになっている。」といったことが想定できるのであれば、戦後の家族関係の変質が近年の犯罪発生の動向と何らかの関連があってもおかしくないのではなかろうか。

図37は昭和56年から平成12年までの平均初婚年齢の推移、図38は、昭和56年から平成12年までの核家

図37 平均初婚年齢の推移

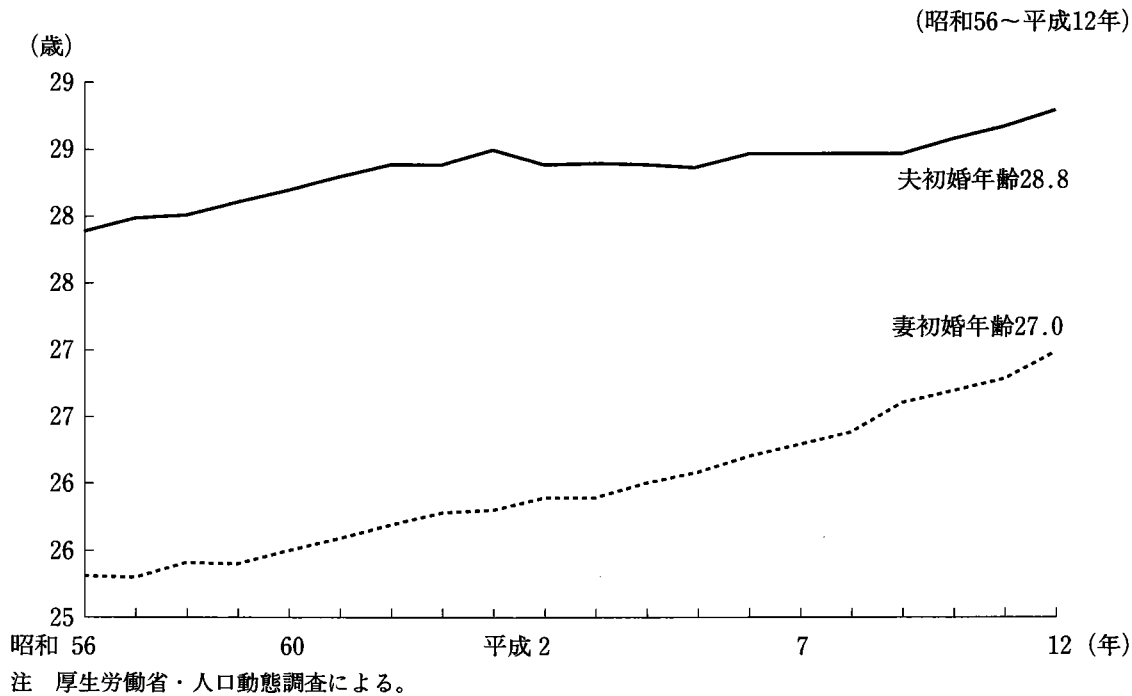
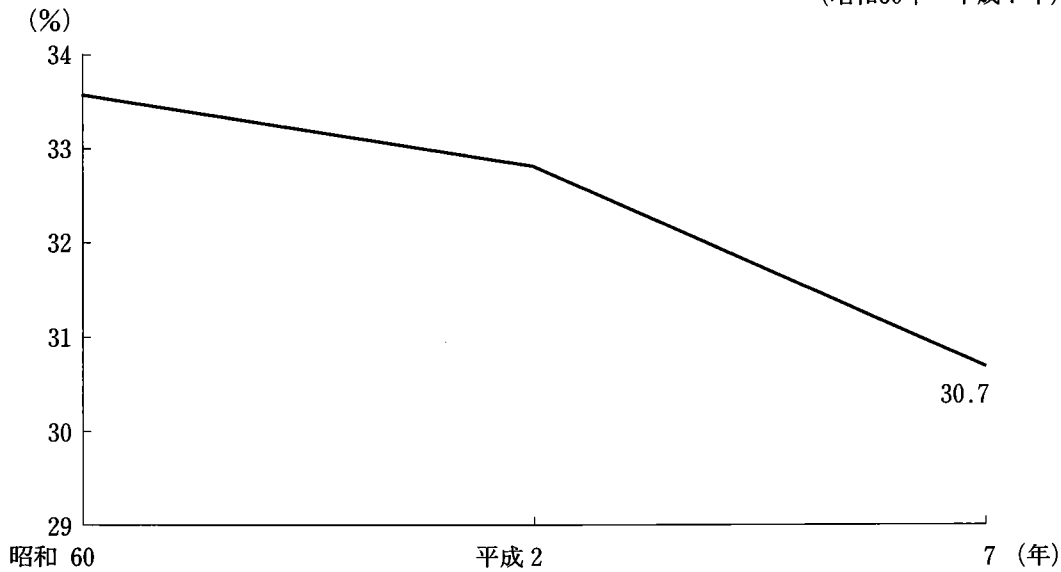


図39 共働き世帯率の推移

(昭和60年～平成7年)

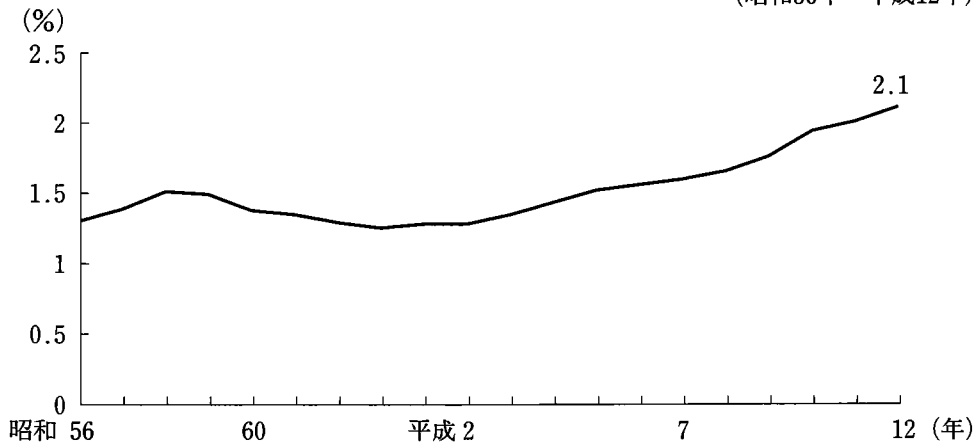


注 1 総務省・統計で見る県のすがた2002による。

注 2 共働き世帯率は、共働き世帯数／一般世帯数で計算した。

図40 離婚率の推移

(昭和56年～平成12年)



注 厚生労働省・人口動態調査による。

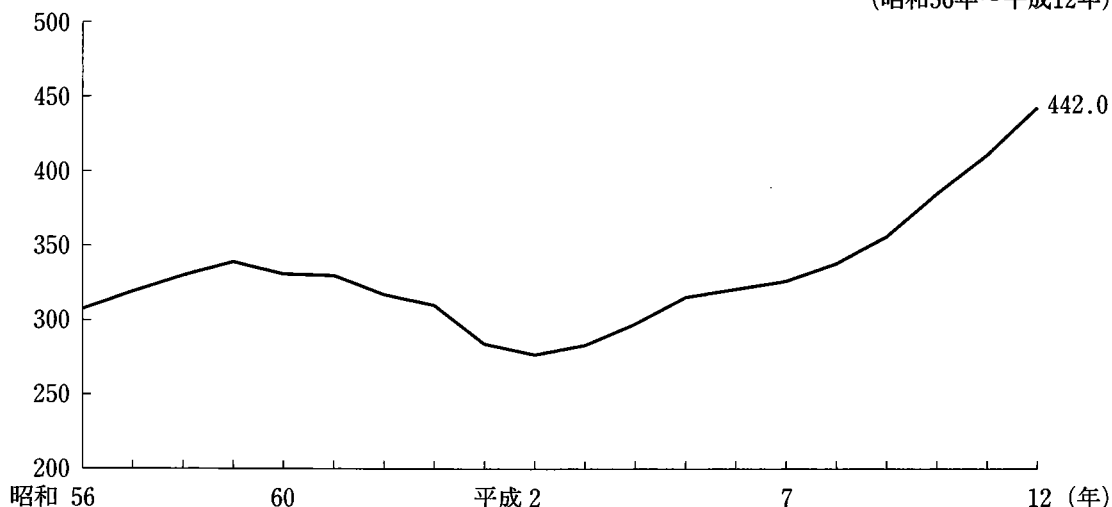
族率（単身世帯を除く世帯に占める核家族世帯の割合）及び片親世帯率の推移、図39は昭和60年から平成7年までの共稼ぎ世帯の推移を、図40は昭和56年から平成12年までの離婚率の推移を、それぞれ示したものである。

図37及び38を見ると、ここ20年間、核家族率、片親世帯率及び共稼ぎ世帯率は大きな変化を見せておらず、完全出生児率についても、昭和27年4.27（人）だったものが昭和47年には2.20（人）にまで落ち込んだものの、その後は2.2（人）を前後してほぼ横ばい状態に入っている。一方、平均初婚年齢は、夫妻ともに漸増傾向にあるが、妻の方の上昇が著しい。また、離婚率は平成元年まで下降した後、平成2年から増加に転じており、緩やかなV型となっている。

昭和56年から平成12年まで（共稼ぎ率については昭和60年から平成12年まで）の年次データを用いて、核家族率、片親世帯率、完全出生児率、離婚率等を説明変数、14歳以上人口10万人当たりの殺人、強盗、重要窃盗等の推計犯罪認知人員（検挙者一人当たりの検挙事件数及び認知犯罪件数を用いて、認知犯罪

図41 家事事件率の推移

(昭和56年～平成12年)



注 1 警察庁の統計及び総務省統計局の人口資料による。

2 「家事事件率」は、家事事件新受件数の人口10万人当たりの比率である。

の犯人数を推計したもの)及び覚せい剤取締違反送致人員率(人口10万人比)を目的変数として、それぞれ単回帰分析の手法でその相関を調べたところ、強盗、恐喝及び強姦等について、離婚率との間で1%以下の水準の有意な相関が認められた。

さらに、家族内での人間関係の変化を別の角度から調べるため、昭和56年から平成12年までの家事事件率(人口10当りの家事事件受件数)の推移を見た(図41)。

家事事件率は平成3年に底を打った後は、一貫した上昇傾向にあり、家族成員の間の権利意識の高まりとあいまって、法律関係をめぐるトラブルが増加していることは疑いなく、単回帰分析の手法を用い、家事事件率を説明変数、推計犯罪認知人員率(人口10万人比)を目的変数としてその相関を調べたところ、強盗、恐喝及び強姦等については1%以下の水準で有意な相関が認められた。

(2) 職場又は職業

従来から、職業又は職場と犯罪の間には一定の関連があるとの説が有力で、「単純労働者は犯罪率が高く、専門的・技術的職業、管理職に従事する者の犯罪率は低い。」とされてきた⁴。また、失業については、特に窃盗を中心とした犯罪との相関が論じられており、転職についても同様のことを主張する論者がいる^{5 6}。

図42は、昭和57年から平成12年までの職業別犯罪者率(新受刑者の犯行時職業別人員の対応する職業別人口10万人比)の推移を示したものである。図を見ると、平成に入ってから、無職者、技能工・製造・建設作業員、運輸・通信従事者の犯罪者率がそれ以外の業種の者に比べて高くなってきていることが分かる。

しかしながら、販売従事者及び保安・サービス従事者の犯罪者率は、昭和50年代後半から大きく低下してきており、データ量の少なさ等から統計的な関連を調べることは困難であるが、これらのデータから、一定の業種と犯罪との間の関連をうかがわせるものは見いだせない。

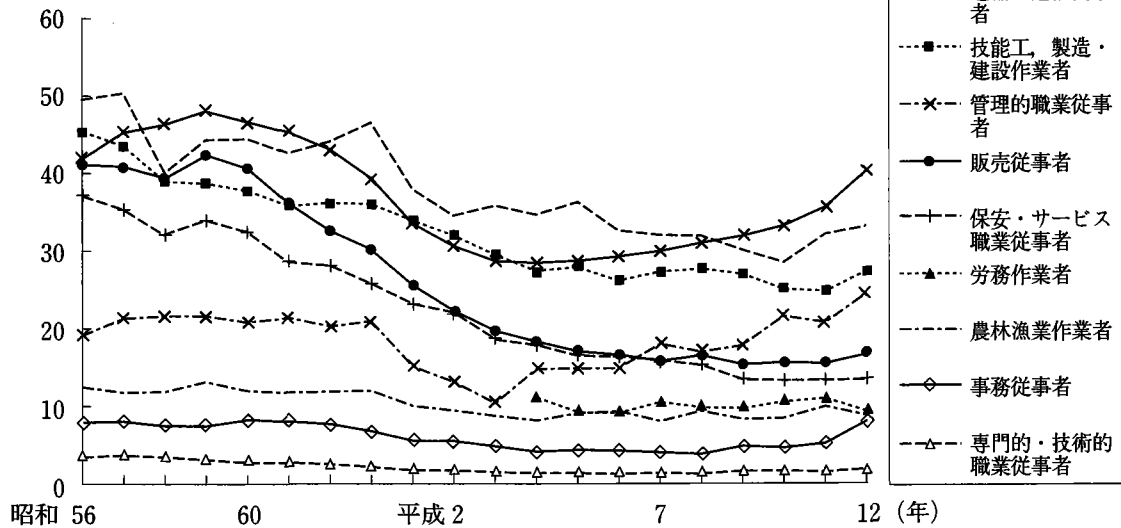
4 菊田幸一「犯罪学」(1971) 79頁

5 菊田幸一「犯罪学」(1971) 80頁

6 石川才顕編著「刑事政策」(1968) 125頁

図42 職業別新受刑者指数の推移

(昭和56年～平成12年)



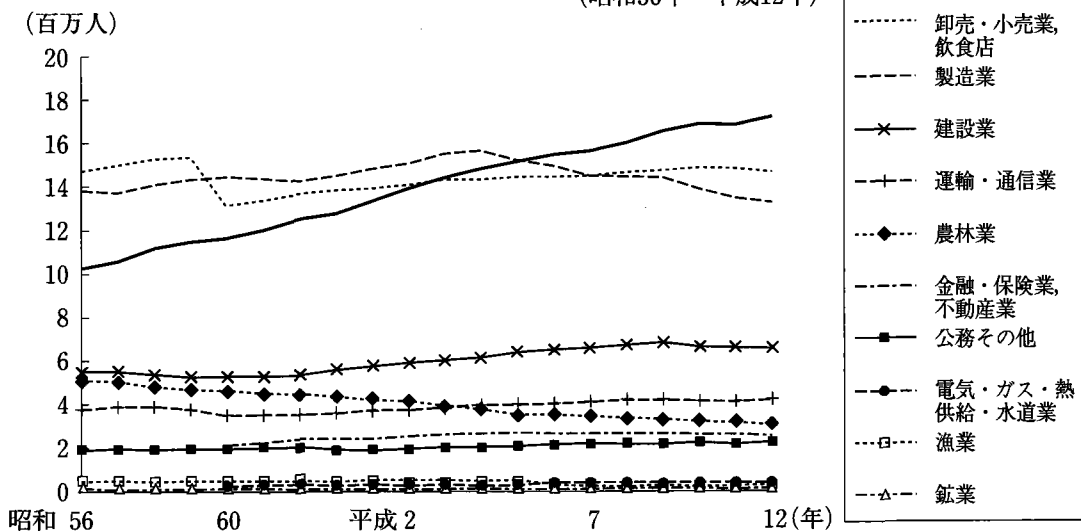
注 1 矯正統計年報及び総務省・労働力調査報告による。

2 「職業別新受刑者指数」は、新受刑者数の職業別就業者人口10万人当たりの比率である。

このほか、第一次産業に比べて、第2次、第3次産業の方が、あるいは、自営業や個人事業者に比して、組織の中で働く雇用者の方が仕事面でのストレスが高く、それが最近の犯罪のインセンティブになっているとの主張もあるにはあるが、根拠はやや薄弱である。しかしながら、J・マースが、職務内容が①1回限りの取引などのように双方に信頼関係が伴っていない場合、②職務遂行に専門的知識が必要な場合、③職務遂行に広い裁量を与えられている場合、④犯罪防止システムが確立されていない場合及び⑤取引において量や質に関する取り決めがあいまいである場合には犯罪が誘発される⁷と述べていること

図43 産業別就業者数の推移

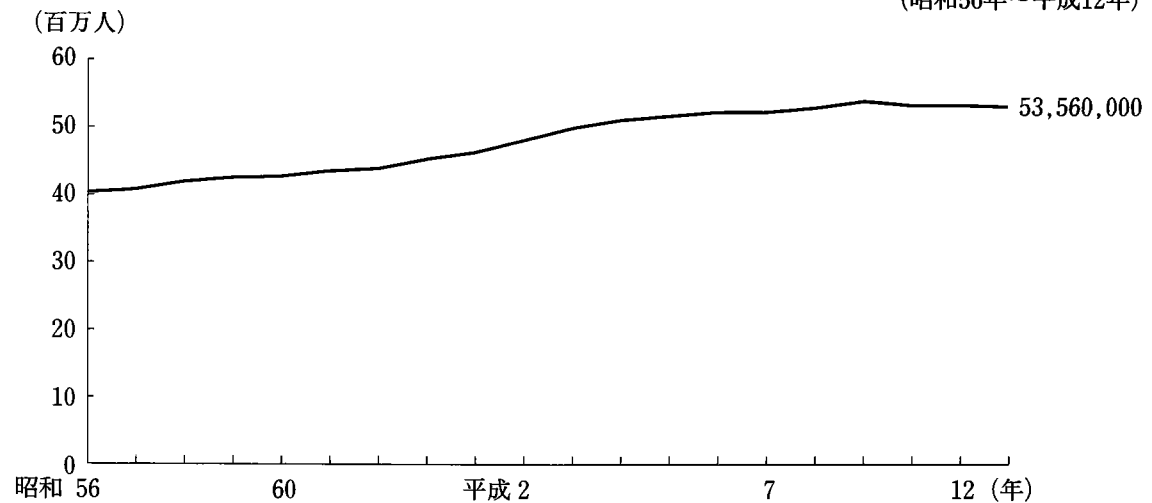
(昭和56年～平成12年)



注 総務省・労働力調査報告による。

図44 雇用者数の推移

(昭和56年～平成12年)



注 総務省・労働力調査報告による。

から、取引関係が一過性で、取引先との人間関係が比較的希薄な業務に従事している者の増減が犯罪動向に影響を与えている可能性についても調べてみることにした。

図43は、昭和56年から平成12年までの産業別従事者数、図44は、雇用者数の時系列変化を見たものである。業種について見ると、一貫して上昇傾向にあるのはサービス業、また、雇用者数も増加を続けている。

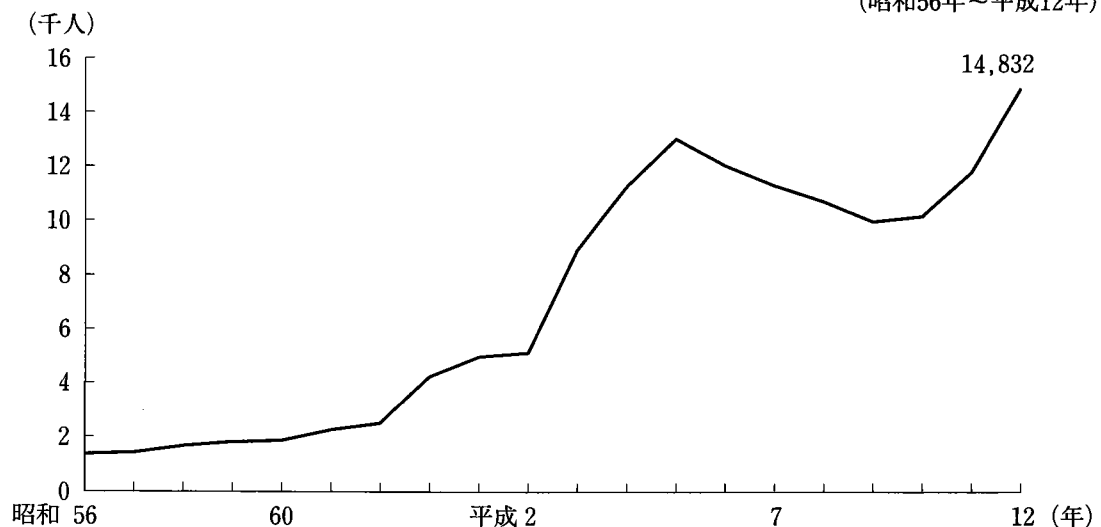
この結果だけを見ると、業務内容、雇用形態が犯罪の動向と関連がありそうにも思えるのであるが、一貫して増加傾向を示す年次データについて、犯罪動向との統計的関連を考察するにはデータ量が少な過ぎるため、これらの相関についてはデータの更なる蓄積を待って論じることになろう。

(3) 国籍

最近、外国人の犯罪の増加がしばしば話題に上る。図45は、昭和57年から平成12年までの推計外国人

図45 来日外国人刑法犯推計認知人員の推移

(昭和56年～平成12年)



注 1 警察庁の統計による。

2 「来日刑法犯推計認知人員」は、刑法犯全体の認知件数と検挙人員を掛け、検挙件数で割って、推計認知人員を出し、さらに、推定認知人員と来日外国人刑法犯検挙人員を掛け、検挙件数で割ったものである。

認知人員の推移を見たものであるが、全体として見れば、確かに、外国人、取り分け来日外国人による犯罪が近時増加していると言えよう。

しかしながら、推計犯罪認知人員に占める外国人の割合は平成12年時点でも1.1%にとどまっており、近時の犯罪動向全体をこれら外国人が左右しているとは言えない。

(4) 貧困

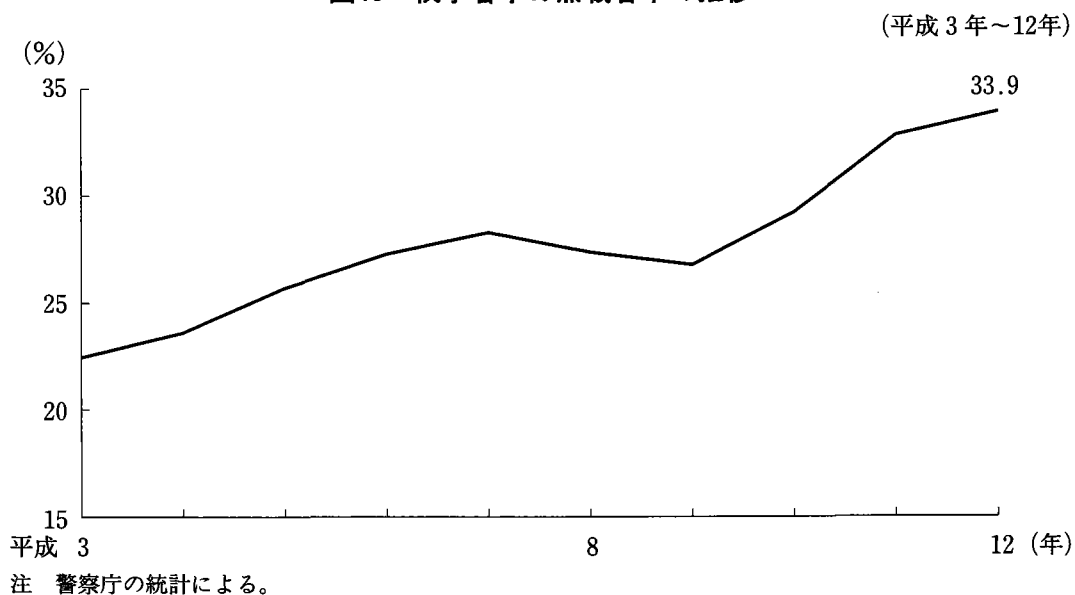
貧困を犯罪の原因とする見解は、古くから有力に唱えられている⁸。ただ、最近では、単純な貧困ではなく、むしろ相対的な不平等感が犯罪のインセンティブになっているのではないと言われるようになってきており、イギリスのS・ボックスは、相対的欠乏論が景気後退時の犯罪動向の説明に有効だと述べている⁹。

犯罪者の経済状態に関する適当な統計資料はないが、平成3年以降の犯罪検挙者中の無職者の比率(図46)を見れば、一般社会の失業率を大きく上回る形で推移しており、犯罪者の多くが犯行時点で苦しい経済状態にあったことはうかがえる。

このような貧困は当然のことながら失業の場合に多く生じる。しかしながら、職業をもっているところから得られる収入の額が少なければ貧困は発生するのであり、無職者であっても財産があったり、何らかの理由で一時的に職に就いていないケースもある。その意味で、無職者又は失業者は貧困であると短絡するのは間違いである。図42にも示されているように、無職者の犯罪者率が他の犯罪者率を常に上回っているわけではないという事実は、貧困が犯罪の原因とは限らないとの事実のほかに、仮に貧困が犯罪のインセンティブになっているとしても、無職者であることは必ずしも貧困を意味しないことをうかがわせる。

それはさておくとして、現代の我が国のように、就業者中の雇用者の割合が86%を超えるような社会では、失業率及び勤労世帯の所得状況が貧困の一応の指標になると思われる。

図46 検挙者中の無職者率の推移



8 磯村英一「貧困と犯罪の関係について」社会学雑誌1928・2月号

9 瀬川晃「犯罪学」(1998) 279頁

図47は、昭和56年以降の完全失業率の推移、図48は、勤労世帯の可処分所得の推移を示したものである。勤労世帯の可処分所得は失業者世帯を除いた世帯についてのものであることから、失業率と勤労世帯の可処分所得はともに個人又は世帯の経済状態をうかがわせる指標ではあるが、その意味するところ及び内容は異なっている。

この二つの項目と14歳以上人口10万人当たりの推定犯罪認知人員との関連を重回帰分析を用いて調べたところ、交通業過を除く一般刑法犯の推計認知犯罪人員についても0.1%以下の水準で有意な相関が認められ、罪種別でも、近年増加が著しい強盗、強姦等、恐喝、傷害及び重要窃盗のほか、殺人、詐欺等について、0.1%以下の水準で有意な相関が認められた。

特別法犯については、認知件数に関する統計資料がないため、とりあえず送致人員率（14歳以上人口10万人比）を説明変数として、特別法犯の中でも近年増加傾向が認められる覚せい剤取締法違反について、その関連を調べたところ、同様に0.1%以下の水準で有意な相関が認められた。

図47 完全失業率、構造的・摩擦的失業率の推移

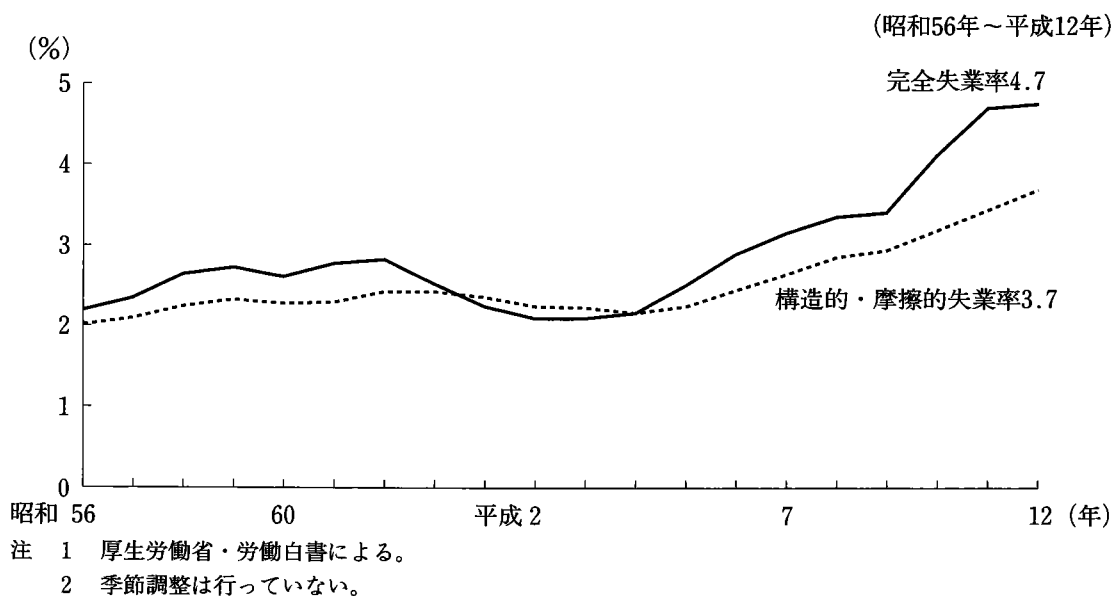
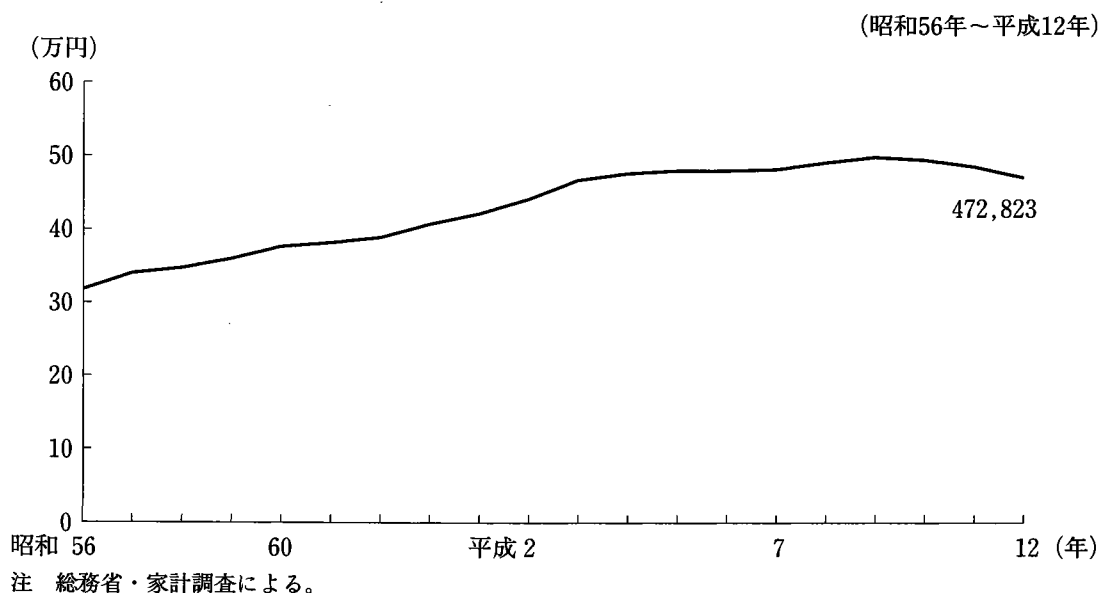


図48 勤労者世帯の可処分所得の推移



このような高い相関は、前述したように、一方の事象と他方の事象の因果関係の存在を裏付けるものではないが、動向の将来予測という課題に関する限りは、その予想に寄与する事象だと評価することができよう¹⁰。

(5) 年齢

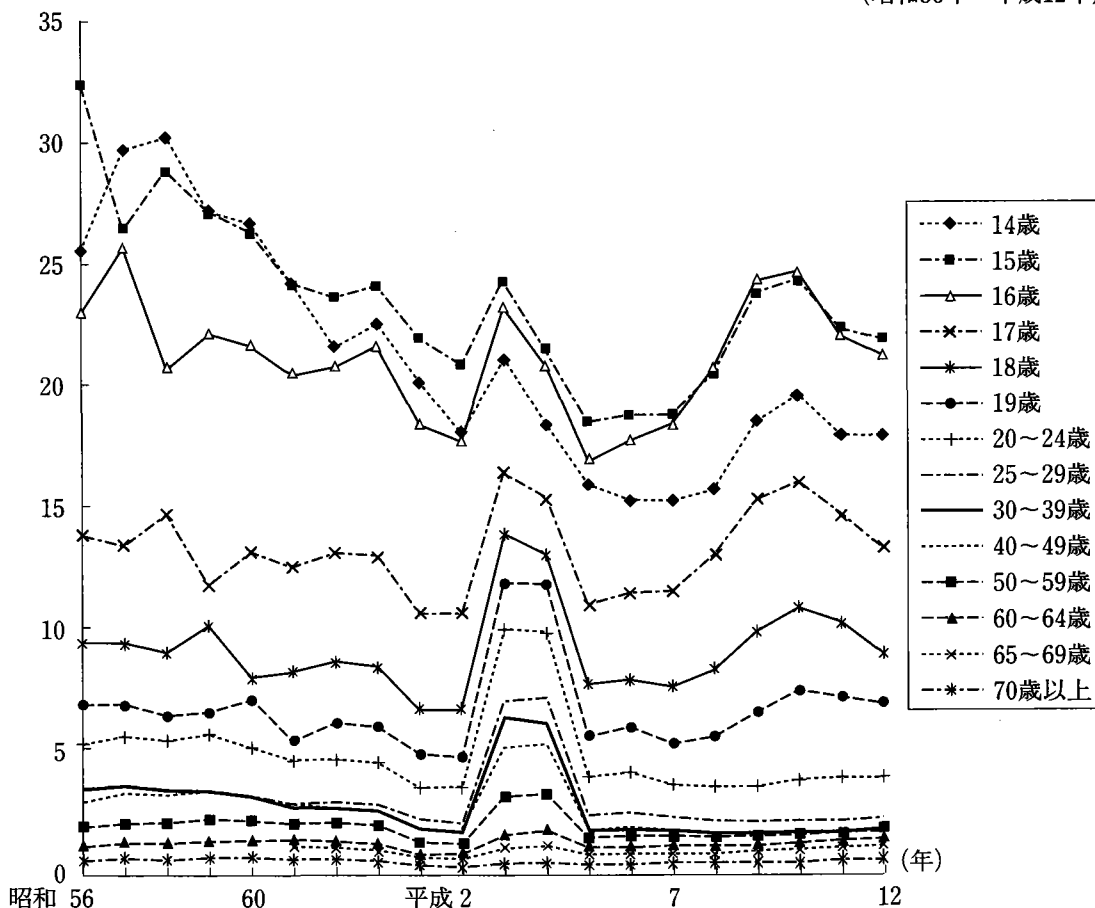
我が国における刑法犯について、年齢別の犯罪率（人口10万人当たりの検挙人員：図49）を見ると、20代前半が最も高く、以下、20代後半、30代、40代と続いている。

また、少年について見ると、①17歳以上は、年齢が高くなるほど犯罪率が低くなっていること、②犯罪率は15歳を頂点に、以下、16歳、14歳、17歳の順になっていることが分かる。犯罪率が少年期に高いことは、通常、「精神の未成熟」によって説明され、青年期以降の犯罪率の低下は「インフォーマルな社会統制の強化」、つまり、職業や家庭といった社会的絆が逸脱へのブレーキになっていると解釈されているようである¹¹。

近年、高齢者による窃盗、占有離脱物横領、詐欺等の犯罪が増加しているとの指摘もあるが、図49の年齢層別犯罪率を眺めて分かるように、老年期（65歳以上）の犯罪率はそれ以外の年齢層の犯罪率と比べても大きな差異は認められない。

図49 年齢層別犯罪率の推移

（昭和56年～平成12年）



注 1 警察庁の統計及び総務省統計局の人口資料による。

2 「犯罪率」は、検挙人員の、年齢別人口10万人当たりの比率である。

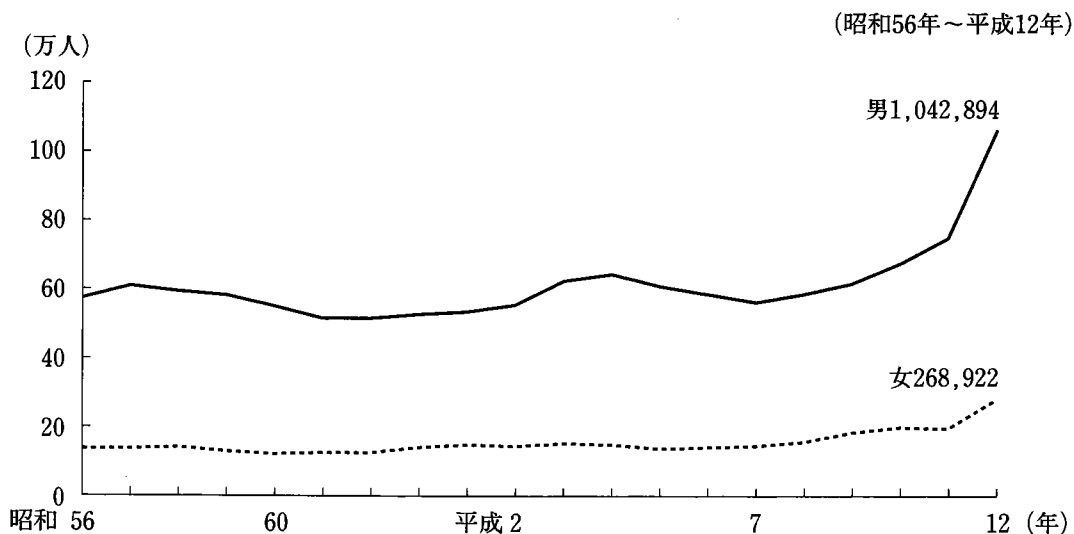
10 前田雅英「少年犯罪」(2000) 157頁

11 T・ハーシ（森田洋司／清水新二監訳）「非行の原因」(1995)

(6) 性別

図50は、昭和57年から平成12年までの推定犯罪認知人員を男女別に見たものであるが、その変化の内容には際立った差異は認められず、男女いずれか一方だけの犯罪関与率の顕著な変化が犯罪発生動向に影響を与えているとは言えない。男子の推計認知人員を説明変数、女子の推計認知人員を目的変数として、回帰分析の手法を用いてその相関を調べたところ、0.1%以下の水準で有意な相関が認められており、男子又は女子のいずれかのみに特有の原因がその動向に影響を与えていると解する可能性は少ない。

図50 男女別刑法犯推計犯罪認知人員の推移



注 1 警察庁の統計による。

2 「男女別刑法犯推計犯罪認知人員」は、刑法犯全体の認知件数と検挙人員を掛け、検挙件数で割って、推計認知人員を出し、さらに、推計認知人員に検挙人員の女子比を掛けて女子の推計認知人員を出し、推計認知人員から女子推計認知人員を引いて男子推計認知人員を出したものである。

(7) ニューメディア等

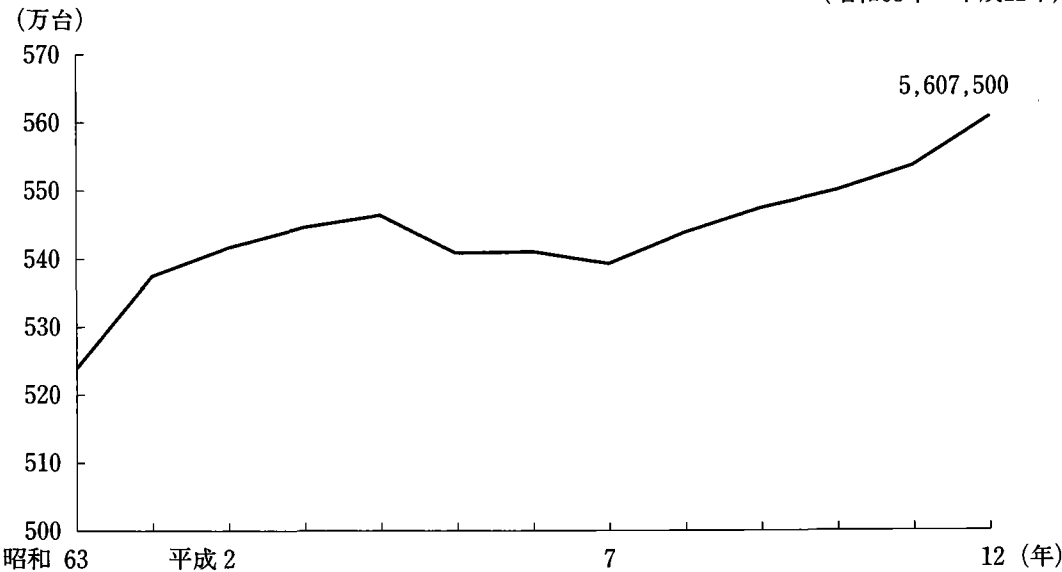
最近、新聞等では出会い系サイトを舞台にした殺人事件などが取り沙汰されるなど、ニューメディアと犯罪の関連が目立つつある。携帯電話がそれ以前の人間関係とは違った人間関係を作り出そうとしているとか、フェイス・ツー・フェイスの付き合いができない屈折した人格づくりに寄与しているといった論や、携帯電話の利用料金が個人の支出の新しい圧力になっている、携帯電話を使えば以前よりも効率的な犯罪謀議が可能であるといった話まで飛び出す始末である。また、自動販売機、コンピュータ・ゲーム機等の普及が他人に対する思いやり、社会性、協調性等の喪失につながっているといった声も聞かれる。

それが、従来のオーソドックスな犯罪原因論を超えた、新たな犯罪原因になるか否かについての判定は今後の分析を待たなければならないのであろうが、現時点で、それが近時の犯罪動向に大きなインパクトを与えているとの裏付けを得ることは難しい。

図51は、平成元年以降の自動販売機設置状況の推移を示したものであり、図52は、平成8年から12年までの携帯電話及びインターネットの普及状況を示したものであるが、自動販売機の年次データの変化は単純な右方上がりであり、携帯電話等も右方上がりであることに加えて、その本格的な普及はここ数年のことであって、いずれにしても、これらの普及の動向と犯罪との関連を統計的にうんぬんすることは時期尚早と言わねばならない。

図51 自動販売機普及台数の推移

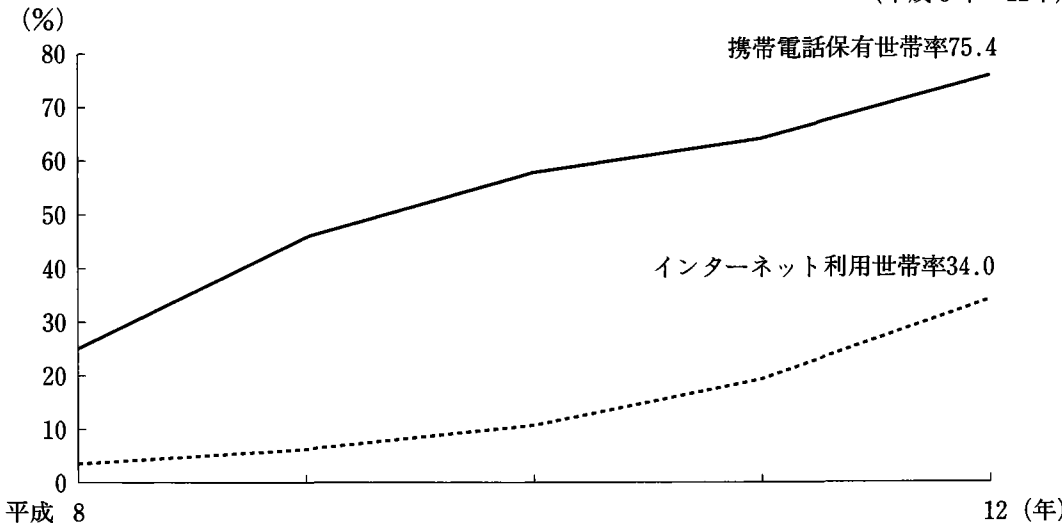
(昭和63年～平成12年)



注 日本自動販売機工業会の資料による。

図52 携帯電話保有世帯率及びインターネット利用世帯率の推移

(平成8年～12年)



注 総務省情報通信政策局・通信利用動向調査による。

(8) 検挙率

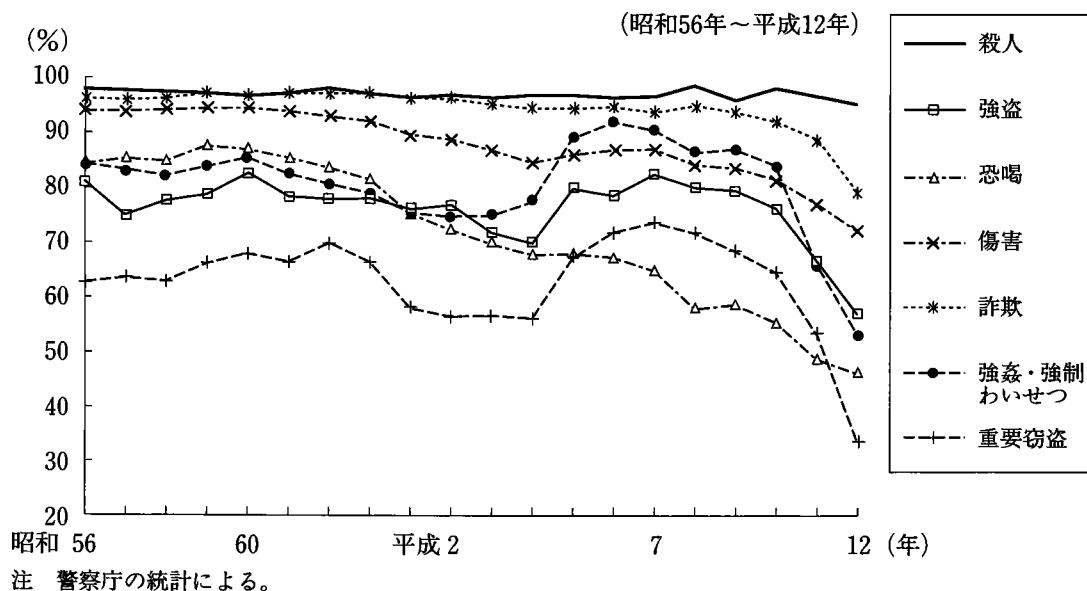
捜査機関による検挙状況が、これから犯罪を行おうとしている犯罪者の意思決定に影響を与えるか否かについては、積極、消極の見解がある。取締りが厳しければ、犯罪者は犯行を控えたり、一層慎重に場所、時間等を選ぶだろうといった推論はある程度我々の常識にかなったものであるが、本当のところ、どうなのだろうか。

図53は、罪名別検挙率の推移を見たものである。

検挙率を説明変数、対象年から1年後又は2年後の人口10万人当たりの推定犯罪認知人員を目的変数として、回帰分析の手法によってその関連を調べてみたが、有意な関連は認められなかった。

ただ、ここ数年、検挙率の著しい低下に関する報道が頻繁になされており、こういったマスメディアによる報道の影響が犯罪発生に影響しているか否かは別論である。しかしながら、近時の検挙率に関する報道の影響を現時点で論じるのは時期尚早であり、昨今の検挙率低下報道と犯罪発生動向の関連については今後のデータの蓄積をまつほかない。

図53 罪名別刑法犯検挙率の推移



(9) 家出及び自殺

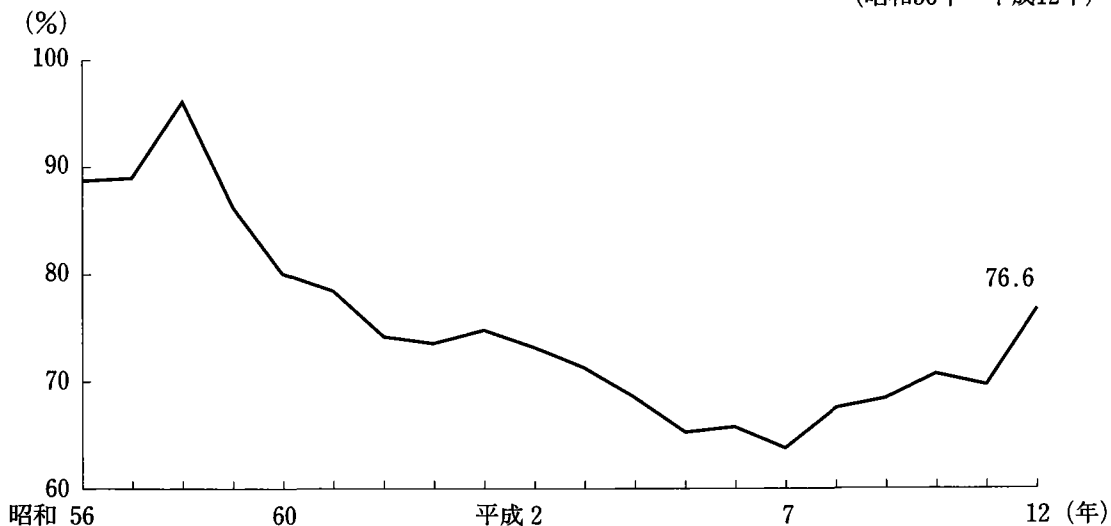
家出又は自殺が犯罪発生の原因となるとの推論はやや無理があるように思われるが、家庭、職場といった生活環境の悪化が、ある者にとっては家出又は自殺というものに結び付くと同時に、別の者には犯罪へのインセンティブになっているとの推論はあながち的外れとも思われない¹²。

図54は、昭和56年以降の家出人率の推移、図55は、自殺者率の推移を示したものである。

昭和56年から平成12年までの年次データを用いて、家出人率及び自殺者率を説明変数、14歳以上人口10万人当たりの推定認知犯罪人員を目的変数とし、回帰分析の手法でその相関を調べてみたところ、自殺者率については、交通業過を除く一般刑法犯全体、殺人、詐欺、重要窃盗及び傷害で有意な相関は認められなかったものの、強盗及び恐喝では0.1%以下の水準で有意な相関が認められた。また、家出人率については、交通業過を除く一般刑法犯全体、強姦等、強盗及び恐喝では有意な相関は認められなかつ

図54 家出入率の推移

(昭和56年～平成12年)

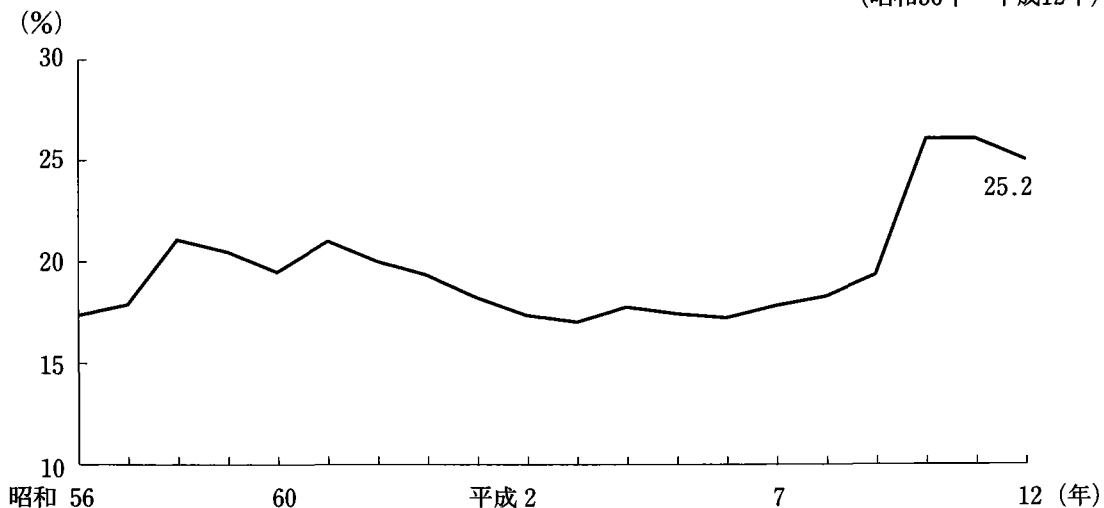


注 1 警察庁の統計による。

2 「家出入率」は、家出人(搜索願出)の人口10万人当たりの比率である。

図55 自殺者率の推移

(昭和56年～平成12年)



注 1 警察庁の統計による。

2 「自殺者率」は、自殺者の人口10万人当たりの比率である。

たものの、詐欺、殺人、重要窃盗及び傷害では0.1%以下の水準で有意な相関が認められた。

家出及び自殺の原因は、家庭、職場、学校、地域社会等とのトラブルを含め、極めて多様であり、しかも複合している場合も少なくないと思われるため、仮に、家出等の事象と犯罪発生との間に何らかの因果関係(直接又は間接)があるとしても、それを特定する作業は今後の研究に期待するしかない。

なお、繰り返しになるが、変量間の相関関係は因果関係を裏付けるものではない。それは、①事象間に現実の因果関係が存在するのか、②存在するとしてもそれは直接的なものなのか、③その間にどれくらいの事象が介在しているのか、④他の事象との組合せはどうなっているか、などの問いに答え得るものではなく、双方の変量がともにこれらとは別の事象の結果であるような場合も当然あり得る。

このように、因果関係は、相関という数学的推論とは別に、地道なフィールド・ワークや各種の社会

調査から得られた知見によって確認されるべき性質のものであるが、統計上の相関事象の発見は、事実上、因果関係を調べる手掛かりを提供する場合が少なくないため、本研究で行った分析結果をも踏まえつつ、更に関連事象の探索を続けることが望まれる。

第5 地域別及び被収容者の属性別収容動向

第2の収容の現状のところ述べてように、全体的な収容動向とは別に、地域別でも収容動向、取り分け未決被収容者の収容動向にはばらつきが認められる。また、被収容者の属性別による収容動向の把握は、今後の矯正処遇の効率化を考えていく上では看過することのできない重要事項だと思われるので、本章では、これらの点について分析を行うこととした。

1 地域別未決被収容者収容動向

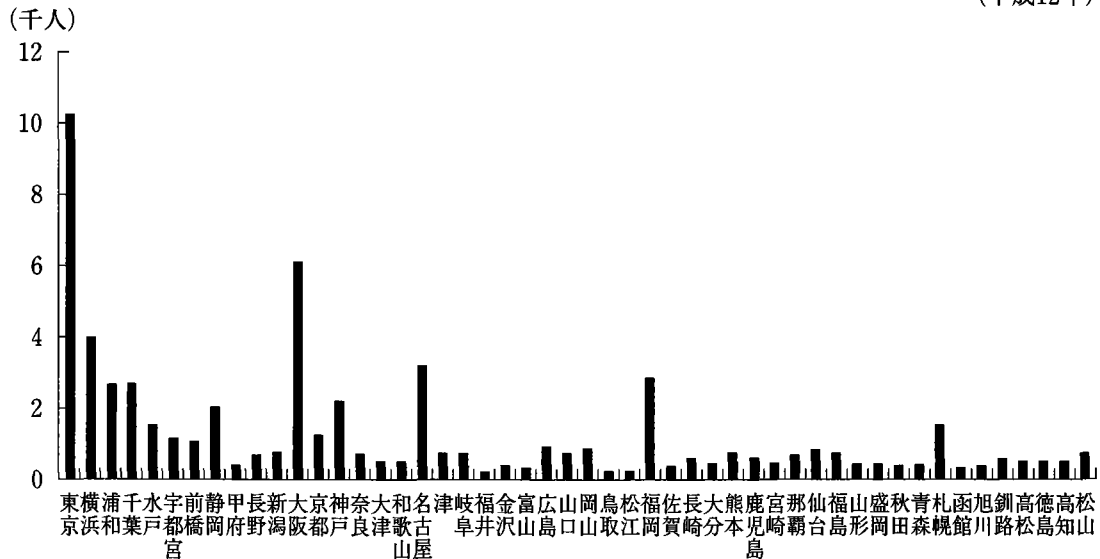
第2の収容の現状において示したように、行刑施設未決被収容者の収容動向は地域格差が認められる。

図56は、平成12年の地裁・簡裁別の通常第一審勾留人員を示したものである。

地域別の勾留人員は、その地域の人口、犯罪率及び検挙率に影響を受けるわけであるが、平成12年3月31日時点での地域別人口密度（図57）を説明変数、平成12年の勾留人員の人口10万人比（図58）を目的変数として、回帰分析の手法でその関連を見たところ、0.1%以下の水準で有意な相関が認められた。平成12年の犯罪率についても同様の関連を見たところ、一般刑法犯全体（図59）のほか、重要犯罪事件（図60）及び重要窃盗事件（図61）についても、有意な相関が認められた（勾留人員率等は、人口集中地区人口の総人口百人当たりの比率である「人口集中度」との間でも有意な相関が認められた。）。

図56 地方裁判所所在地別通常第一審(地方・簡易裁判所)勾留人員

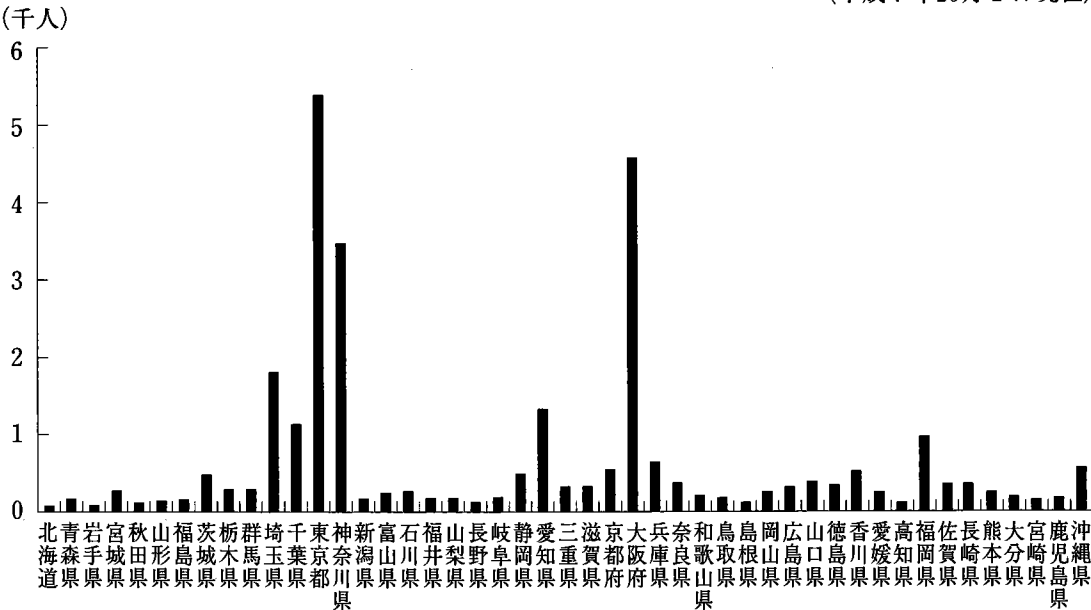
(平成12年)



注 司法統計年報による。

図57 都道府県別人口密度

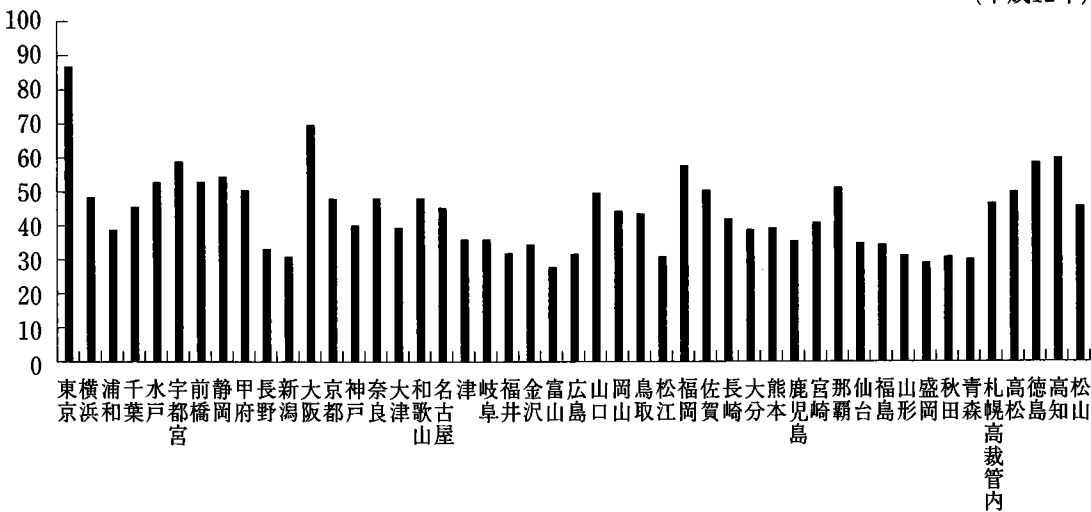
(平成7年10月1日現在)



注 朝日新聞社刊・民力2001より

図58 地方裁判所所在地別通常第一審（地方・簡易裁判所）勾留率

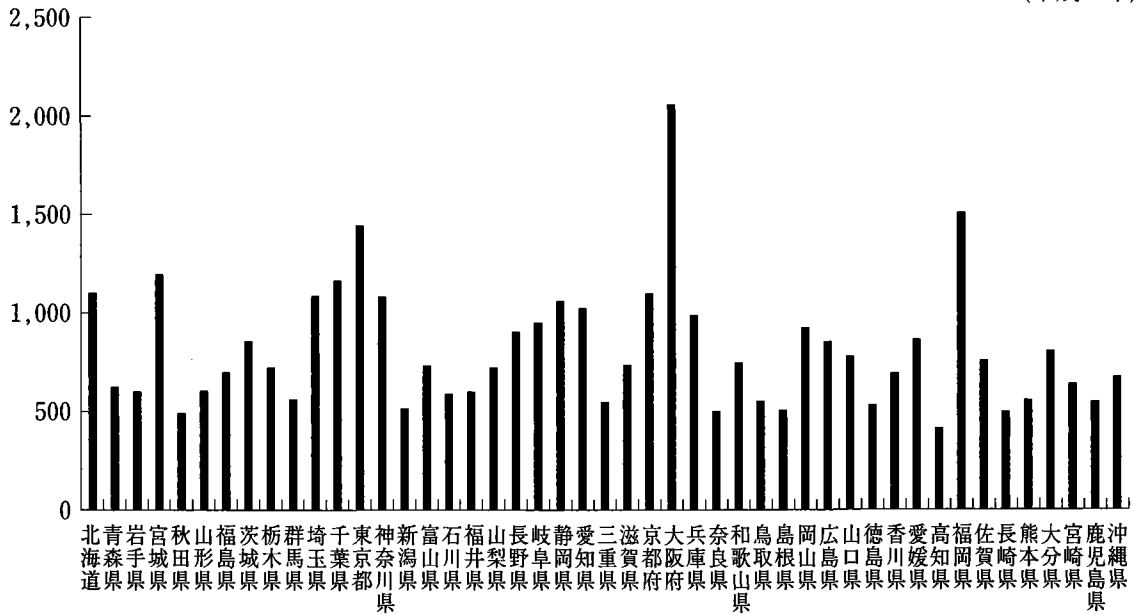
(平成12年)



注 1 司法統計年報及び総務省統計局の人口資料による。
2 「勾留率」とは、勾留人員の地域人口10万人あたりの比率である。

図59 都道府県別刑法犯推計犯罪認知人員率

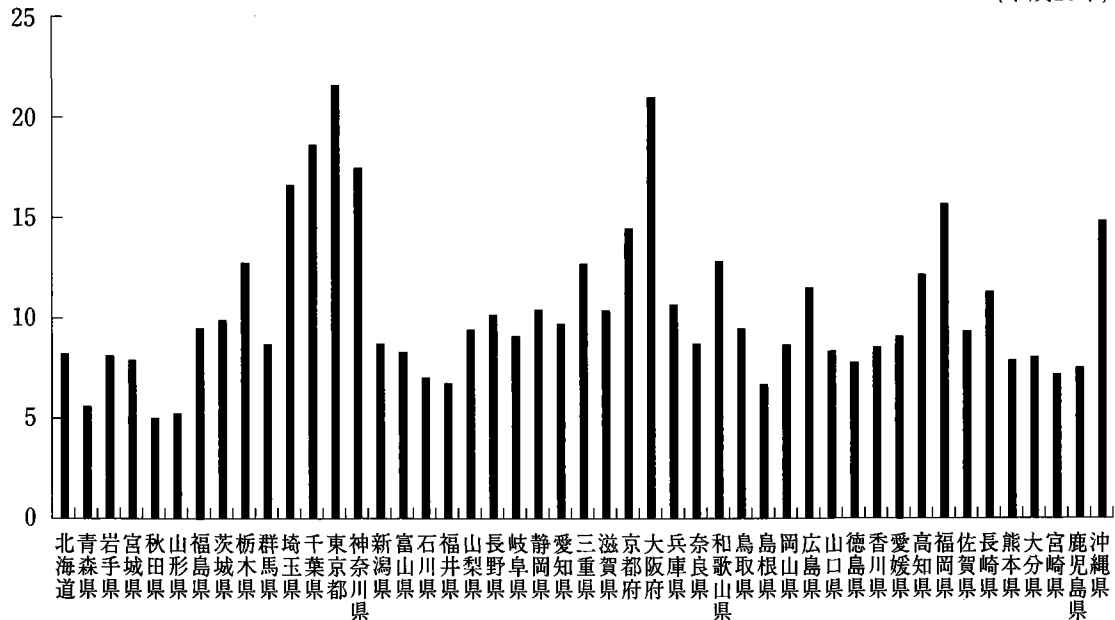
(平成12年)



注 1 警察庁の統計による。
2 「推計犯罪認知人員」は、認知件数と検挙人員を掛け、検挙件数で割ったもので、「推計犯罪認知人員率」は「推計犯罪認知人員」の地域人口10万人あたりの比率である。

図60 都道府県別重要犯罪推計犯罪認知人員率

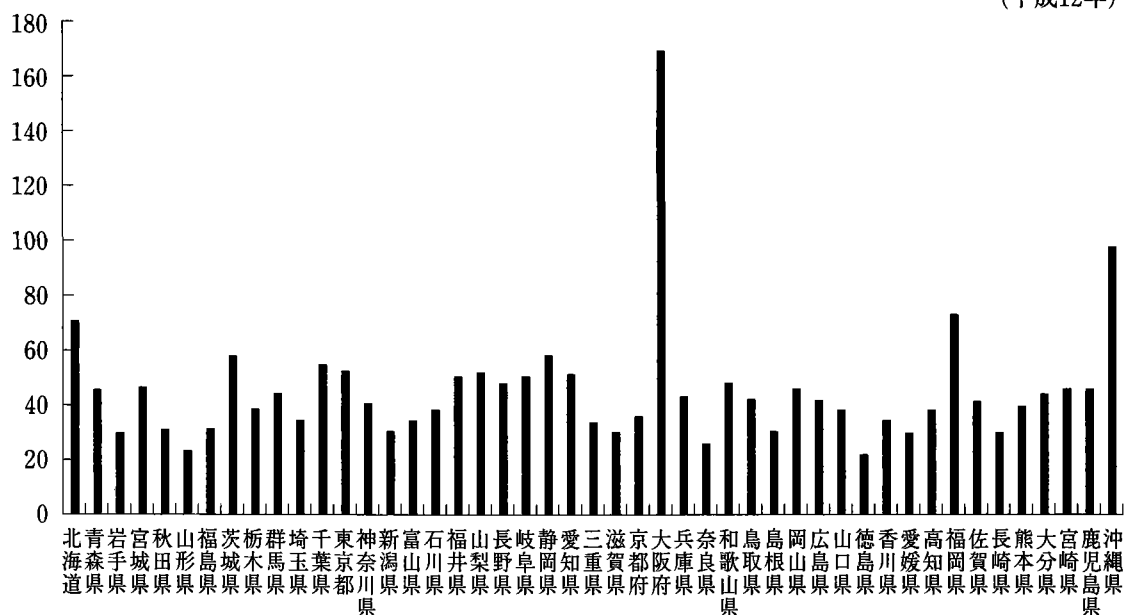
(平成12年)



注 1 警察庁の統計による。
2 「推計犯罪認知人員」は、認知件数と検挙人員を掛け、検挙件数で割ったもので、「推計犯罪認知人員率」は「推計犯罪認知人員」の地域人口10万人あたりの比率である。

図61 都道府県別重要窃盗推計犯罪認知人員率

(平成12年)



注 1 警察庁の統計による。

2 「推計犯罪認知人員」は、認知件数と検挙人員を掛け、検挙件数で割ったもので、「推計犯罪認知人員率」は「推計犯罪認知人員」の地域人口10万人あたりの比率である。

この分析の結果、人が多く集まって生活している地域ほど、犯罪が発生する可能性が高くなっていることが分かったわけであるが、その背景にいかなる事象が存在するのかについて、公刊する統計資料からは手掛かりを得ることはできなかった^{13 14 15}。昭和30年代には、我が国でも、都市化と犯罪との関連を調査する試みが数多く行われ、都市部では強盗、窃盗、恐喝などの財産犯やわいせつ行為の発生率が高いとの報告がなされている¹⁶ほか、H・ブルッヒアルトは、都市部は匿名性が高く、利益の相克・摩擦が大きい上、地域的な結び付きが希薄なため、倫理観が衰微しやすいことなどをその理由として挙げているが、この方面での掘り下げは今後の課題としたい¹⁷。

いずれにしても、社会・経済環境の変化等によって、地域間の人口の流入出、都市化の程度は複雑に変動する。いったん建設されれば容易に建替えたり、増設するといったことが容易には行えない行刑施設が、犯罪率の変動にタイムリーに対応し切れず、それが地域間の収容率の格差を生み出す原因の一つとなっている。

図62は、東京拘置所、名古屋拘置所、大阪拘置所、福岡拘置所及びそれ以外の行刑施設の平成12年末の収容定員の構成比及び東京、名古屋、大阪、福岡及びそれ以外の地裁・簡裁の平成12年の勾留人員の構成比を示したものである。

13 前田雅英「少年犯罪」(2000) 123頁

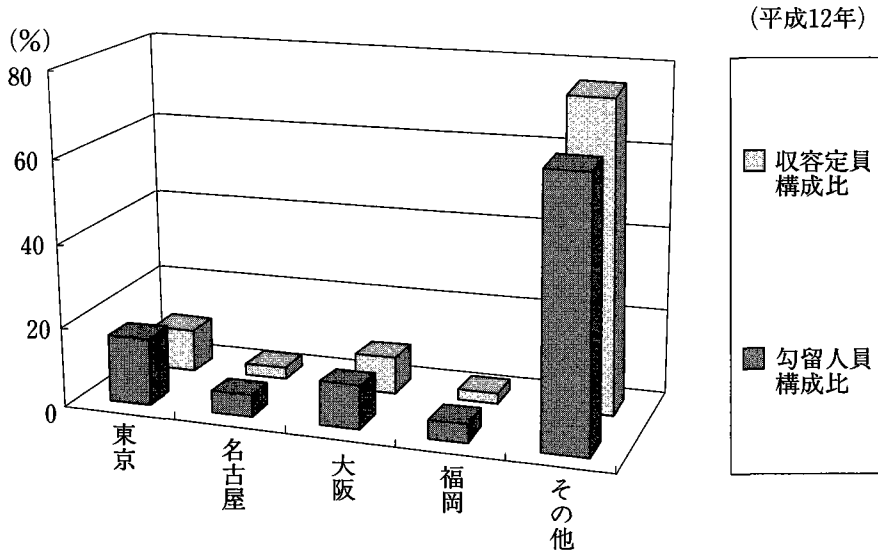
14 平野龍一編「日本の犯罪学」(1980) 土屋眞一「鹿島開発地域における犯罪現象とその対策」

15 平野龍一編「日本の犯罪学」(1980) 高橋良彰／清水賢二「都市特性と犯罪動向」

16 菊田幸一「犯罪学」(1971) 82頁

17 瀬川晃「犯罪学」(1998) 274頁

図62 4 大拘置所収容定員構成比及び対応地方裁判所所在地別通常第一審（地方・簡易裁判所）勾留人員構成比



注 司法統計年報及び法務省矯正局の資料による。

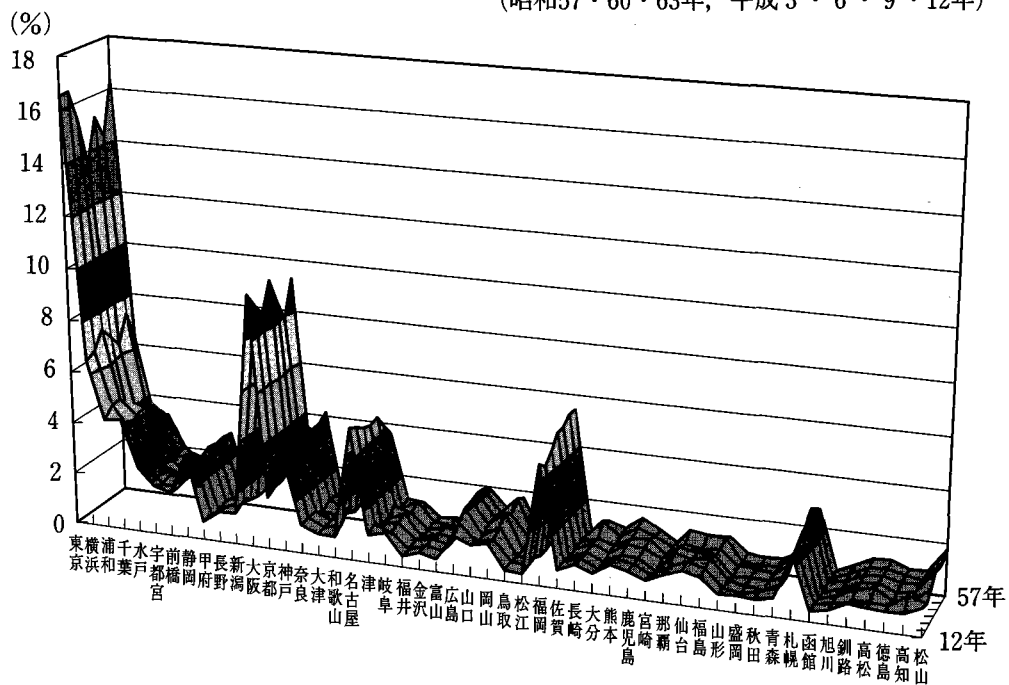
同表からも明らかなように、その他の施設の収容定員構成比は、対応する勾留人員構成比を上回っているのに対し、近年、収容過剰が著しいとされる東京拘置所等の収容定員構成比は、対応する裁判所の勾留人員構成比をいずれも下回っている。

もちろん、被勾留者は、第3の未決被収容者のところで述べたように、代用監獄にも収容されるわけであるが、行刑施設は収容過剰を理由に収容を拒むということは許されないものであり、そのためにも、行刑施設の収容定員は、こと未決被収容者に関する限り、将来の収容動向の予測をも踏まえて、ある程度ゆとりのある状態になっているのが望ましいと考えられる。

このように、行刑施設の収容定員は、現在の勾留人員の発生動向に十分対応する体制になっていないことが分かるのであるが、それはさておき、もう一つの重要な疑問は、この施設間格差が年ごとに変動しているのか、つまり、ある年には広がり、また、別の年には縮まったりしているのかということである。

図63は、地裁・簡裁別に、通常第一審での勾留人員を、昭和57年から平成12年まで、3年おきに見たものである。

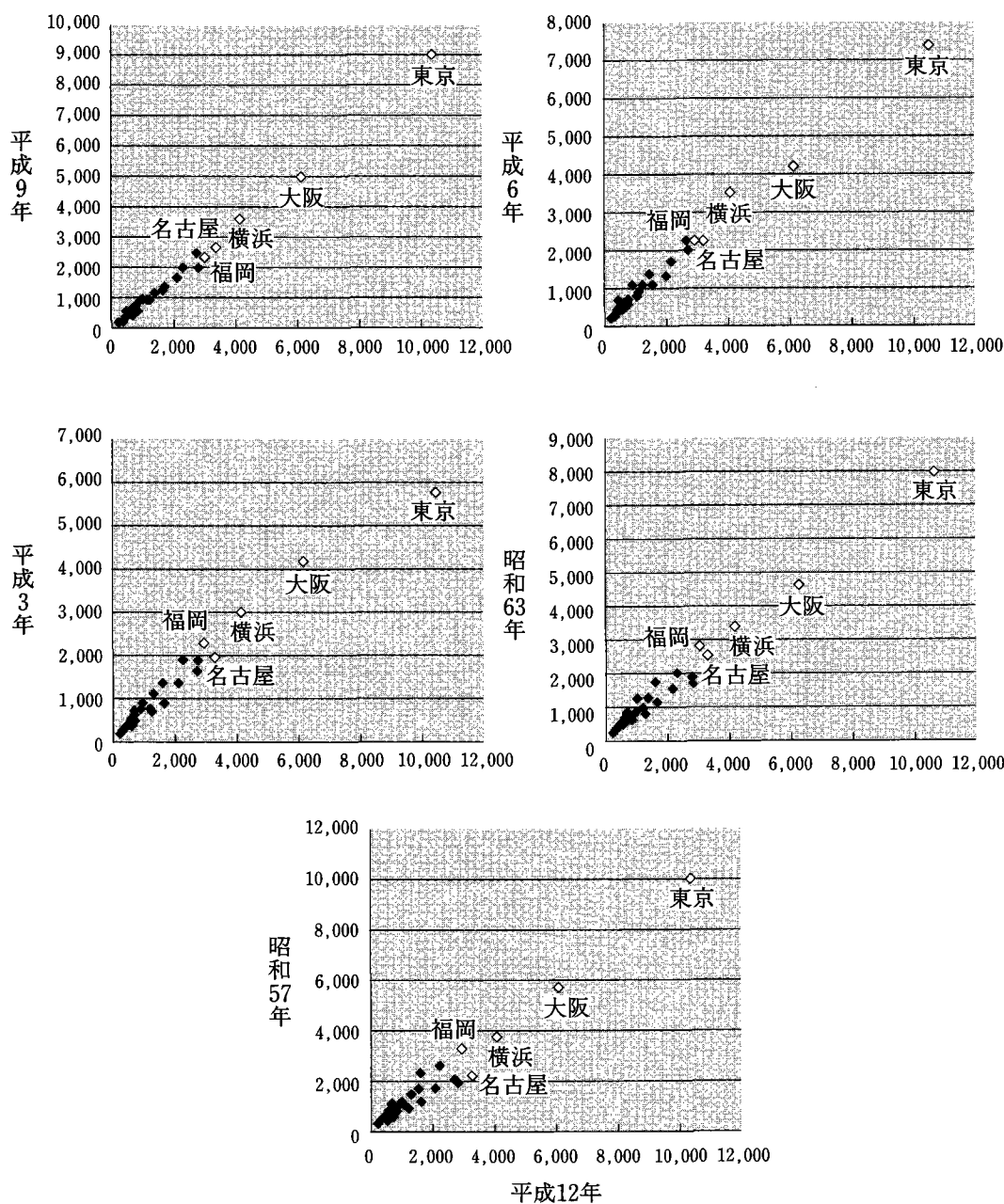
図63 地方裁判所所在地別通常第一審（地方・簡易裁判所）勾留人員構成比の推移
 （昭和57・60・63年，平成3・6・9・12年）



注 司法統計年報による。

同図を見ると，若干の変化はともかく，地域の構成比には大きな変化は認められないことがうかがえる（平成12年の勾留人員を説明変数，それ以外の各年次の勾留人員を目的変数として回帰分析により，相互の相関を調べたところ， R^2 値はいずれも0.90を上回っていた。）。図64は，各年次の勾留人員をもとに作った散布図であるが，各地域の勾留人員は，比較の対象となっているいずれの年次においても回帰直線に寄り付いていることが分かる。つまり，昭和57年以降を見る限り，地域格差を生じさせている事象に大きな変化が起きていないと言い得るのであるが，こういった状況が今後も続くかどうかについては，社会・経済事象の動向を含めて慎重な観察が必要である。

図64 地域別勾留人員の相関



ただ、いずれにしろ、第3における勾留人員の上訴率等に関する分析結果と、図63及び64を踏まえれば、東京拘置所等、高裁所在地の拘置所の収容過剰は、収容定員が現実が発生している勾留人員の動向に対応していないとの点を別にすれば、①関係する地裁・簡裁の管轄地域での犯罪数の増加（増加率に関しては他の地域との間に顕著な差異はない。）、②関係する高裁が管轄する地域の勾留控訴申立人及び上告申立人の増加（地域の勾留被告人数自体の増加及び控訴率・上告率の増加による。）、③上告申立人の勾留期間の長期化が招いた結果であるといえる。

このような状況にかんがみれば、上訴申立人を勾留する高裁所在地の拘置所の、収容定員を考えるに当たっては、それ以外の行刑施設とは別の配慮が必要なのであり、全体としての勾留人員の動向に関連している事象の分析に加えて、控訴及び上告率の変動に関連している事象の将来動向についての分析・検討が不可欠である。

また、地域別勾留人員の動向は、その地域での確定受刑者の数を知る上でのよすがになるという意味

でも重要である。現在、受刑者の施設間の格差を是正し、処遇の一層の適正化を図る目的で、B級以外の収容分類級の受刑者については、「受刑者分類規程の実施についての改正に伴う管区外移送について」（平成13年3月22日矯保666矯正局長通達）で規定された移送区分に基づき、また、B級受刑者については、収容実績を勘案した収容動向予測を踏まえて、毎年、矯正局による収容調整が行われているが、それぞれの地域で確定受刑者がどのように発生するかがある程度正確に予測できるなら、収容調整の効率化は更に高まっていくことは疑いないからである。

2 外国人被収容者の動向

第2で述べたように、マクロに見た場合、平成12年末で見ても、外国人被収容者数は未決被収容者では9.7%、受刑者では6.6%と、全体の収容動向への影響は大きいとは言えない。しかしながら、収容増加率からすると、平成8年から12年までに日本人受刑者は22.6%増加しているのに対し、外国人受刑者は57.8%の増加となっている。また、行刑施設での処遇効率という面でみても、外国人、取り分け、F級と判定された受刑者（処遇分類上、風俗・習慣が著しく違っているなどの理由で日本人とは異なる処遇を必要とする者）の収容動向（平成8年から12年までの増加率は287.8%）は見過ごすことのできない重大事である。

現在、このF級受刑者は、平成13年3月末時点で、男子は17施設、女子は2施設に収容されている。

図65は、平成55年から平成12年までのF級受刑者の年末在所人員の推移を示したものであるが、ここ数年、その増加傾向がより顕著になっていることが分かる。

いわゆる不法在留者は平成6年以降減少傾向にあるものの（図66）、我が国に正規に入国する外国人の数は、戦後、ほぼ一貫して増加傾向にあり、外国人登録者数は昭和56年から平成12年まで、ほぼ一貫して増加傾向を示している（図67）。

図65 F級受刑者年末在所人員の推移

（昭和56年～平成12年12月31日各現在）

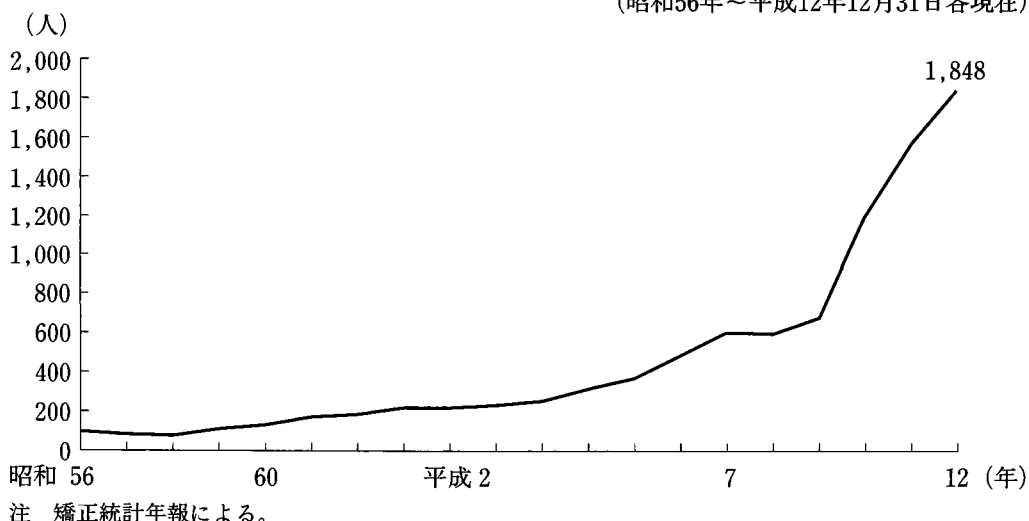
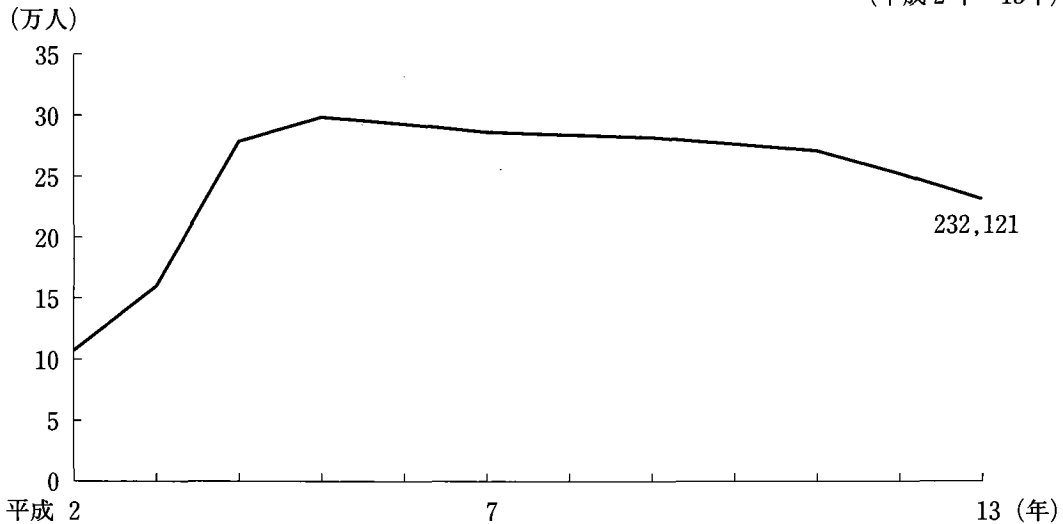


図66 外国人不法残留者数の推移

(平成2年～13年)

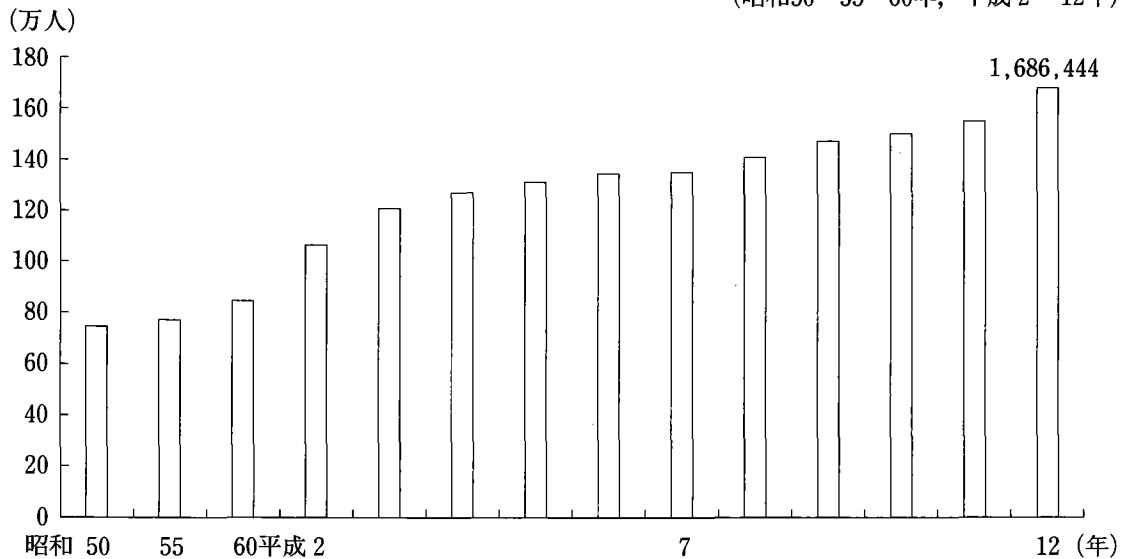


注 1 法務省入国管理局の資料による。

2 平成2年については7月1日現在、3年から8年については5月1日現在、9年から13年については1月1日現在の推計数である。

図67 外国人登録者数

(昭和50・55・60年、平成2～12年)



注 出入国管理統計年報による。

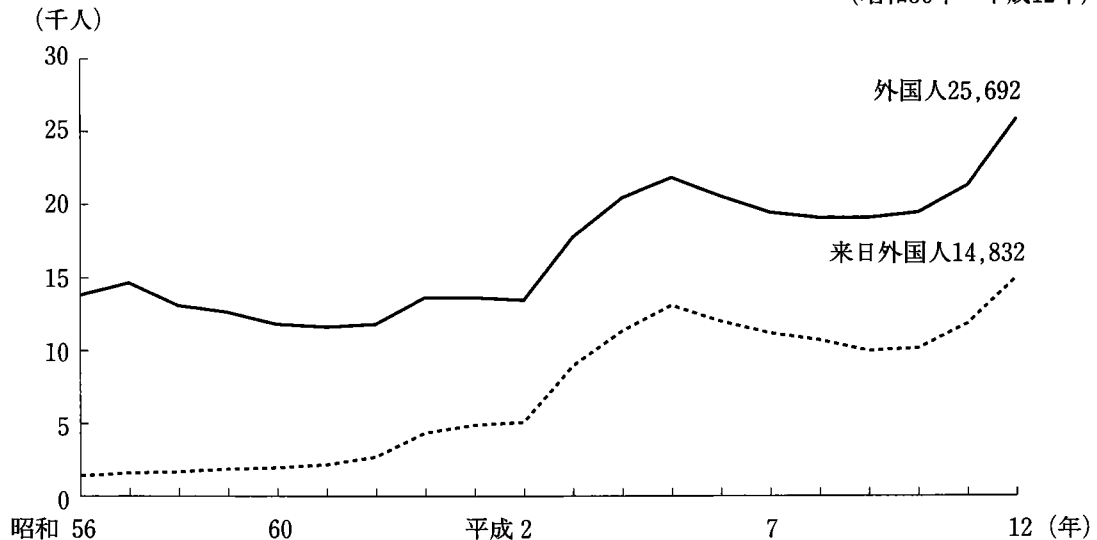
回帰分析の手法を用いて、外国人登録者数と我が国のGDPとの間の関連を見たところ、0.1%以下の水準で有意な相関が認められた。大胆に想像することが許されるなら、周辺アジア諸国と我が国の経済水準の相対的格差が雇用・所得の獲得を目的とする外国人の我が国への入国のインセンティブとなっている可能性はある（不法在留者が近年減少傾向にあることがその事実を裏付けていると言えなくもない。）。

そこで、問題になるのが外国人による犯罪の状況である。

図68は、昭和55年から平成12年までの外国人の推定犯罪認知人員の推移を示したものであるが、平成5年以降、いったん上昇が止まり、平成11年になって再び上昇を始めるが、5年の水準を超えるのは12年時点であることが分かる。

図68 外国人刑法犯推計認知人員の推移

(昭和56年～平成12年)



注 1 警察庁の統計による。

2 「来日刑法犯推計認知人員」は、刑法犯全体の認知件数と検挙人員を掛け、検挙件数で割って、推計認知人員を出し、さらに、推定認知人員と来日外国人刑法犯検挙人員を掛け、検挙件数で割ったものである。

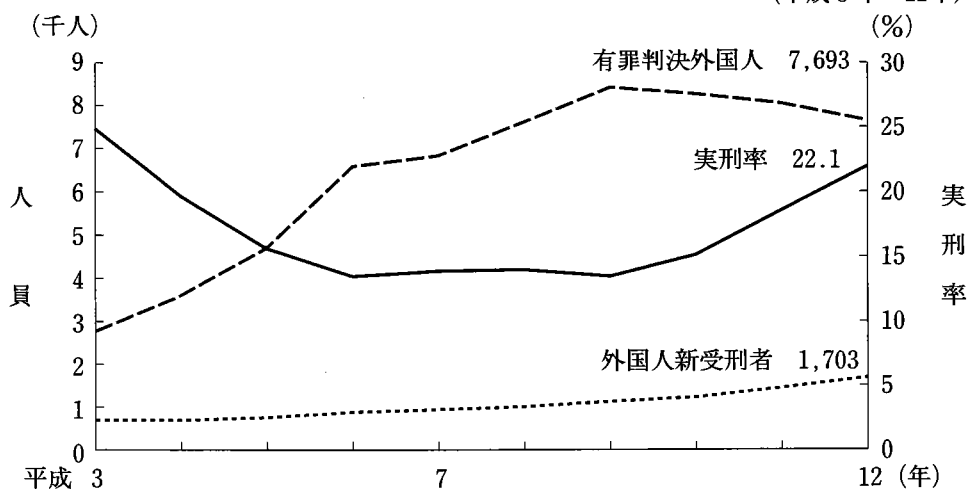
前述したように、外国人登録者数は増加を続けているが、犯罪に関わる可能性が高い不法在留者は減少しており、上述の平成5年から11年までの停滞現象は、そのことが影響しているのかもしれない。

推計認知人員は、このように平成5年から11年まで停滞しているのであるが、F級受刑者数は平成5年から7年の3年間に若干の停滞を示しただけで、あとは一貫して増え続けている。その理由は、実刑率の変化にある。

図69は、通常第一審において禁錮以上の有罪判決が言い渡された外国人数、外国人新受刑者数及び実刑率について、平成3年以降の変化を示したものである。

図69 外国人犯罪者の実刑率の推移

(平成3年～12年)



注 1 司法統計年報及び矯正統計年報による。

2 有罪判決人員とは、禁錮以上の有罪判決を通常第一審で受けた外国人数をいう。

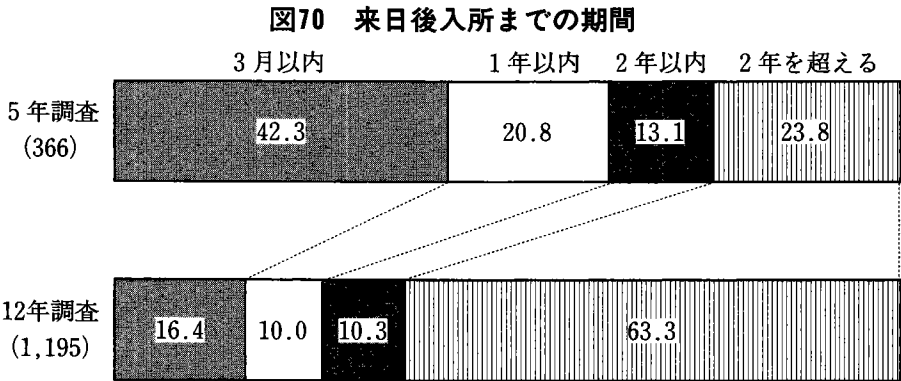
3 実刑率とは、外国人受刑者数を有罪判決外国人数で除したものをいう。

同図を見れば分かるように、平成12年の実刑率（22.1％）は、平成9年に比べると8.5ポイントも高くなっている。このような実刑率の変動の原因は、一般刑法犯（12年実刑率33.7％）の増加と、特別法犯（同14.4％）の減少であり、さらに、一般刑法犯の実刑率等の変動の原因は、①窃盗（12年実刑率31.5％）の有罪人員及び実刑率の増加（602人）・上昇（2.2ポイント）、②強盗（同実刑率84.9％）、詐欺（同43.5％）及び傷害（同33.3％）の有罪人員の増加（強盗123人、詐欺40人、傷害84人）にある。

このような実刑率の顕著な変化は、平成10年からのことであるため、統計的に有意な分析結果を提示することは困難であるが、実刑率の変動が財産犯を中心としていることから我が国の経済・雇用情勢との関わりがうかがえるように思う。

法務総合研究所研究部では平成5年及び12年にF級受刑者について、入所までの在留期間を調べているが（図70）、12年の2年を超えて在留している者の比率は、5年のそれを約40ポイント上回っており、明らかな長期化の傾向が見て取れる。

勝手な想像かもしれないが、経済的な不況の深まりとともに、我が国で職を得てそれなりの生計を立てていた者が、その職を失うなどの事態に直面し、本国に帰ろうにも帰れずに犯罪に手を染めるという構図が多くなってきているのではなかろうか。経済環境の悪化は、そのような形の犯罪を増やす可能性はある。もちろん、外国人の場合には帰国という選択肢があるため、雇用環境の悪化がそのまま我が国での犯罪につながるわけではないのであるが、ここ数年の傾向からすると、我が国に居残って、結局犯罪に手を染めてしまうというケースが今後増えないとは言い切れないように思う。



注 1 法務総合研究所の調査による。
2 ()内は、実数である。

3 女子被収容者の収容動向

外国人と同様、女子被収容者（未決被収容者での構成比7.1％、受刑者での構成比5.1％）の動向も、マクロに見れば全体への影響はさほど大きくはないが、矯正施設の効率的運営という面で見ると、見過ごすことのできない課題の一つである。現在、女子収容施設は全国で本所5、支所1の計5か所であるが、その既決被収容者の収容率は平成13年末時点で122.4％という収容過剰の状況にある。また、未決被収容者の場合、女子は男子の行刑施設の一部を区切って収容することになるわけであるが、管理及び処遇の両面で、男子とは異なる配慮をしなければならないため、その収容動向には注目しておかなければならない。

図71は、昭和55年から平成12年までの女子被疑者・被告人の一日平均収容人員を見たものである。また、図72は、女子受刑者の一日平均収容人員の推移を罪種別に見たものであるが、覚せい剤取締法違反を中心として、平成3年以降、増加傾向が顕著になっている。

図71 女子被告人・被疑者一日平均収容人員の推移

(昭和56年～平成12年)

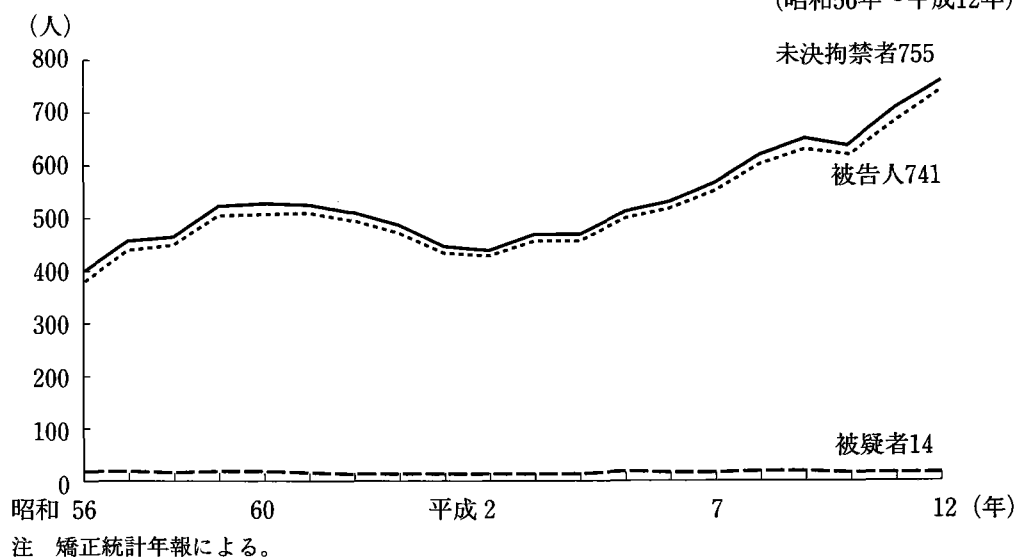
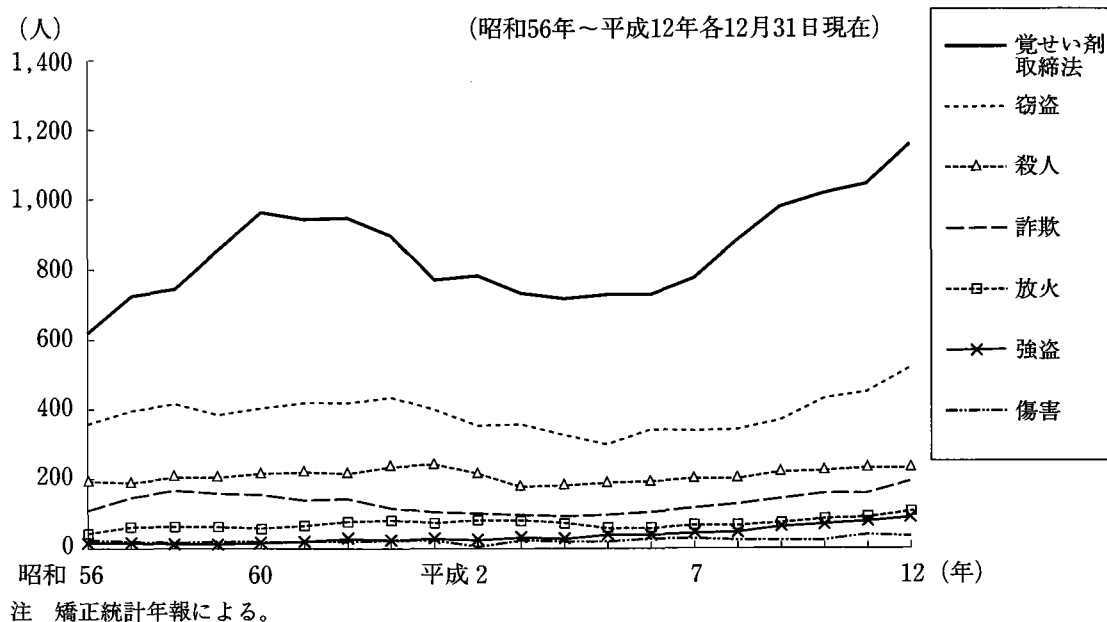


図72 罪名別年末在所女子受刑者数の推移

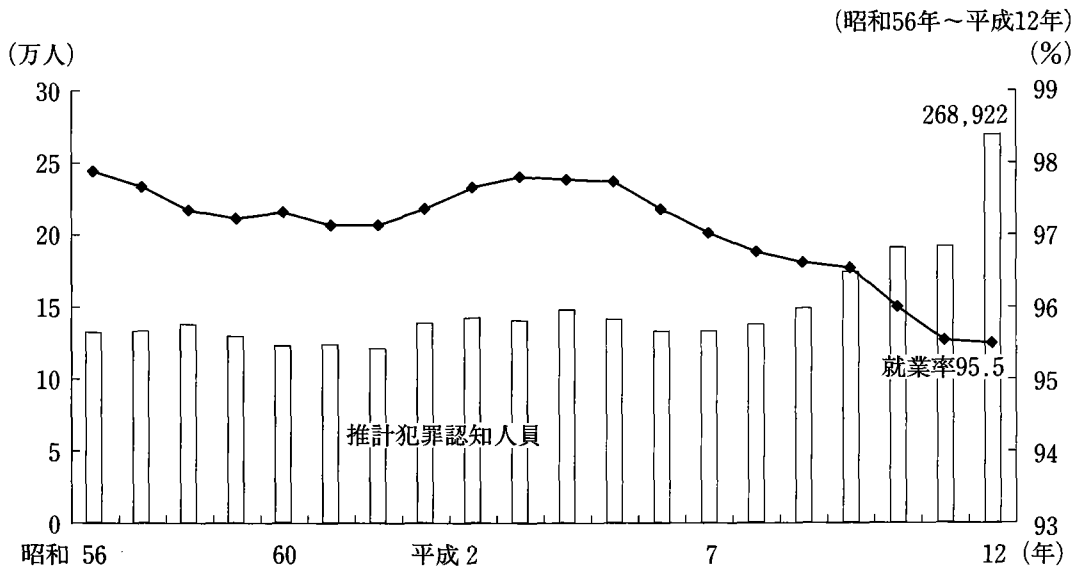
(昭和56年～平成12年各12月31日現在)



ところで、女子受刑者の増加については、社会進出の程度と関連があるとの主張があるので、念のため、その関連の有無について調べてみた。

図73は、昭和55年から平成12年までの女子の就業率及び女子の推定犯罪認知人員の推移を示したものであるが、就業率は平成2年ころに一度上昇した後、5年ころからは低下し始めており、双方に統計的な関連は認められなかった。

図73 女子刑法犯推計犯罪認知人員及び女子就業率の推移



注 1 警察庁の統計及び総務省・労働力調査による。

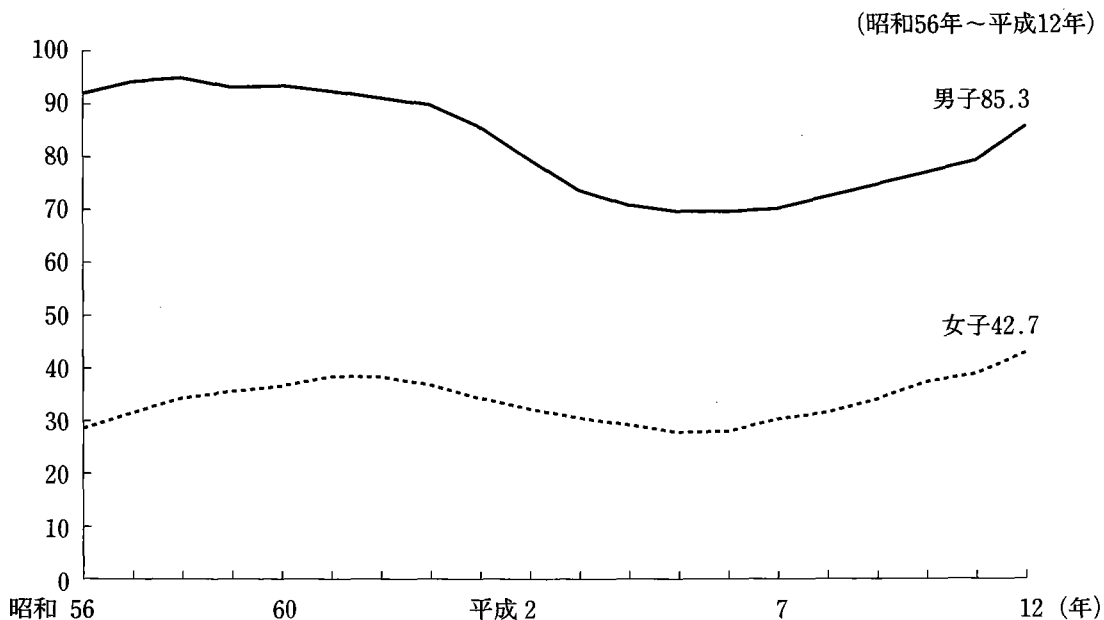
2 「女子刑法犯推計犯罪認知人員」は、刑法犯全体の認知件数と検挙人員を掛け、検挙件数で割って、推計認知人員を出し、さらに、推計認知人員に検挙人員の女子比を掛けて女子の推計認知人員を出したものである。

3 「女子就業率」は、女子就業者の女子労働人口あたりの比率である。

図74は、昭和56年から平成12年までの男女の受刑者率（14歳以上人口10万人比）の推移を示したものである。

昭和59年までは、覚せい剤取締法違反事件送致件数が戦後第2のピークを迎えた時期に重なっており、この時期に覚せい剤汚染は女性の中に急速に浸透したと考えられるが、その増加が頭打ちとなった昭和60年以降を見ると、男子受刑者率と女子受刑者率はほぼ同ような動きを示しており、データ量の関係で統計的なコメントは差し控えたいが、データ相互に時間的な前後関係はなく、一方が他方の原因又は

図74 男女別受刑者率の推移



注 1 総務省の人口資料及び矯正統計年報による。

2 「受刑者率」とは、男子は一日平均受刑者数の14歳以上人口10万人あたり、女子は同じく百万人あたりの比率である。

結果と考えるよりは、双方に共通した別の事象群によって巻き起こされた二つの「結果」と考えるのが常識的であり、そうだとすれば、女子受刑者率は、ここ数年は、男子の受刑者率と関連した形で推移するのではなかろうか。

4 高齢受刑者の収容動向

統計的には、高齢者がそれ以外の年齢層の者に比して犯罪に関与する率が高いとは言えず(むしろ、犯罪関与率は低年齢者よりも低い。)、高齢受刑者の増加は、我が国の年齢層別人口の構成比の変化に応じたものだということになる。

とはいえ、我が国の高齢化傾向は年々進んでおり、そのために、行刑施設に収容される高齢受刑者の構成比も年々高まっていくだろうことは疑いない事実である。

5 初度入所受刑者の増加

図75は、昭和57年から平成12年までの新受刑者数の推移を入所度数別に見たものである。

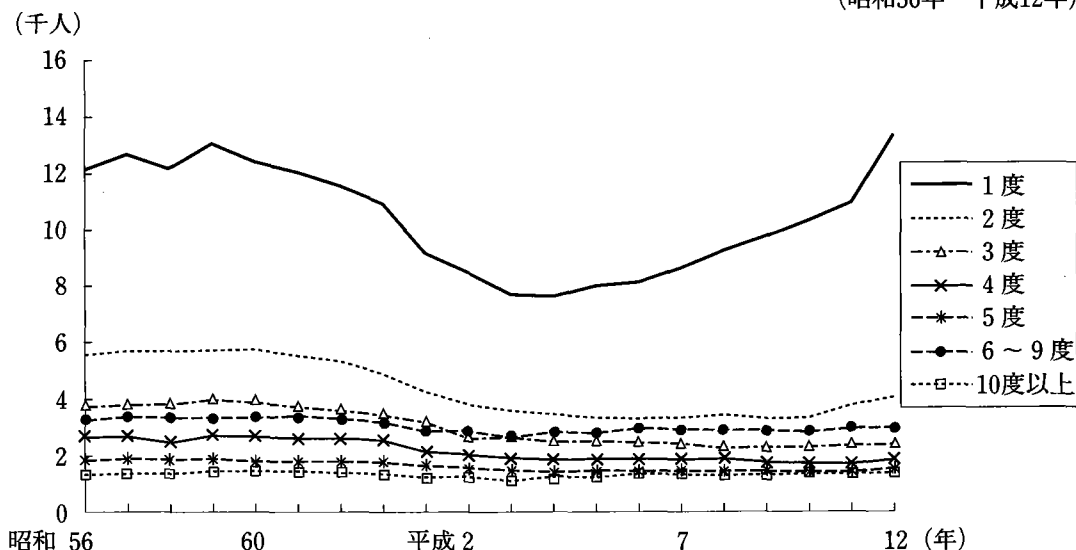
回帰分析の手法により、再度以上入所受刑者率(再度以上入所新受刑者数の施設入所経験者総数10万人比)を説明変数、初度入所新受刑者率(初度入所新受刑者数の施設入所未経験者総数10万人比)を目的変数として、その関連を見たところ、0.1%以下の水準で有意な相関(R^2 値=0.794)が認められた。

なお、施設入所経験者数は、まず、矯正統計年報の年齢別及び入所度数別出所者数に関するデータを利用して、毎年、出所者中の初度入所者の年齢層別人員を推計した上で、彼らがみんな80歳まで生存すると仮定し、後述するシミュレーション・システムと同様のアルゴリズムを用いたコンピュータ・システムを作成して、算出したが、戦前及び昭和20年代のデータには欠落部分が多いため、その分ラフなものとなったことをお断わりしておきたい。

双方のデータには時間的な前後関係ではなく、一方が他方の原因又は結果というより、共通の事象群が原因となった「二つの結果」であると考えるのが常識的であるから、そうだとすれば、双方の年次データには前述したような強い相関が認められることから、双方の年次データは今後とも関連した形で動いていく可能性が高いと思われる。

図75 入所度数別新入受刑者数の推移

(昭和56年～平成12年)



注 矯正統計年報による。

第 6 収容動向の将来予測

1 シミュレーション・システムの製作

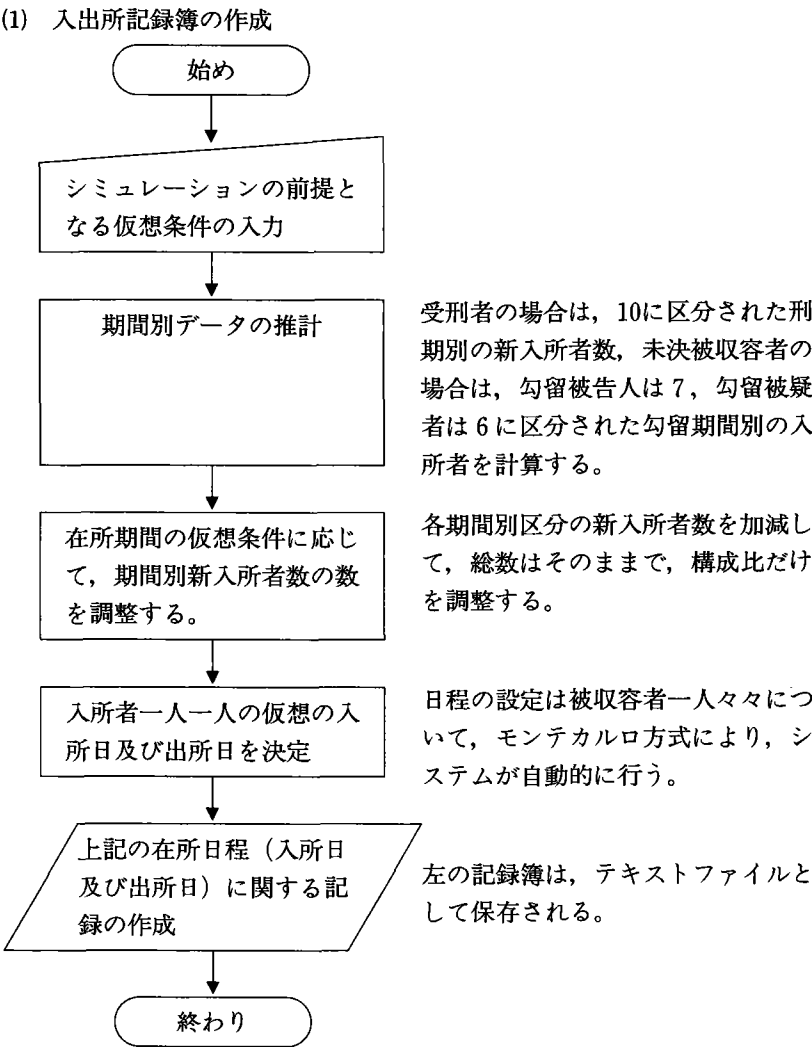
前章において、収容動向に影響を与える事象の洗い出しを行ったが、それぞれの事象が収容動向にどの程度の影響度を具体的にもつのかという問題は、それぞれの事象の背景に多くの人為的要素を含んでいるがゆえに、コンピュータによるシミュレートが最も適切であると考えた。

本研究のために、研究スタッフはシミュレーション・ソフトウェアを製作することとしたが、刑期、勾留期間、仮出獄時期等の極めて人為的要素の強い部分については、「乱数」を利用するという、いわゆる「モンテカルロ」方式を採用した。

シミュレーションの手順は図76、完成したシミュレーション・システムのメインウィンドウは図77のとおりであるが、100万以上の架空の入出所データのファイルへの書込み、同ファイルを利用した収容現員のカウント等を行わなければならない関係上、システムの記述は、高級プログラミング言語の一つである、ObjectPascal を使うこととした。

同システムは、Microsoft Windows95 4.00.950上で、米国 Borland 社製のコンパイラ Delphi Standard Ver. 3.0.801.55を使用して開発したが、Microsoft Windows98 Second Edition Ver 4.10222A で

図76 シミュレーションの手順



(2) 指定期日における収容人員のカウント

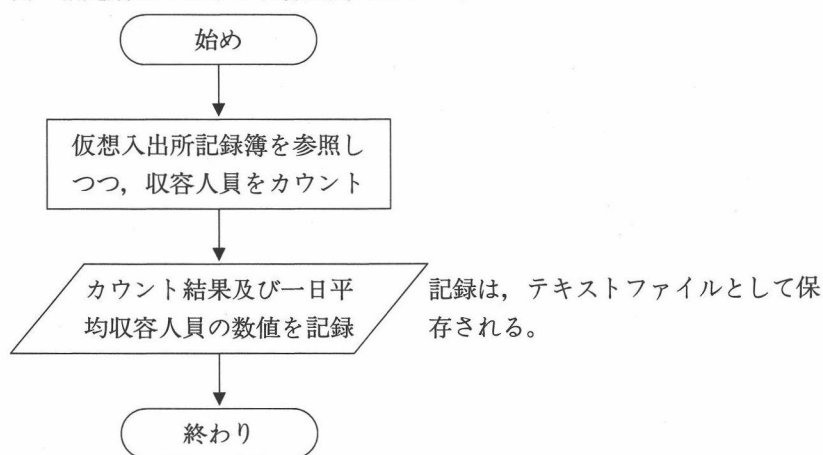
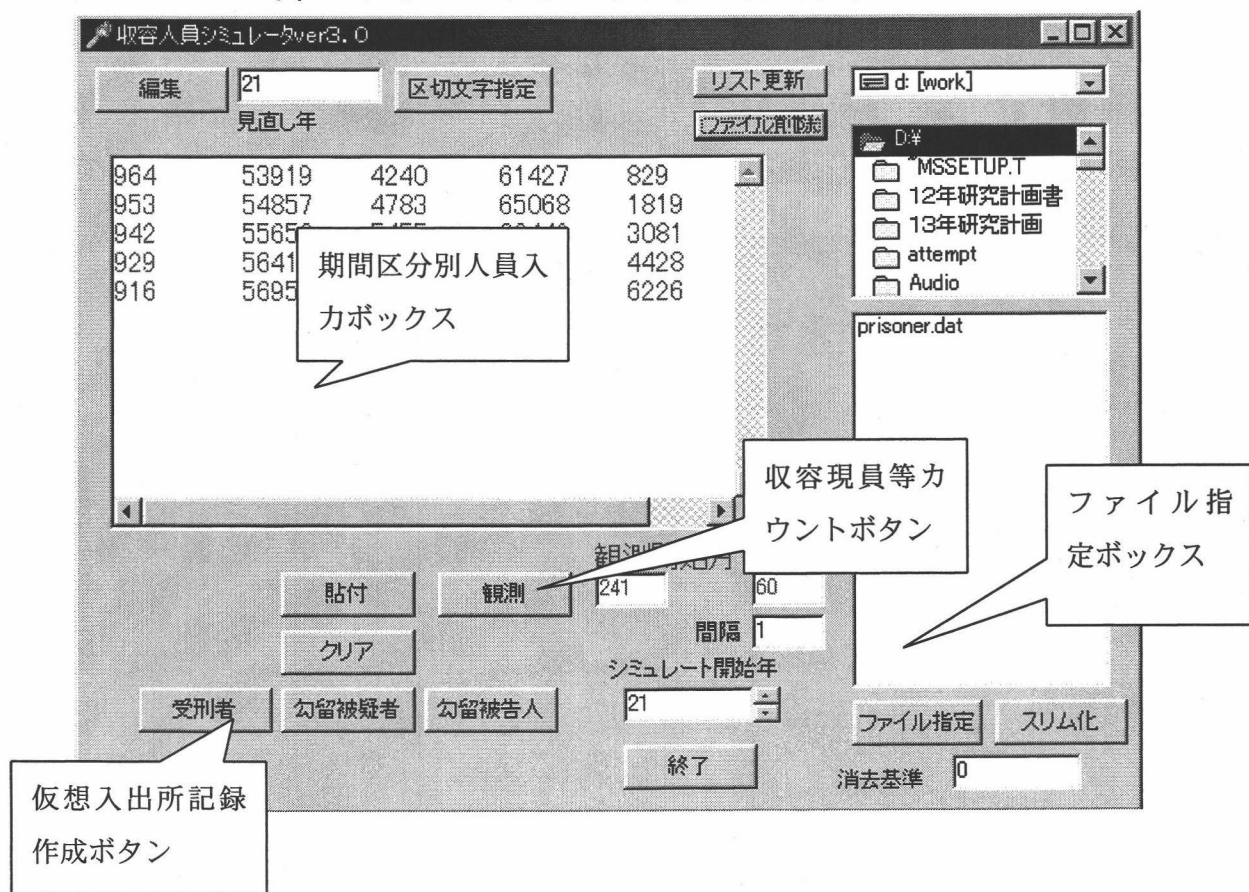


図77 シミュレーション・システムのメインウィンドウ



の正常動作を確認している。

上記システムの製作は滝本が担当したが、仮想入出所記録の保存・管理をハードディスク上のテキストファイルに書き出す方式としたのは、データをメモリ上にそのまま保持させて、それを直接カウントするという方式ではCPUにかかる負荷が大き過ぎ、システムがしばしばフリーズするためである。

また、期間区分別入所者数は、キーボードからの直接入力のほか、条件設定に柔軟に対応できるように、マイクロソフトエクセル等の表計算ソフトウェアのシート上での計算結果をクリップボードを介してはり付けることができるようにするとともに、在所期間の変動に伴う期間別人員の調整は、全体の在所期間の平均が指定された数値になるまで、構成比を考慮しつつ選び出した対象者の在所期間を上位の期間

区分にシフトさせる，という方式を採用した。シミュレーション等に要する時間は表 5 のとおりである。

受刑者を例にとって，平均在所期間が26.4（月）であった入所状況を，30.0（月）に修正しようとした場合の調整結果を図示したのが図78である。

入所者総数は，調整の前後で変わらず，期間別の分布だけが右方向にずれているのが分かると思う。

表 5 シミュレート等に要する時間

項目	データ量	所要時間
入出所記録の作成	約1,000,000	40秒
収容現員のカウント	約1,000,000	40秒
入出所記録の編集(削除)	約50,000	2秒

注 動作試験は，Pentium III 500MHz のCPU 下で行ったが，記録へのデータの書出し及び記録の閲覧をハードディスクにあるファイルに対して行うという形式のため，その時間のほとんどはハードディスクへのアクセスに消費されており，シミュレートに要する正味の時間は数秒程度である。

図78 平均在所期間を調整した場合の例

調整前		調整後	
3 月以下	813		641
6 月以下	1,195		1,117
1 年以下	4,351		3,601
2 年以下	11,188		9,188
3 年以下	6,159		7,659
5 年以下	3,453		4,203
7 年以下	831		1,404
10年以下	412		502
15年以下	192		238
15年超	119		160
総人員		28,713	28,713
平均在所期間		26.4	30.0

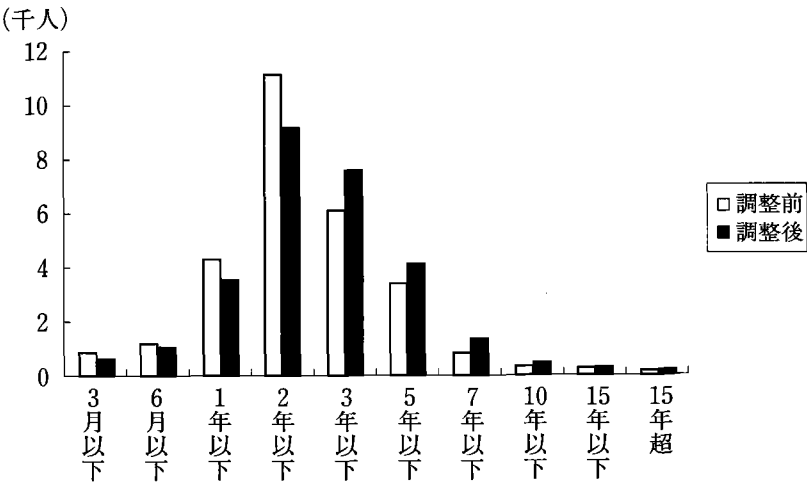
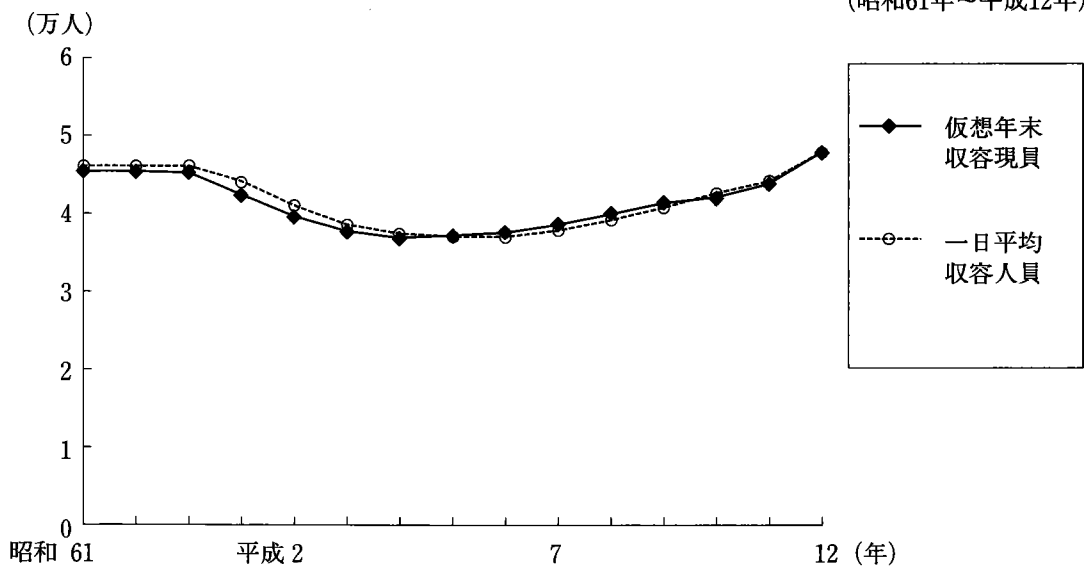


図79 既決被収容者収容動向シミュレート推移

(昭和61年～平成12年)



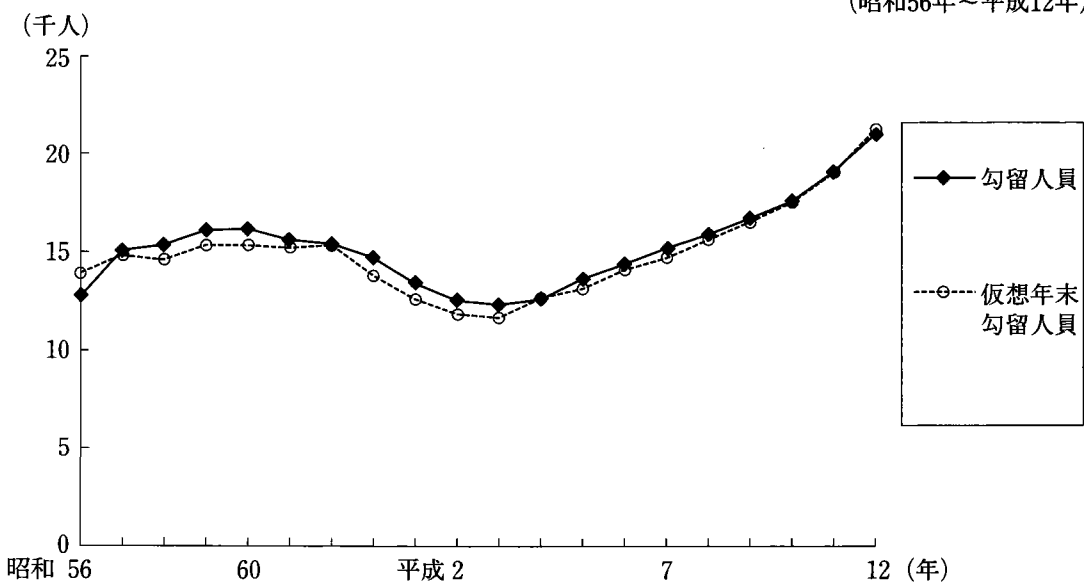
注 矯正統計年報及び法務総合研究所の試算による。

このシミュレーション・システムの精度を確認するため、受刑者について、昭和57年から平成12までの矯正統計のデータを使用してシミュレーションを行った。その結果は図79のとおりである。昭和57年始めの時点では被収容者は一人もいない、という想定でシミュレーションを開始したため、最初の3年間は参考にならないが、昭和60年ころには、実際の収容人員の値にほぼ追いつき、その後の平均の誤差率は1%未満と、十分に満足すべき結果となった。

勾留人員については、収容場所が2種類に分かれて、両方を統合した統計がないなどの影響もあってか、平均誤差率は受刑者の場合よりも若干高く、3%未満ということであったが、予測等に利用するには十分な値と考えられる (図80)。

図80 勾留人員収容動向シミュレート推移

(昭和56年～平成12年)



注 矯正統計年報及び法務総合研究所の試算による。

2 影響事象の具体的影響度

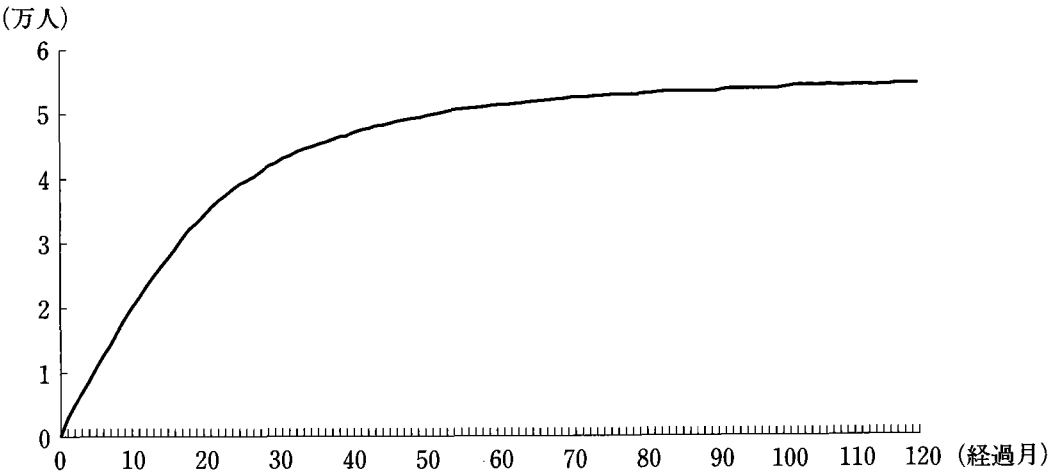
(1) 入所数の変化と収容現員の変化のタイムラグ

行刑施設への入所者の在所期間は一律ではなく、入所者ごとに長短があり、その構成比も時々で変化している。入所者数が変わらなくとも、在所期間の分布の状態が変われば、収容現員の変動につながる上、分布の状態によっては、その影響のピークが来るまでにはタイムラグが発生する。もちろん、そのタイムラグの長さも分布の内容いかんによるわけで、このタイムラグの内容をコンピュータ・シミュレーションによって具体的に探ってみた。

平成12年の刑期別新受刑者数が20年間継続した場合、収容現員がどのような経過をたどるかをまず調べてみた。

図81は、収容人員がない状態から10年間平成12年規模の入所が続いた場合のシミュレートの結果である。各年末の収容現員は表6のようになる。

図81 収容人員がない状態から平成12年規模の入所が10年継続した場合の月末収容現員のシミュレートの推移



注 法務総合研究所の試算による。

表6 収容人員がない状態から平成12年規模の入所が10年継続した場合の年末収容人員シミュレートの推移

年次	年末収容人員
第 1 年	24,601
第 2 年	40,336
第 3 年	47,412
第 4 年	51,353
第 5 年	53,407
第 6 年	54,479
第 7 年	55,328
第 8 年	55,760
第 9 年	56,260
第 10 年	56,499

入所者の増加が収容現員に与える影響には一定のタイムラグがあることが分かることにくわえ、平成12年規模の入所者数及び刑期分布の入所状況が継続すると仮定した場合、その影響は7年程度でほぼ99%に達することも分かる。

次に、収容動向の影響事象個々の影響度を、より具体的に検討するため、昭和57年から平成12年までの統計データすべてを入力した上で、それ以降の動向について設定条件を変えながら順次検討して見る。

(2) 想定シナリオでの具体的シミュレーション

ア 平成14年以降、犯罪認知件数は横ばいになると想定した場合

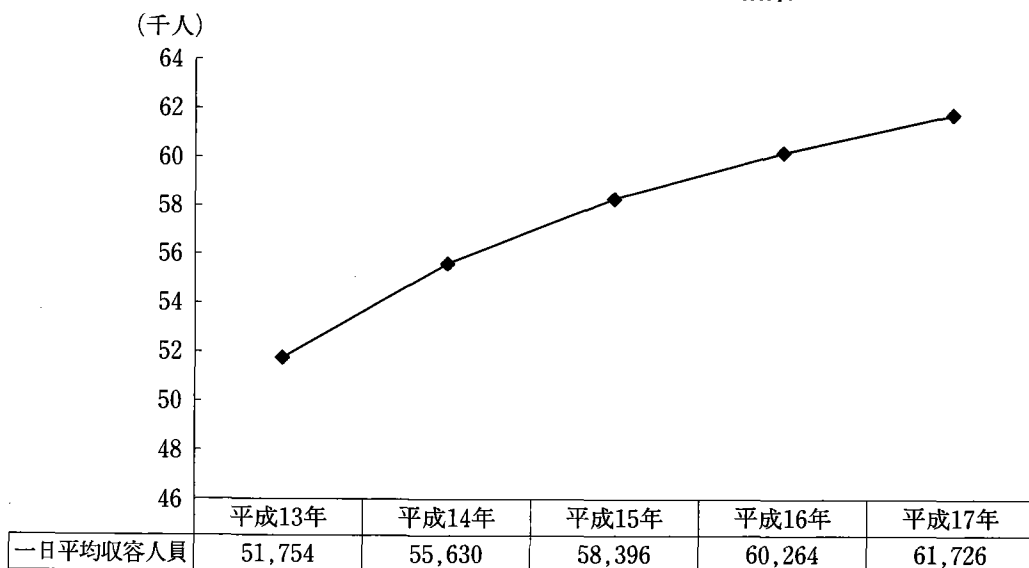
第4で検討したように、犯罪認知件数は幾つかの社会・経済事象と統計上有意な相関関係にある。それを前提にすれば、相関事象についての将来の具体的見通しを前提に未来の犯罪動向についても一定の方向が示せるはずであるが、データが時系列に関連したものであること、データ量は昭和56年以降平成12年までの20にとどまっていることなどを考慮し、はっきりとした将来予測を行うには機が熟していないと考え、「ここ数年のうちに犯罪認知件数が減少に転じる可能性を示唆する情報は今のところ見当たらない」との認識を踏まえて、ここ数年ぐらいに関していえば、「(増加することはあっても)減少することはない」とするのがこのシナリオである。

このシナリオに従って、シミュレーションを行った結果が図82である。

なお、数年先に社会・経済状況が好転し、仮に犯罪認知件数が減少に転じるようになったとしても、治安の悪化がマスコミ等で取り沙汰されるようになる以前の、つまり、平成9年以前の状態になるには、すくなくともそれから更に数年必要だろうから、少なくとも平成17年ころまでは捜査機関の捜査力の配分の逆方向の見直し及び緩刑化現象は起きないとの想定である¹⁸。

したがって、平成17年までは、過去5年間の平均在所期間の平均伸び率分だけ毎年厳罰化が進むと予想した。

図82 シナリオ1によるシミュレート結果



注 法務総合研究所の試算による

18 木村光江「行刑施設における過剰収容の原因」刑政113・3号

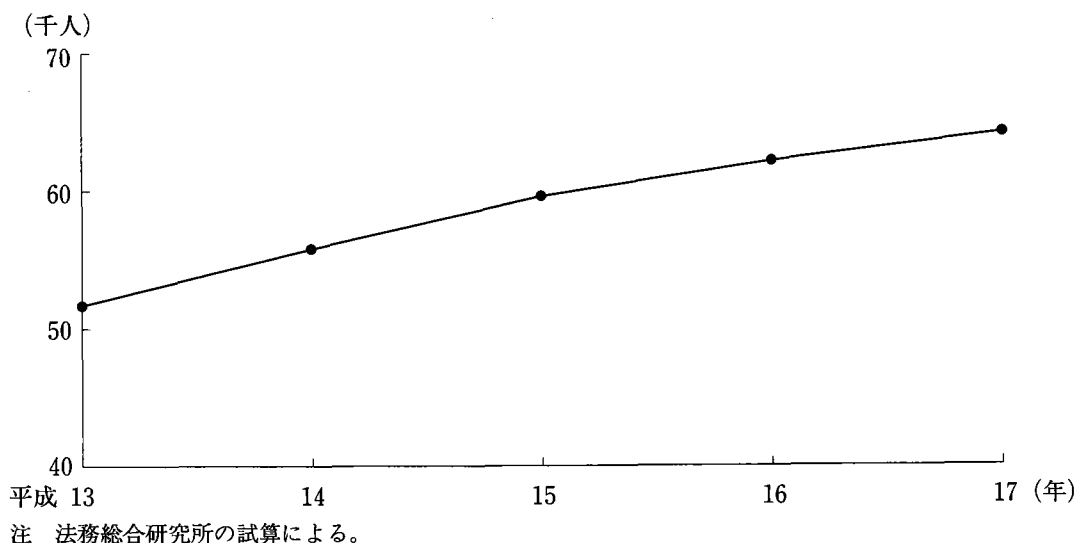
イ 犯罪認知件数が平成14年いっぱいには増加するが、それ以降は緩やかに減少すると想定した場合

昨年、不況は一層深刻化し、平成14年1月25日付けで内閣府が発表した「平成14年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」によると、完全失業率は5.6%に、また、国内総生産の実質成長率は0.0%程度になる見通しである¹⁹。また、本年1月14日の読売新聞によると、全国の警察が認知した一般刑法犯は昨年より12%増の273万5,612件に達しており、殺人、強盗等の重要犯罪も17.8%増とのことであるが、これらのデータは、失業率等の経済状況が犯罪発生数の将来動向の予測に役立つとの第2での分析結果を支持するものと言えそうである。前述の内閣府の発表に示された平成14年度の経済見通しに関する見解によると、国内総生産の実質成長率は0.0%、完全失業率は前年から更に上昇することが予想されている。アメリカの景気の回復状況にもよるが、景気の回復は平成15年以降にずれこむ可能性が高いと思われる上、回復基調になったとしても、当分は緩やかなものになると考えられる。

検挙率を見ると、一般刑法犯全体の検挙率は前年から更に10.2ポイントも減少し、23.6%にまで落ち込んでいる。重要犯罪の検挙率も7.4ポイント低い53%となっている。もちろん、検挙率の低下が公判請求人員の減少につながるわけではなく、平成10年以降の統計データを見ても分かるように、重大事件への捜査力のシフトによって、検挙率の低下にもかかわらず公判請求率が更に高まる可能性は少なくない。公判請求率の動向は、このようにいかなる犯罪が検挙され、検察庁に送検されるかに依存している部分、換言すれば、捜査機関の捜査能力、捜査方針、捜査力の配分等に影響されるため、検察庁での公判請求可否の判定基準が比較的安定したとしても、その予測自体が相当に困難なものとなっているのであるが、①重要事件の「検挙件数」は検挙率が下がり始めた平成10年以降、毎年3%強の増加を示している、②捜査力の配分の見直しの余地の可能性はまだあると考えられる、③経済の本格的な回復は平成15年以降であり、回復の基調は緩やかだと考えられる、④後述するように、平成13年の新受刑者数は前年度比3.5%増であり、捜査機関における検挙・摘発のウェートが一層重大又は凶悪事件にシフトしているとうかがわれるといった周辺の諸事情を考慮すると、こと公判請求人員に関する限り、ここ数年は、上昇することはあっても減少することはないと考えるのが妥当ではなかろうか。

そこで、このような認識を前提とした収容動向のシミュレートを行ってみた。

図83 シナリオ2によるシミュレート結果



19 <http://www5.cao.go.jp/keizai1/2002/0125mitoshi.html>

表7 シナリオ2による受刑者一日平均
収容人員シミュレートの推移

年 次	一日平均収容人員
平成13年	51,772
平成14年	55,813
平成15年	59,586
平成16年	62,108
平成17年	64,166

図83は、前述の内閣府が示す経済見通しを前提に、平成14年は経済状況は更に深刻化するが、15年からは徐々に明るい兆しが見え始め、景気も回復基調に入ると想定して、シミュレートを行った結果である。経済状況の深刻化及び回復の程度については、同見通しでも具体的な数字が示されていないため、平成13年及び14年の悪化の程度は過去5年間の平均、また、15年以降の回復基調は14年までの悪化の逆の道をたどると仮定した上で、下降に関しては、アで述べたように、認知犯罪数が平成9年並みになるまでは捜査体制（捜査力の配分内容を含む。）は平成14年体制が維持されると予想した（経済状況の回復とともに、発生する犯罪数も減少すると思われるが、検挙率等が平成9年ごろの状態に戻るまで、捜査体制は重大犯罪重視型が維持されると考えるのが合理的だと思われる。）。

なお、新入所者数の増加の程度は在所期間区分別にそれぞれ過去5年間の平均を採用し、厳罰化傾向についても過去5年間の平均の伸び率で平成13年以降も進行すると仮定した。

表7はシミュレート結果を示したものである。これによると、平成13年末収容現員は、5万1,772人、14年末は5万5,813人、15年末は5万9,586人という風に推移する。想定では、平成15年には景気が回復基調となり、新入所者数も横ばいとなるのであるが、収容現員は17年まで増加を続け、減少の兆しが見えるのはそれ以降となる。

ウ 中期経済予測のシナリオを踏まえた場合

民間の研究機関である野村総合研究所（経済研究部）は、平成13年11月に中期経済予測に関する詳細なレポートを発表している²⁰。同レポートでは、経済政策等に関する三つのシナリオが用意され、それぞれについて、失業率、GDP等の予測が行われている。

現実の経済動向がこれらのシナリオのうちのいずれかに描かれたような経過をたどるかどうかは不明であるが、数値を含めた詳細な経済予測であるので、これらのシナリオに従った場合の収容動向についてもシミュレートを行っておくことにする。

同研究所が示しているシナリオは3つあるので、順次検討していくことにする。

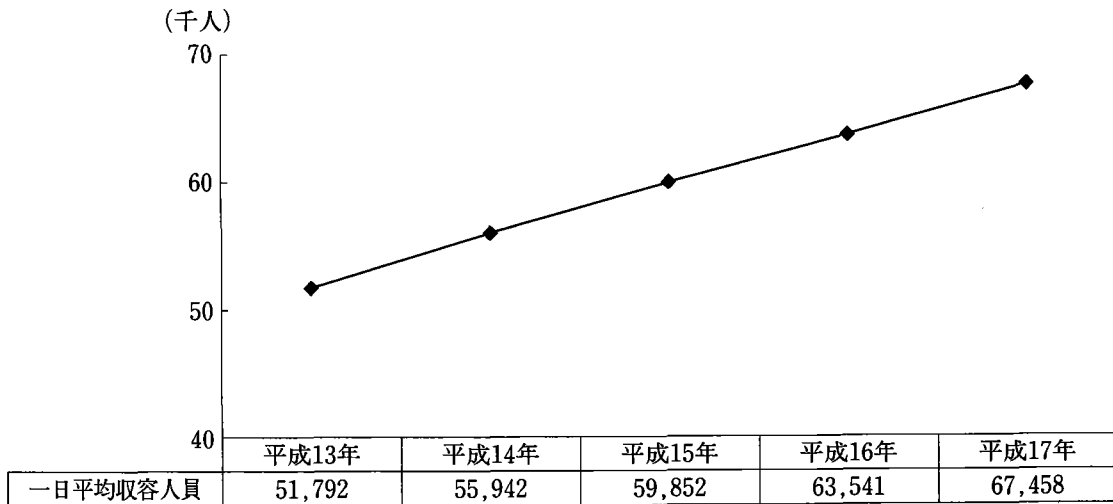
a 財政再建棚上げシナリオ

同レポートによれば、このシナリオは、企業の人的資源の効率化に伴う「痛み」を、財政再建の先送り下支えしようとした場合のものだとされる。このシナリオでは、平成15年から名目GDPはプラスに転じるものの、失業率は今後も緩やかな上昇カーブを描き、平成17年には6%を超えると試算されている。

後述するように、重回帰分析の結果では、実質GDP及び完全失業率と認知犯罪件数との間には0.1%

20 http://www.nri.co.jp/report/r_report/economy/mitoosi.php

図84 シナリオ3によるシミュレート結果



注 法務総合研究所の試算による。

以下の水準の高い相関が認められるが、このシナリオに示された完全失業率及び実質 GDP の予想数値並びに重回帰分析によって求められた非標準化の重回帰式から犯罪認知件数の動向を予測したところ、平成17年までは認知犯罪件数も年々増加することになる（平成22年には実質 GDP 成長率は0.9%まで回復するものの、失業率は7.2%に達し、長期的に見れば、予想されるシナリオの中では最も先行きの暗いものである。）。

このシナリオの場合は、犯罪認知件数が増加を続けることになるが、犯人を行刑施設等へ入所させることが必要とされるような事件の検挙率が下がるようだと事情は変わってくる。しかしながら、犯罪認知件数の増加に伴って、捜査力の配分のシフト現象が進行すると考えるなら、公判請求人員及び勾留人員も増加を続けるはずである。

図84は、このような想定の下でのシミュレーションの結果を示したものである。

このシナリオによると、収容現員は、年を追うごとに上昇し、平成17年には6万7,458人に達する。この財政再建棚上げシナリオの参考予測では、平成22年には実質 GDP 成長率は0.9%までに回復するものの、失業率は7.2%になると予想している。

b 消費活性化シナリオ

このシナリオの基本観は、構造改革の推進による痛みを、消費性向を下支えないしは押し上げ、個人消費を活性化して和らげるという考え方であるとされる。この消費活性化は必ずしも即効性があるとは言えないので、今後5年間の平均成長率はaのシナリオを0.2%下回るが、消費活性化の効果が顕在化するにつれ、成長率は徐々に上昇し、平成22年頃には2%台の成長率も視野に入ってくると予想している。一方、完全失業率は平成17年まではaのシナリオとほぼ同じ水準で推移するが、その後は低下し始めるとする（平成22年の完全失業率の予測は4.9%である。）。

このシナリオによる平成17年までの受刑者収容予測は、aと同様になる。

c 景気最優先シナリオ

このシナリオは、景気浮揚を最優先し、財政再建を先送りする一方、消費の活性化を実施することを前提とする。景気浮揚優先政策により、実質成長率は平成16年以降1%を超え、完全失業率も5%前半で推移すると計算している。

完全失業率、実質 GDP 及び犯罪認知件数を変量とした重回帰分析の非標準化の重回帰式による、同シナリオを前提とした将来予測では、犯罪認知件数は平成15年から下降を始めることになるが、17年時点

での認知件数の値は9年のそれを未だ上回っているため、このシナリオによる収容動向予測も、結局のところ、**ア**の予測と同じ結果となる。

エ 出所時期に関する事象の影響度

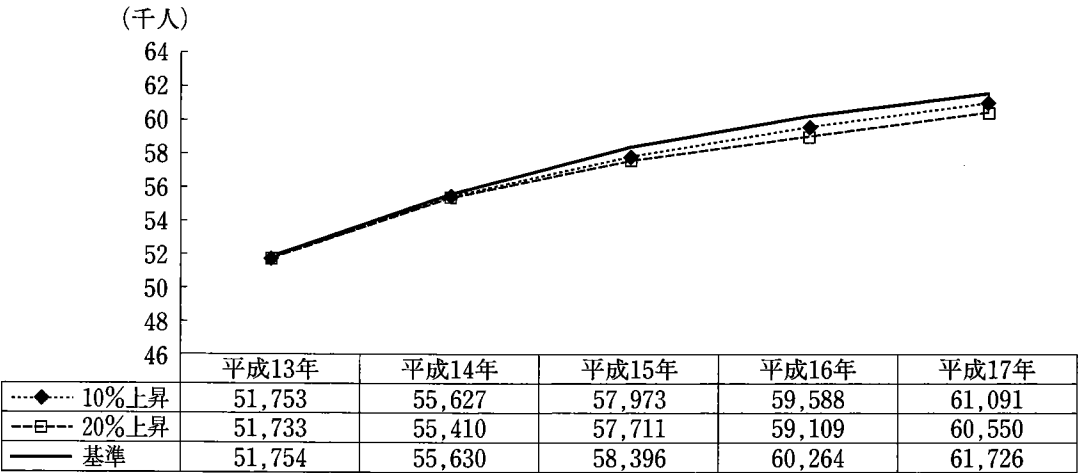
受刑者の在所期間は、刑期によってその終期が定められているが、仮出獄が認められるか否か、認められるとしていつの時点で認められるかにより、その出所の時期が早められることになる。

許可条件との関係もあり、仮出獄が許可される率、いわゆる仮出獄率が年によって大きく変動することはこれまでなかったのであるが、社会復帰の基盤の整備である出所後の帰住先等の環境調整の強化によって、仮出獄率又は刑の執行率が上昇する可能性もないわけではなく、また、社会環境の悪化によって仮出獄が謙抑的に運用されることにならないとも限らない。

図85は、**ア**の条件下で、仮出獄率を10.0%及び20.0%高めた形でシミュレートした場合の結果を示したものである。受刑者の刑期別の構成比の内容にもよるが、仮出獄率の変動の影響はいずれにしても緩やかである。

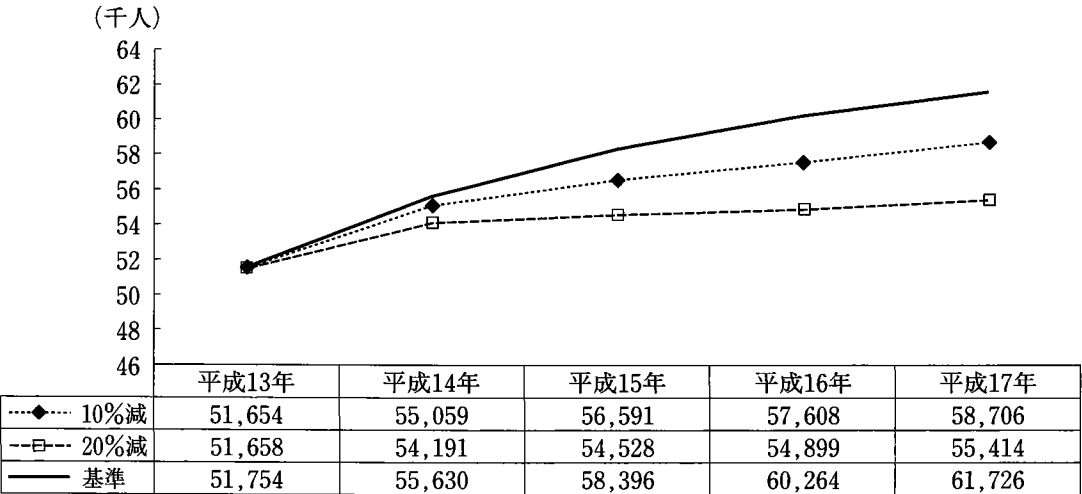
図86は、同様に、刑の執行率を**ア**で設定した条件より10.0%及び20%短くした形でシミュレートした結果である。

図85 仮出獄変動モデルによる受刑者一日平均収容人員シミュレート結果



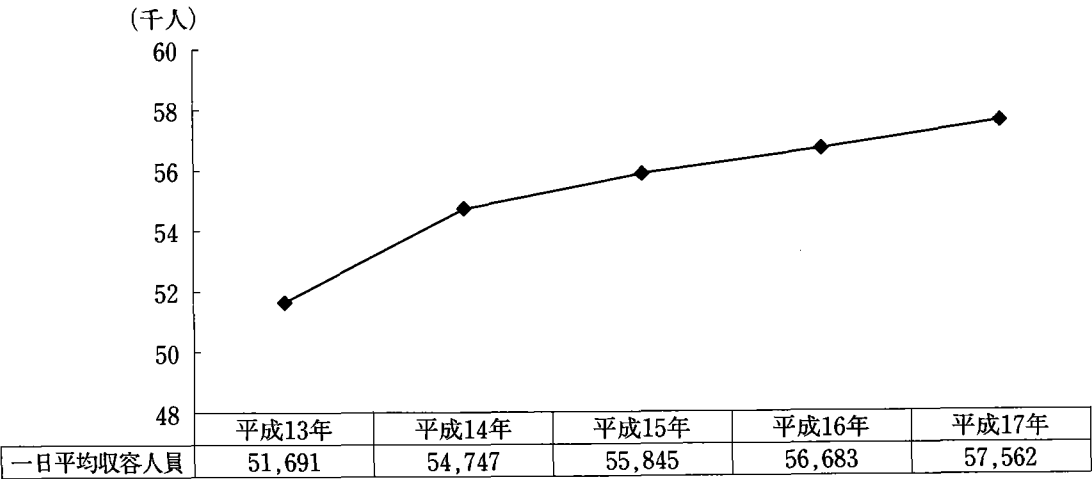
注 法務総合研究所の試算による。

図86 刑の執行率変動モデルによる受刑者一日平均収容人員シミュレート結果



注 法務総合研究所の試算による。

図87 仮出獄率・刑の執行率変動モデルによる受刑者一日平均収容人員シミュレート結果



注 法務総合研究所の試算による。

図87は、仮出獄率を10.0%高めるとともに、刑の執行率を10%減少させた形でシミュレーションを行った結果である。

オ アの条件下での未決被収容者の収容現員の動向

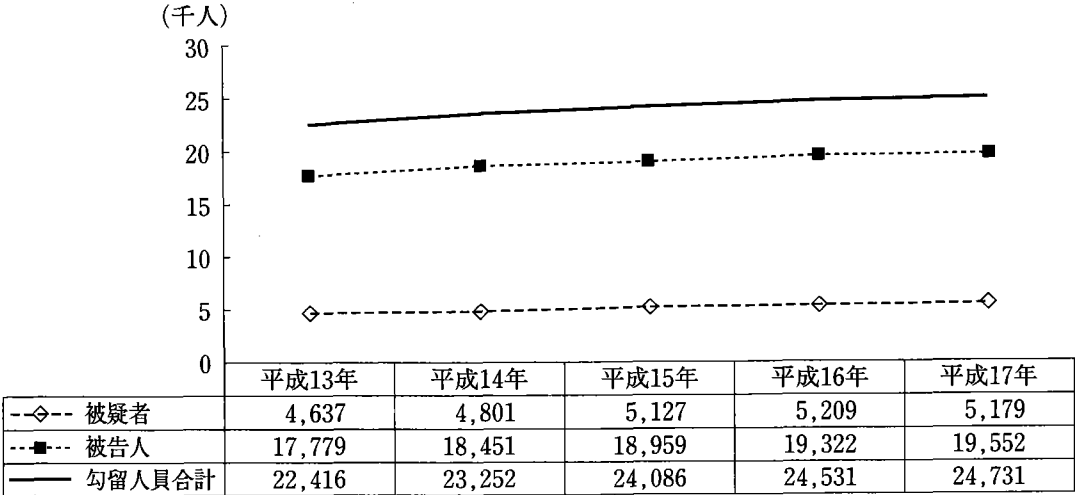
アで設定した条件下での未決被収容者の収容動向についても考えておく。未決被収容者は所管の異なる2種類の施設に収容されることもあって、相互の施設間の収容負担率の動向に左右される部分が少ない。

ただ、過剰収容という状況下では、収容負担が偏るといった事態は考え難いように思われる。平成11年及び平成12年の実際の数字を見ても、双方の収容分担はほぼ同程度となっていることから、今後も、全体の勾留人員の約半数が行刑施設の収容負担分であると考えても十分に合理性があるのではなかろうか。

図88は、アと同様の想定で、勾留人員全体の日平均収容人員をシミュレートしたものである。

勾留被告人については、7の期間区分ごとに、また、勾留被疑者については、6の期間区分ごとに、それぞれ過去5年間の平均増加率を算出し、将来の増減率はその数値に相当すると想定した。また、在所期間の増加率についても、過去5年間の平均の値を採用した。

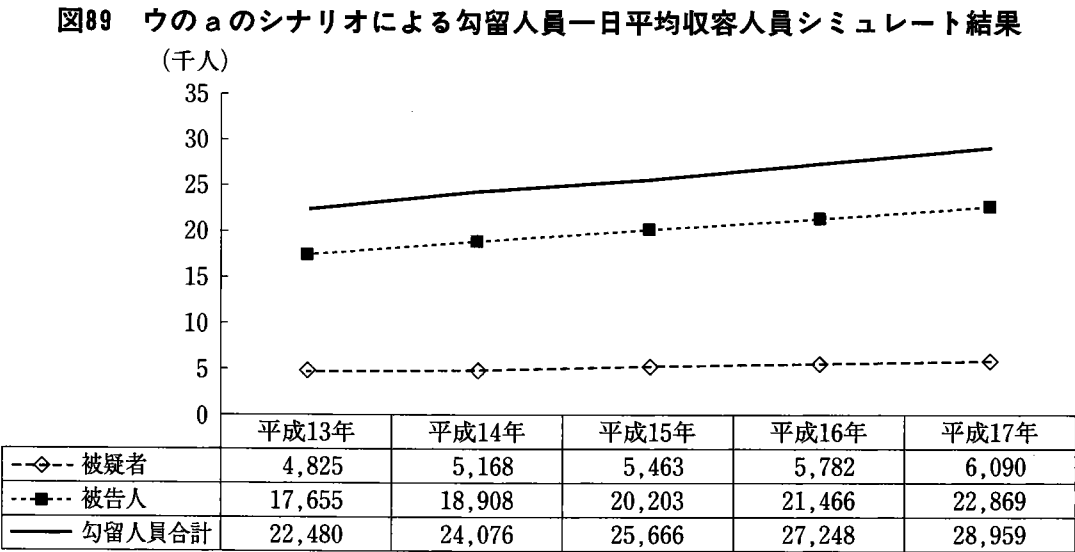
図88 アのシナリオによる勾留人員一日平均収容人員シミュレート結果



注 法務総合研究所の試算による。

不確定要素は少なくないのであるが、代用監獄と行刑施設での収容負担がほぼ均等だと仮定すれば、行刑施設における平成17年の未決被収容者の一日平均収容人員は、約 1 万2,300人前後ということになる。

参考までに、ウの a のシナリオによるシミュレーション結果を示せば、図89のようになる。



注 法務総合研究所の試算による。

第7 まとめ

行刑施設の収容動向に関する前章までの分析結果をまとめると、大略次のとおりとなる。

- (1) 受刑者の収容動向は公判請求人員の動向と、未決被収容者の収容動向は勾留人員の動向と、それぞれ強い相関が認められ、公判請求人員の動向と勾留人員の動向との間にも強い相関が認められる。
- (2) 推計犯罪認知人員の動向と完全失業率、勤労世帯可処分所得等との社会・経済事象との間には強い相関が認められる。
- (3) 捜査機関の検挙率は流動的であるが、ここ数年を見ると、検挙率の低下が公判請求率の低下を導くという関係になっておらず、むしろ、検挙率の低下にもかかわらず、公判請求率は上昇している。
- (4) 変動幅は小さいが、勾留期間及び言渡刑期は年々長期化する傾向にある。
- (5) 執行猶予率、仮出獄率及び刑の執行率はここ10年間はほぼ横ばいであり、大きな変動はない。
- (6) 勾留動向に地域格差はあるものの、ここ15年以上、その格差に大きな変動は生じていない。

もちろん、言うまでもないことであるが、統計上の相関は、一方が他方の原因又は結果であることを意味しない。A、B二つの現象の間での高い相関は、一方が他方の動向の予測に寄与し得ることを意味するにすぎない。本研究は、犯罪増加の原因を突き止めるのではなく、収容動向の予測に寄与する事象の探索を目指したのであるが、その点に関しては、前章までの分析によってほぼその目的を達したと考えている。

しかしながら、行刑施設における被収容者の収容動向は、検挙率、公判請求率、実刑率、仮出獄率等といった人為性の高い事象に影響を受けている。検挙率を除いたものは比較的安定しており、年によって大きく変動することは少ないため、収容動向に与える影響が大きいのは結局検挙率ということになる。

近年の検挙率は著しい低下傾向を示しているが、捜査効率をできるだけ高くするために捜査力のウェイトが次第に公判請求の対象となるような重要事件にシフトしつつあることがうかがえる。

捜査に関するこのような動きが今後も継続するのか、仮にするととしても、その結果、どのような犯罪がどれくらい検挙・摘発されるのかを予測するのは至難のことであるため、本研究では、昨年11月に内閣府が公表した経済見通し及び民間の野村総合研究所が明らかにした中期経済見通しのほか、過去の公判請求人員及び勾留人員の増加率、刑期又は勾留期間別人員等を参考にして、将来の収容動向を推計するにとどめた。

その結果は、前章に示したとおりである。近年の罪種別の構成比の変化を考慮したシミュレーションの結果では、平成17年の一日平均収容人員は、既決被収容者は6万1,800人前後、未決被収容者は1万2,400人前後になると推計された。

もちろん、これらの数字自体、収容動向に影響を及ぼす諸条件が大きく変わらないことを前提にしており、本年3月4日付けの読売新聞の朝刊に掲載されていたように、警察官の増員を前提に、悪の芽をできる限り早いうちに摘み取るとの立場から、これまでなおざりにされていた軽微事件の摘発についても力が加えられるようになる可能性もある上に、捜査技術の改良、捜査力の配分の再見直し等によって凶悪・重大犯罪の検挙・摘発がこれまで以上に増加したり、罪種別の構成比が今以上に凶悪事件の方に傾くというようなことにでもなれば、収容動向は上述のシミュレート結果を上回ることになる。

また、地域別収容動向を見ると、受刑者の場合は収容調整が行われることもあり、施設間較差が極端に現われるということは少ないと思われるが、未決被収容者については事件の係属裁判所との関係で収容調整はほとんど行えない状況である。そういうこともあって、高等裁判所所在地の拘置所等の拘置監

の収容増は、控訴被告人等を収容しない施設に比して当然のことながら顕著なものとなっている。

身上別では、初入者、外国人、女子及び高齢受刑者の収容増が施設処遇の遂行を一層複雑なものにしつつある。高齢受刑者の収容増は我が国の高齢化に伴うものであるため、今後も継続することは疑いない。

初入者及び女子受刑者の収容増は、初入者については再入者の、女子受刑者については男子受刑者の収容動向と、それぞれ強い相関が認められるため、同じ因子にコントロールされていると考えられる。初入者特有又は女子受刑者特有の因子があるか否かについては、公刊されている統計資料からは必ずしも明らかではない。

外国人受刑者の収容動向と社会・経済状況の変化の関係は複雑である。雇用の悪化等は不法残留者を減らす方向に働く一方、在留している外国人に対しては、犯罪のインセンティブになっているように見える。将来の更なる経済状況の悪化が、どちらの方向に強く作用するか、予断を許さないが、雇用が悪化しているとは言っても、我が国の経済状況は周辺のアジア諸国の多くよりも各段に高いところで保持されていることを考慮すれば、在留、不法入国又は不法残留した外国人による犯罪のインセンティブとしてより強く作用するのではなかろうか。

今後の社会・経済状況がどのように変わっていくかにもよるのであるが、これから先、数年、上述したような形での収容増は避け難いように思われる。矯正処遇を担当するものの負担はその分重くなるわけであるが、単に量的な増加だけに視点をおくことなく、質的な変化にも着目し、職員及び処遇・教育資源の配分をいかに行き、どのような矯正処遇をどのような方法で付与し、個々の受刑者の社会復帰をより効果的な形で実現していくかが今後の課題となろう。

現在の過剰収容という状況は、矯正処遇担当者にとってはまさしく逆境であるが、見方を変えれば、矯正処遇の効率化を模索・検討する得難い機会であるとも言えなくはない。

つまり、このような苛酷な状況下において有効とされるような処遇技術、教育プログラム等が案出・開発されるなら、それこそが行刑施設にとっては将来につながる大きな財産だからである。

社会状況は、今後一層複雑化し、家族、職場を含めた様々な人間関係も従来の形から別の形へと次第に変質していく可能性がある。その過程で、これまでとは異なった、新手の犯罪へのインセンティブが生まれてくることも十分に考えられる。

矯正処遇担当者が、過剰収容という現実を、このような様々な犯罪のインセンティブに抗し得る強固な意志を作り上げるための処遇技法を考究する得難い機会とするなら、必ずや将来の施設運営につながる成果が生まれるものと信ずる。

また、本研究では、収容動向を予測するため、これと関連する事象の探索を行うとともに、各事象の収容動向に与える影響度を調べるためにシミュレーション・システムを開発したが、収容動向の予測及び関連事象の研究は、矯正処遇のために用意されている人的・物的資源の効率的配置に資するというだけにとどまらず、教育プログラムの編成、準備等を考えるための戦略的情報を得るための、極めて有用な手段だと考えられることから、今後もこの種の研究が引き続き行われることを望むものである。

平成 14 年 5 月 印 刷

平成 14 年 5 月 発 行

東京都千代田区霞が関 1-1-1

編集兼
発行人 法 務 総 合 研 究 所

印刷所 ヨシダ印刷両国工場
